

特 220

715

昭和七年八月十九日

不況打開 全國土木建築請負業者大會記事

日本土木建築請負業者聯合會

始





演 說.....(五)

東京代表 宮長平 作君.....(六)

名古屋代表 成瀬竹次郎君.....(六)

決 議.....(六)

實行委員選舉.....(六)

陳情委員選舉.....(七)

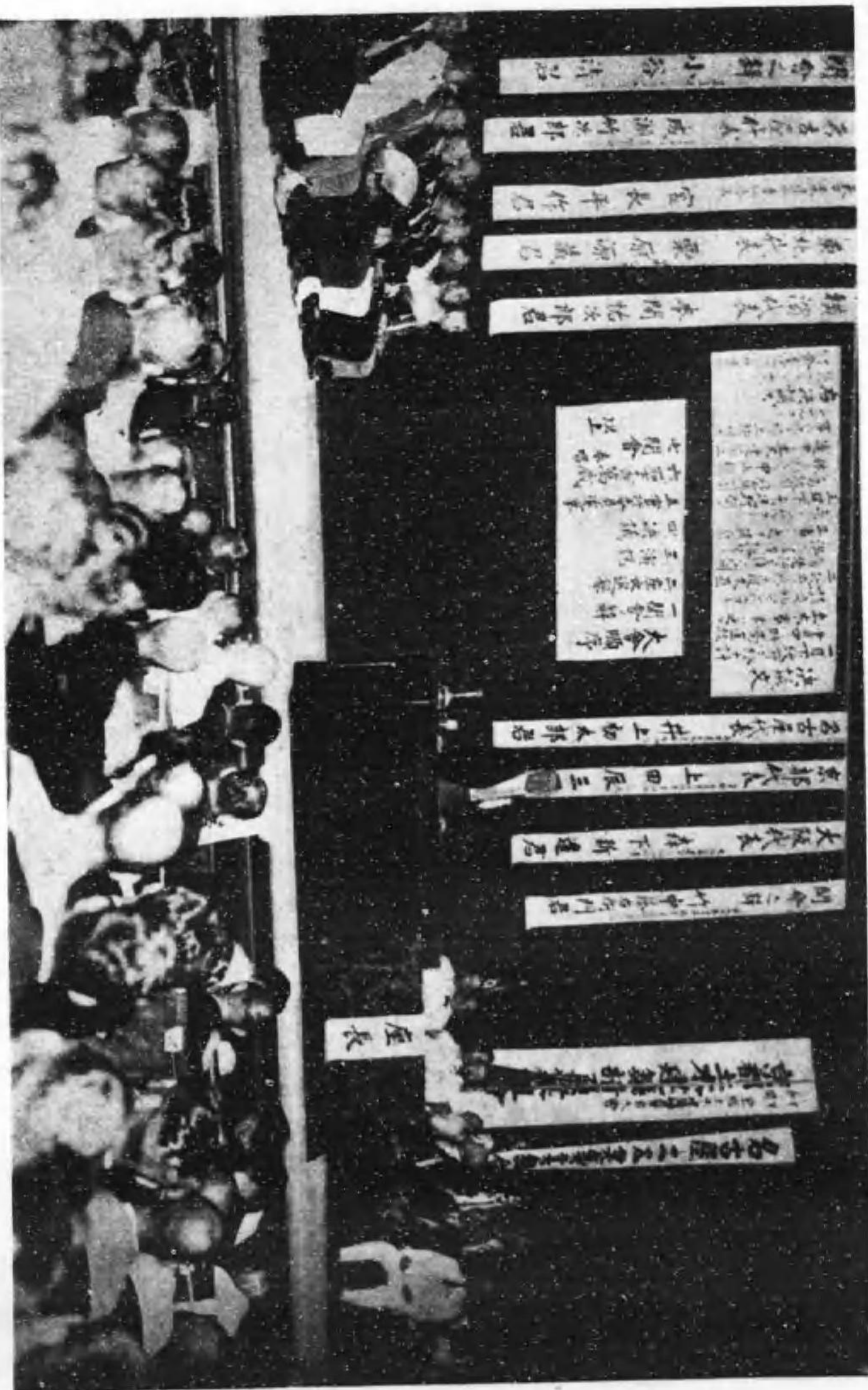
聖壽萬歲ノ奉唱.....(七)

閉 會 ノ 辭.....(七)

大會後ノ運動經過.....(七)

各地ニ於ケル活動.....(七)

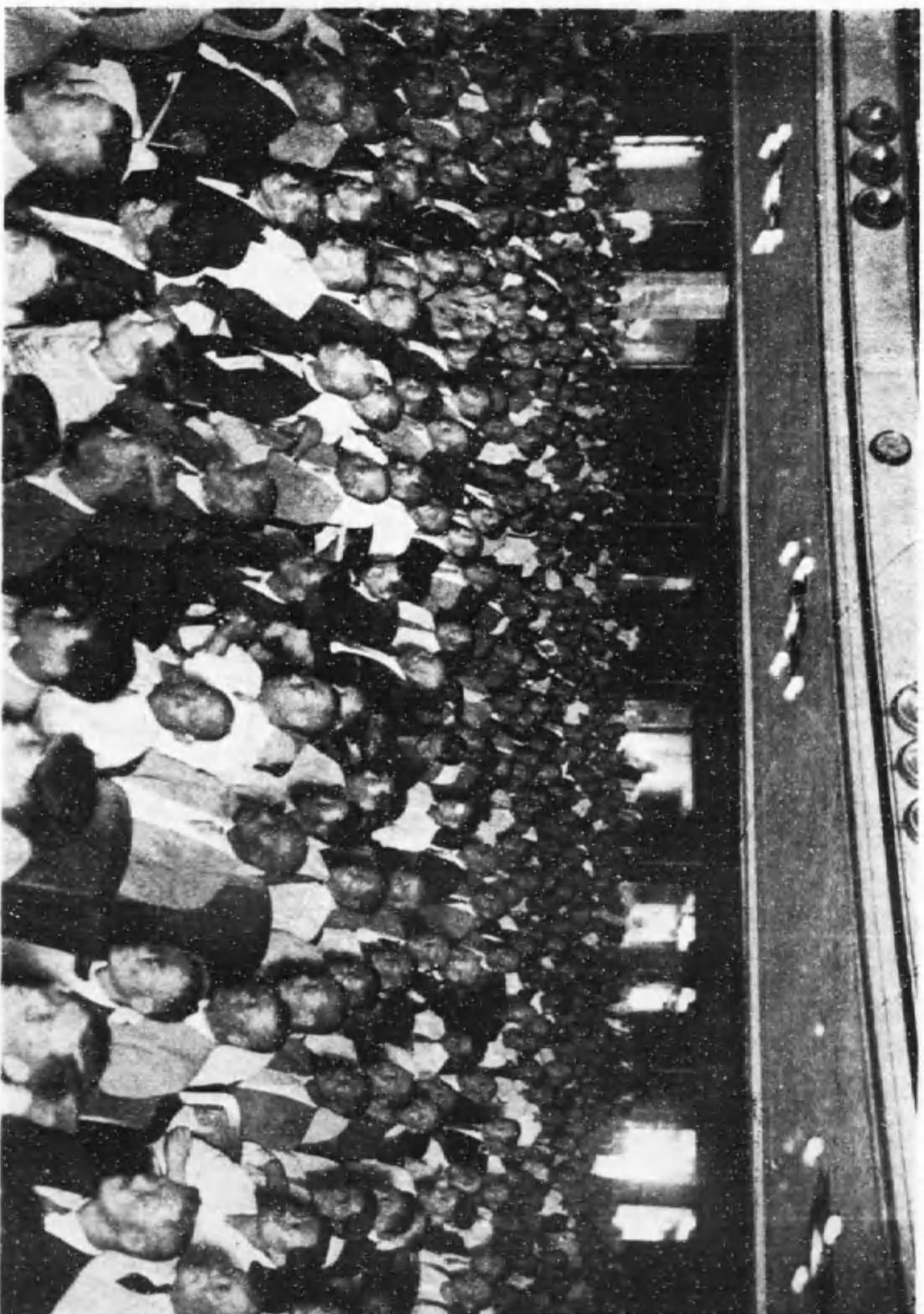
催主會合聯者業負請築建木土本日 況不  
 會 大者業負請築建木土國全 開打



日本土木建築者聯合會 會長中藤右衛門君開會挨拶

二ノ共

日本土木建築業聯合會  
日本土木建築業負擔者聯合會  
全國建築業大會



會場の内盛況

### 序 言

吾カ業界ハ昭和四年濱口内閣成立以來、所謂緊縮政策ノ遂行ト一般財界ノ不況トニ虐ゲラレ、今ヤ不振其極ニ達シ、全ク萎靡困憊ニ陥リ空前ノ慘狀ヲ呈シ、隨テ斯業ニ従事スル熟練労働者モ大半失業状態ニ陥リ業界ノ衰頹ト共ニ失業者益々激増シ、今日ニ在リテハ全ク糊口ニ窮シ、實ニ慘憺タル状態ニアリ、是ヲ中小商工業者又ハ農漁山村ノ窮乏ニ比スレバ、其ノ窮迫ノ度ハ寧ろ遙ニ超ユルモノアリト謂フモ決シテ過言ニアラザルノ實情ニアリ。

本聯合會ハ昭和四年以來、總會ノ決議或ハ全國土木建築關係業者五十七團體聯合大會ノ決議等ニ基キ、熟練労働者失業救済ノ件、失業救済事業ノ直營ヲ廢シ請負ニ附セラレ度件、河川港灣ノ直營工事ヲ廢シ請負ニ附セラレ度件、政府及公共團體ニ於ケル中止又ハ繰延中ノ工事ヲ繰上ゲ施行セラレ度件等ニ關シ、再三、再四陳情請願ヲ重ネタルモ、毫モ顧ミラレズ今日ニ及ビタルハ寔ニ遺憾トスル所ナリ。

今回齋藤協力内閣ニ於テ、去ル第六十二帝國議會ニ於ケル議決ニ基キ、時局匡救大土木事業起工ノ

計畫アルヲ傳ヘラル、ヤ、恰モ大旱ニ雲霓ヲ望ムガ如ク、窃ニ業界ノ更生ヲ期待シタルニ愈々右計畫ノ内容判明スルニ及ビ内務當局ハ先年來ノ失業救済直營工事ノ失敗ニモ省ルトコロナク、今回ノ農村救済土木事業ハ純然タル直營又ハ地元公共團體ノ請負施工トナシ、其ノ間ニ請負人ノ介在ヲ許サザルノ方針ナルヲ知り、斯クテハ正業ノ權利ハ將ニ危機ニ置カレ、業界ノ前途ハ暗澹トシテ生活上ノ一大脅威ナルノミナラズ、如此ニシテ推移センカ業界ニ及ボス思想上ノ影響モ亦計ルベカラザルモノアルベク邦家ノ爲メ深憂ニ堪ヘザル所ナリトシテ業者ノ蹶起ヲ促スニ至レリ。

依ツテ本會ハ、吾々當業者トシテ、不取敢關係當局ニ警告ヲ與ヘ、且ツ汎ク國民一般ニ事理ヲ訴フルノ必要ヲ感ジ「農村救済土木工事は請負施工を原則とすべし」ノパンフレットヲ編纂、印刷ニ附シテ之ヲ政府當局ヲ初メトシ全國市町村長ニ至ル迄各有識階級ニ頒布シ、尙從來ノ要望ヲ強調スル爲メ全國請負業者ノ連署ヲ以テ時局匡救土木事業ハ之ヲ請負ニ附セラレ度事、從來直營施行ニ係ル河川港灣及道路等ノ工事ハ之ヲ請負ニ附セラレ度事、中止繰延中ノ土木建築工事ハ之ヲ繰上施行セラレ度事ノ三事項ヲ陳情請願スベク決議シ、更ニ右陳情ノ趣旨貫徹ノ爲メ、八月十九日東京市日比谷公會堂ニ於テ、不況全國土木建築請負業者大會ヲ開催シ、其ノ決議ト共ニ陳情書ヲ提出スル事ニ決定スルニ至レリ。

## 大會準備經過

## 不況全國土木建築請負業者大會準備經過 打開

【一】七月六日、第十三回總會決議第一〇號議案

「土木建築工事ニ從事スル熟練職工人夫ノ救済ニ關シ本會ハ屢決議ヲ爲シ再三、再四當局ニ陳情請願シタルモ未タ徹底ヲ見ルニ至ラス失業者ハ益激増ノ實況ナリ依ツテ政府ニ對シ速カニ之レカ對策ヲ講スル様促進運動ヲ繼續シ貫徹ヲ期スルノ件(第十一回總會第九號、第十二回總會第四號議案)及第一一號議案

「失業救済ノ爲メ各省並ニ府縣市町村其ノ他公共團體ニ於テ施行スル土木建築工事ハ直營又ハ町村ノ請負ノミニ據ラス當業者ノ請負ニ附セラルル様政府當局へ陳情請願シタルモ未タ處期ニ達セサルヲ遺憾トス依ツテ之レカ促進運動ヲ繼續シ目的ノ貫徹ヲ期スルノ件(第十二回總會第五號議案)ニ關シ午前十時ヨリ土木業協會ニ於テ實行委員總會ヲ開催シ陳情方針及方法等ニ就キ研究討議ノ上左ノ通り決定セリ

〔決議〕

- (一) 從來當局ニ對スル陳情ハ主トシテ熟練勞働者ノ失業救済ヲ標榜シタルモ之レヲ此際變更シ請負業界ノ救済ヲ主眼トシ兼テ熟練勞働者ヲ救済スルモノトシテ陳情スルコト
- (二) 時局救済事業ハ請負ニ附スルコトヲ主トスル様左ノ方法ニ依リ當局及兩院議員ノ了解ヲ求ムルコト
- (イ) 聯合會本部ハ當局及政黨ノ幹部側ト懇談了解ヲ得ルコト
- (ロ) 支部ハ各地毎ニ當該地選出ノ議員ト懇談了解ヲ得ルコト、但シ本件ハ支部ノ任意トス
- (三) 陳情書及陳情方法
- (イ) 陳情書案ハ起草委員ニ於テ(一)時局匡救土木事業ハ之レヲ請負ニ附セラレ度事(二)從來直營施行ニ係ル河川港灣及道路等ノ工事ハ之レヲ請負ニ附セラレ度事(三)中止、繰延中ノ土木建築工事ハ之レヲ繰上施行セラレ度事ノ三項ニ亘リテ作製スルコト
- (ロ) 陳情書ニハ同業者ノ連署ヲ求メ之レヲ内閣總理大臣ニ提出シ他ノ提出先ハ其ノ寫ヲ添付スルカ又ハ連署ノ人員ヲ附記スルコト
- (ハ) 連署ヲ求ムル爲メ左ノ方法ヲ採ルコト

#### 團體會員

本部ハ陳情書案及連署用紙ヲ火急印刷ニ附シ各支部へ若干部數送付シ支部ハ適宜ノ方

法ヲ用ヒ(遠隔地在住者ノ爲メ一人ニ付一葉ノ用紙ヲ使用スルモ不得已得モノトス)迅速ニ同業者(最寄未加入者共)ノ連署ヲ得テ七月三十日迄ニ到着スル様本部へ發送スルコト

#### 個人會員

前項ニ準シテ取扱ヒ且ツ最寄同業者ニ陳情ノ趣旨ヲ説明シ成ルベク多數ノ連署ヲ求ムルコト

#### 未加入組合及同業者個人

未加入組合及同業者個人ニ對シテモ可及的前二項ニ準シテ取扱フモノトス

(四) 前三項外ニ亘ル運動方法ニ就テハ別ニ研究スルコト

〔陳情書及連署用紙ハ大會後ノ經過狀況ノ部参照〕

【二】 右ノ決議ニ基キ本部ハ直チニ手配ヲ爲シ且ツ七月二十六、七ノ兩日ニ於テ正副會長及實行委員長ハ政民兩黨本部ヲ訪問シ政務調査會長、幹事長其他ノ有力幹部等ニ面會シ了解ヲ求メタルニ何レモ目的達成上困難ヲ感スルノ模様ヲ觀取セラレタリ。

【三】 兩政黨幹部ヲ訪問シタル狀況前記ノ如ク且ツ新聞紙ノ傳フル所ニ依レバ政府當局ニ於テ企圖シツ、アル時局匡救ノ爲メノ農村救済土木事業ハ純然タル直營施工ノ方針ヲ採レルノミナラス之レカ理由トスル所ハ請負業者ヲ目シテ中間搾取者トナシ其ノ介在ヲ許サスト爲スモノ、如ク政府當局ノ吾カ業界ニ對スル認識ノ充分ナラサルモノ甚敷クテハ請負業界ノ前途實ニ暗憺タルモノアリ依ツテ之レカ蒙ヲ開キ尙汎ク國民一般ニ事理ヲ訴フベク八月十日ノ實行委員總會承認ノ下ニ左ノ「パンフレット」ヲ印刷ニ附シ政府當局ヲ初メトシ全國市町村長ニ至ル迄約二〇、〇〇〇冊ヲ配付セリ。  
パンフレット

### 農村救済土木工事は請負施工を原則とすべし

時局匡救對策の一として、政府が地方土木工事を起し、以て農村の窮乏を救済せられんとすることは、誠に緊要適切な政策であつて、一日も速かに之か着手を見んことは、今日國民一般の期待しつゝあるところである。

従つて此の機會に、吾々當業者としても其實施工方針につき、一應の意見を開陳し置くの必要を認めるものである。

最近都下一二の大新聞の報道に依れば、今回の農村救済土木工事は、純然たる直營主義を取り、其の間請負人の介在を許さざる方針であるものゝ如くである。

何が故にかく直營工事に限定せらるゝに至つたか、その理由とするとところ甚だ疑問であつて、今日の請負業者はその技術その信用に於て昔日の比でなく、その存在を無視する一切の土木事業計畫が、到底經濟的に遂行し得らるる筈はないのである。

試に云ふならば、吾々當業者に依る工事は場合に依りては測量、設計より工事の施工に至るまで、一切を引受けることが出来るのみならず、豊富なる資金と優良なる技術と、而して充分なる經驗とを以て、實施に當るのであるから、直營施行に比較し同じ工事を短期に然かも低廉なる工費で仕上げることが出来るのである。直營施工がはるかに工費を増嵩する理由は敢て説くまでもないが、之を一言にて盡せば、所謂「お役所仕事」に外ならないからである。

専門の業者は巧に労働者を統制指導して、能率を擧ぐるばかりでなく、經驗を基礎とした各種の獎勵方法に依り、極めて有効適切に工事の促進を計り得るに反し、所謂役所仕事は大體常備制度であつて、工事の捗取らないことについては、世上定評のあるところである。

然らば請負業者は労働者を酷使するかと云ふに、決して左様ではない。結局報酬に對する當然なる労働を、業者が労働者に要求するだけである。

「仕事場に顔だけ出せば賃金が貰へる」と云ふ様な無意味な労働に對してまでも、普通の賃



金を支拂つたならば、それは救恤となるであらうが事業ではない。それは情民獎勵と國費の濫費に外ならないのである。

近來鐵道省の如きも丹那隧道等の如き特殊のものを除いた工事の大部分は、殆んど請負になつて來たのである。曾て種々の理由の下に直營施行に決つて居た橋桁架設工事、軌道敷設工事も、是た亦大部分請負施行となつて來たのは、畢竟この直營主義の不經濟を認められたるが爲に外ならない。今日では最早「請負と直營との比較研究」の討議の如きは、過去の物語と言つても過言でないと思ふのである。

今回實施さるゝ農村匡救土木事業に於て、「直營施行を原則とす」との新聞の報道が事實であるとして、此の原則なるものを批判して見るならば、

「農村救済が目的であるから、出来るだけ農民の收得を増さしむるには、起業者より直接労働者に賃金を支拂ふこととして、其の間に所謂口錢取を介在せしめぬ事」

であると思はれる。これは一應の理由ある様に聞ゆるが、専門的見地よりすれば決して然らずと斷定し得るのである。勿論經濟本位より云へば請負は直營に優ること萬々であるは上記の如くで、今更議論の餘地は無い。重複を厭はず之れが説明を加へて見るならば、茲に或町村役場が起業者として直營工事を施行せんとする時に當つて、立所に技術者を必要とする

から、新たに之を採用するか、又は縣より旅費を支拂つて出張せしめ、設計施行の指導に従事せしめることに成るであらう。一時的工事に對して技術者の新規採用をなすの不經濟なるは、言を俟たざる處である。又縣よりの出張員も各方面に於て、多數の施行を見る場合は、之れに對して優秀なる技術者のみを、派遣することも亦不可能の事であるのみならず、根本に於て所謂「お役所仕事」で能率は擧がらないのである。從而道路が百間出来る豫定のもものが、其半分も出来ないうちに、工費が無くなつて終うと云ふ事もある。此處で見逃すことの出来ぬ點は、國費の濫費と情民の養成で、即ち直營は其性質上、勞力に對する能率と賃金との權衡を失する傾向を多分に持つものである。斯くの如くんば、現内閣の強調せらるゝ自力更生の精神に伴るものと言はなくてはならぬ。之れに反し、請負は能率に相當する賃銀を支拂ふことを原則とするから、苟くも眞面目なる農民ならば、個人の收得は却て直營施行の場合より多くなる譯である。農村匡救の目的は疲弊困憊の農民を救済するにありて情民を獎勵するにあらず、非常時の事業なるが故に、一層刻苦精勵の美風を涵養すべきである。若し茲に思を致さず只だ形式的の救済に終るならば、遂に悔を百年の後に残すの結果となるは必定であらう。

先般内務省施行に係る失業救済工事に關係した人の談によれば、多數の労働者が餘りに怠

情である爲め、注意を與へた處「元々我々を救済する爲めの工事であつて、我々を働かせるのが原則でない」との意味で快く指揮に服しなかつたのみか共に働いて居る練熟労働者に迄かゝる氣分が波及するに至つたことである。

斯くの如きは思想上から見ても誠に戰慄を禁じ得ない點である。

斯様な次第であるが故に、豫算の二割、三割の増加は愚か、それが五割の増加になつても、果して完全な事業遂行が出来るかどうか、頗る疑問で當局者としては之等の實狀を充分に考慮して貰ひたいのである。

然らば農村匡救工事は之を請負に附するを適當とするかどうかとの問題について、吾々は即座に「然り」と答へるのを躊躇しないのである。何となれば經濟上請負が直營に優ることは既に論じた通りであつて、若し直營とすれば府縣廳には現在工事に必要な技術者の適數なく又器具機械の用意のないことも明かである。況んや町村役場に至つては尙更その準備がない、急いで技術者の新規採用となり、器具機械購入の必要が生じて來るのみならず、工事終了後に於ける人事の問題も考慮の要がある。之れに反し請負業者に於ては常に之等の用意を有するのであるから、工事を請負に附する事とすれば、之等の雜費が省かれ、全體の豫算の内勞銀として農民に支拂ひ得る金額が却て増加する事となるのである。更に請負に附し農

民に出来るだけ多額に勞銀を支拂ふ方法としては、起業者は全労働者の何割迄は地方農民を使用し日給勞働時間に對し標準を定める條件を附して請負契約をすれば、充分に農民救済の目的が達せらるゝのである。然る場合は請負業者は所持の器具、機械を持込み作業の段取を最も合理化して工事を進めると同時に、労働者も多く働けば多きを得ると云ふ所謂所得分配の公平を得て、思想上にも悪影響を來さず町村役場等起業主に於ても此の不馴れの仕事より生ずる弊害や繁雜も起らぬ。即ち一石二鳥の結果となるのである。

次に此問題に關して動もすれば中間搾取なる語が用ひらるゝ一事である。かゝる言をなす者は近代の事業經營に對し十分の認識を有せざるものである。何が故に獨り請負工事のみを目し中間搾取とするか、吾々は斯る非常識に對しては一々抗辯するの恐なるを感ずるのである。

要之今日農村救済は實に焦眉の急を要するのである。斯る危急に際し極めて不經濟にして且手續の煩瑣なる、時日を空費し欠陥多き直營主義を取ることは、却つて農村にとり迂遠の救済策たるを免れぬ。斯くては折角の救済事業も其の目的の半ばを減殺せらるべきこと火を見るより明かである。

此の點は吾々當業者として豫め關係當局に警告をなし、又汎く國民一般に事理を訴へんと

する所以である。

以上

【四】八月十日、七月六日ノ實行委員總會ノ決議ニ依リ全國土木建築請負業者ノ連署セル土木建築業界窮狀打開ノ件陳情書ノ提出時期及方法ニ關シ土木業協會ニ於テ實行委員總會ヲ開催シ前項ノ事情ニ照シ審議ノ結果左ノ通り本會主催ノ下ニ不況全國土木建築請負業者大會ヲ開催スルコトニ決定シ直ナニ會員其他陳情書ニ調印シタル關係方面ニ通知セリ。

### 決 議

土木建築業界窮狀打開ノ爲臨時大會ヲ開催ス

右決議ニ基キ更ニ大會ノ名稱並ニ大會ノ「プログラム」等ヲ決定スルコト左ノ如シ

(一)大會ノ名稱 不況全國土木建築請負業者大會

主催 日本土木建築請負業者聯合會

(二)大會開催プログラム及其他

一、日 時 八月十九日正午入場、午後一時開會

二、會 場 東京日比谷公會堂

三、司會者及座長 竹 中 會 長  
四、開會 挨拶 同 人  
五、決議文朗讀 宮長副會長  
六、演 說 者 六大都市支部ヨリ各一名並ニ仙臺ヨリ一名、廣島ヨリ一名トス  
右各支部ハ演說者ヲ選定シ其ノ氏名ヲ八月十六日迄ニ必ズ本部へ通知スルコト

七、大會準備委員 東京土木建築業組合長宮長平作君ヲ準備委員長トシ且ツ準備委員ハ同組合ニ委任ス

八、大會 委員 竹中會長ヲ委員長トシ委員ニハ本會實行委員全員並ニ前項準備委員ヲ以テ之ニ充ツ

九、廣告 其他 新聞ニ大會開催ヲ廣告スル等其ノ細部ニ就テハ理事者ニ一任ス

一〇、神宮 參拜 當日實行委員全員及有志ハ午前九時神宮橋ニ集合ノ上明治神宮ニ參拜シ「皇室ノ御繁榮」ト「國運ノ隆昌」ヲ祈願スルコト

二、大會委員ノ入場 當日午前十一時大會場ニ集合スルコト(實行委員ハ前項參拜終了後直チニ集合スルモノトス)

三 地方ノ出席者等ニ就テ

(イ) 近接府縣在住ノ陳情書調印者ニハ出席案内狀ヲ發送スルコト

(ロ) 各支部ヨリ可成多數上京セシムルコト

(ハ) 各組合ハ當日組合旗ヲ持參スルコト

三、陳情 大會當日決議後直チニ左ノ五大臣ヲ訪問陳情スルコト

內閣總理大臣

內務 大臣

大藏 大臣

農林 大臣

商工 大臣

翌二十日ハ右以外ノ各大臣ヲ訪問陳情スルコト

爲之隔地上京者ハ可成滞在スルコト

四、各地ノ運動 各支部ニ於テモ引續キ大會ヲ開キ氣勢ヲ舉ゲ當該地當局ニ迫ルコト

ハ至極機宜ニ適スルモノトス但シ本件ハ各支部ニ於テ任意トス

五、決議文案左ノ如シ

但本決議ハ「土木建築業界」  
窮狀打開陳情書ニ添付スルモノトス

決 議 案

一、目下政府ニ於テ計畫中ノ時局匡救土木事業ハ之ヲ請負ニ附セシムルコト

二、政府ニ於テ從來直營施行ニ係ル河川港灣及道路等ノ工事ハ之ヲ請負ニ附セシムルコト

ト

三、現下ノ不況打開ノ爲政府及公共團體ニ於ケル中止、繰延中ノ土木建築工事ハ之ヲ繰

上施行セシムルコト

右決議ス

昭和七年八月十九日

不況全國土木建築請負業者大會  
打開

主 催 日本土木建築請負業者聯合會

【五】 同 日、實行委員總會解散後引續キ午後四時三十分ヨリ本部會ヲ開キ左ノ事項ヲ協議セリ。

(イ) 隣接府縣即チ東京府、神奈川縣、山梨縣、埼玉縣、群馬縣、栃木縣、茨城縣、千葉縣ノ一府七

縣中陳情書ニ連署シタルモノ約四、〇〇〇名ニ對スル大會案内狀(端書)ノ印刷及發送方ヲ東京組合ニ委託ノ件

- (ロ)大會開催ノ件ヲ新聞廣告ニ就キ諸事項打合
- (ハ)大新聞社ノ社會部長及經濟部長ヲ招待シ了解ヲ求ムル件ニ付諸事打合
- (ニ)大會入場券ノ印刷及配布ニ關シ東京組合ヘ委託ノ件
- (ホ)大會場ノ設備萬端ヲ東京組合ヘ委託ノ件
- (ヘ)大會當日役員其他ノ辨當準備方ヲ東京組合ヘ委託ノ件
- (ト)大會當日明治神宮參拜者ノ歸途乗用及陳情代表者乗用自動車ノ準備ヲ東京組合ヘ委託ノ件
- (チ)決議書ノ印刷及陳情書ノ整備ニ關スル諸事項ノ打合
- (リ)土木建築關係業者團體ニ對スル大會案内狀ノ準備及發送方ヲ東京組合ヘ委託ノ件
- (ヌ)東京府下新聞社ヘ大會當日ノ案内狀發送ニ關スル件
- (ル)會員及陳情書ニ連署方ヲ斡旋シタル組合其他ヘ大會開催ノ通知ニ關スル件

【六】八月十一日、大會々場借受ニ就キ左ノ通り東京市長ヘ申請書ヲ提出セリ。

公會堂使用申請書

- 一、公會堂名 日比谷公會堂
- 二、使用目的 土木建築業界不況對策ノ爲請負業者會合
- 三、使用日時 昭和七年八月十九日 自正午 至午後五時
- 四、入場料類 不徵收
- 五、其ノ他 不徵收

右東京市公會堂使用條例ニ依リ使用致度候ニ付御承認相成度候也

昭和七年八月十一日

東京市麴町區内幸町一ノ三大阪ビル六階

日本土木建築請負業者聯合會

澁谷 輝

東京市長 永田 秀次郎 殿

【七】八月十二日、會場所轄丸ノ内警察署長ヘ左ノ通り集會願ヲ提出シ同時ニ該署長ヨリ取締ニ關スル請書ヲ又會場管理者タル市公園課長ヨリ覺書ヲ徵セラレ。

集會願

東京市麴町區內幸町一丁目三番地

日本土木建築請負業者聯合會

申請人 澁谷輝

明治十三年十二月二十一日生

- 一、集會場所所在地 麴町區日比谷公園內
- 一、集會場名稱 東京市日比谷公會堂
- 一、集會 期間 八月十九日
- 一、集會 時間 自午後〇時至午後五時
- 一、集會 種類 講演會
- 一、集會ノ目的 土木建築業界不況對策ノ爲請負業者會合
- 一、講演者ノ氏名 「符箋 講演者未定ニ付決定次第記入可致候」
- 一、入場人員豫想 二千六百名
- 一、入場 場 料 徴收セズ

右之通集會致度別紙書類相添へ此段及御願候也

昭和七年八月十二日

右 澁 谷 輝

麴町丸ノ内警察署長 永田繁太郎殿

右使用ヲ承認ス

昭和七年八月十二日

東京市日比谷公會堂團

請 書

來ル八月十九日日比谷公園内日比谷公會堂ニ於テ土木建築業界不況對策ニ關シ日本土木建築請負業者聯合會臨時總會相催候ニ就テハ左記事項嚴守可仕此段請書及提出候也

左 記

- 一、時間 嚴守、八月十九日正午ヨリ午後五時ニ至ル間トス
- 二、入場人員、會場定員以内トス(二千六百名)
- 三、演 說 者、届出人名ノ外飛入ヲ爲サシメルコト
- 四、演題及演旨、政談ニ亘リ或ハ當局ヲ糾彈スル等ノコトナキコト

- 五、陳情、決議其他名目ノ如何ヲ問ハス示威的運動ニ出テサルコト
- 六、陳情代表者、十名以内タルコト
- 七、宣傳ビラノ撒布、ポスターノ貼付、立看板樹立(會場入口ハ此ノ限りニアラス)等ヲ爲サ、ルコト
- 八、會場内ニ在リテ飲酒セシメサルハ勿論酒氣ヲ帶ヒタル者ハ入場セシメサルコト
- 九、會場外ニ向ツテ擴聲器ノ類ヲ用キ放送等ヲ爲サ、ルコト
- 十、滿員ノ場合ハ直チニ滿員札ヲ掲示シ以後入場セシメサルコト
- 十一、陳情代表者ハ陳情ノ際自動車ニテ往復シ自動車ニハ乗込員ニ必要ナル目標ヲ附スルノ外裝飾其他ノ設備等ヲ爲サ、ルコト
- 十二、以上ノ外派遣警察官吏ノ取締上爲ス注意指示等ヲ嚴守スルコト

昭和七年八月十二日

東京市麴町區内幸町一丁目三番地

大阪ビルヂング六階

日本土木建築請負業者聯合會

澁谷輝

麴町區丸ノ内警察署長 永田繁太郎殿

覺書

×

×

×

八月十九日正午ヨリ貴日比谷公會堂ニ於テ講演會場トシテ借用候ニ付テハ左記事項承諾致シ候

- 一、正午ヨリ午後五時迄ニ原狀ニ復スルコト
- 一、聽衆ハ二千六百五十名以下トス
- 一、當日器具、機物破損ノ場合其ノ責ニ任ス

昭和七年八月十二日

東京市麴町區内幸町一丁目三番地

大阪ビルヂング六階

日本土木建築請負業者聯合會

澁谷輝

東京市保健局公園課長 井下清殿

【八】八月十三日、左ノ九新聞社社會部長、經濟部長ヲ招待シ業界不況打開ニ關シ意見ヲ聽取スルト  
同時ニ輿論喚起方ニ就キ援助ヲ依頼スベク招待狀ヲ發送セリ。

- 東京朝日新聞社（社會部長） 北野吉内君
- 東京朝日新聞社（經濟部長） 白石幸三郎君
- 東京日日新聞社（社會部長） 永原茂樹君
- 東京日日新聞社（經濟部長） 杉山幹君
- 時事新報社（社會部長） 和田日出吉君
- 時事新報社（經濟部長） 森田久君
- 報知新聞社（社會部長） 山崎善太郎君
- 報知新聞社（經濟部長） 山邊林太郎君
- 讀賣新聞社（社會部長） 宮崎光男君
- 讀賣新聞社（經濟部長） 山崎靖純君
- 國民新聞社（社會部長） 千原文英君
- 國民新聞社（經濟部長） 長谷川光太郎君
- 都新聞社（社會部長） 渡邊英夫君
- 都新聞社（經濟部長） 稻見泰治君
- 中外商業新報社（社會部長） 小田島定吉君
- 中外商業新報社（經濟部長） 小汀利得君

毎夕新聞社（社會部長）  
經濟部長

原木郁太郎君  
加賀卯之吉君

【九】八月十四日、午後一時ヨリ本部會ヲ開キ大會開催ノ準備ニ關シ諸事打合ヲ爲セリ。

【一〇】同日、昨年開催セル失業防止聯合會大會ノ際加盟シタル土木建築關係業者團體へ左ノ  
通り大會案内狀ヲ發送セリ。

拜啓殘暑之候愈々御清適之段奉慶賀候陳ハ土木建築業界ノ不況對策ニ付テハ先年斯界關係業者團體聯合大會ヲ開催シ爾來引續キ運動中ニ有之候得共未タ其ノ目的ヲ達成スルニ至ラス業界ノ萎靡衰頹ハ日ニ月ニ深刻ヲ加ヘ實ニ寒心ニ堪ヘサルモノ有之候就テハ之カ窮况打開ノ爲メ來ル十九日正午ヨリ日比谷公會堂ニ於テ不況打開全國土木建築請負業者大會ヲ舉行シ以テ政府當局ニ迫リ目的ノ貫徹ヲ期シ度候間貴組合ヨリ多數御出席ノ上御聲援ヲ賜リ度右御案内旁御願マテ得貴意候 敬具

昭和七年八月十四日

日本土木建築請負業者聯合會

會長 竹中藤右衛門



(發送先)

日本木材業組合聯合會、大日本石材業組合聯合會、東京解回漕業組合、東京塗料商工組合、東京塗裝業組合、東京銅鐵問屋組合、東京壁材料商同業組合、東京瓦營業組合、東京金物問屋組合、東京疊表花莖同業組合、東京疊工組合、東京疊製造同業組合、東京建具業組合、東京煉瓦タイル問屋組合、東京煉瓦工建築職業組合、東京土商組合、東京土砂船埋築業組合、東京府板金加工業組合、東京衛生工事同業組合、東京鐵工機械同業組合、東京電氣商工組合、東京電氣業組合、東京材木問屋組合、東京材木商同業組合、東京左官組合、東京砂利業組合、東京花崗石請負組合、東京西洋家具同業組合、東京石材問屋組合、東京石材工業組合、東京砂利組合、多摩川砂利採取組合、京濱アスファルト同業組合、江東板金工同業組合、江東鐵商組合、荏原材木商組合、江戸川砂利聯合會、江戸川砂採取販賣組合、千住材木問屋組合、東京機械金物同業組合、東京金物同業組合、東京板硝子商組合(局ヨリ)、東京陶磁器同業組合、東京地銅鑄問屋組合

【二】八月十五日、東京土木建築業組合ニ於テ役員會ヲ開キ大會當日ノ委員ヲ左ノ通り定ム。

受付係

委員長 戸澤八五郎君

近藤濱五郎君

岡崎金次郎君

葛和安太郎君

上田 佐 助君

池田 光 次君

馬場 徳 司君

西浦周三郎君

増田 磯 吉君

大屋 傳 作君

青木孝太郎君

土村 壽 吉君

鈴木 庄 吉君

野村壽太郎君

石田 充 親君

百瀬伊兵衛君

神馬千代吉君

塙 三 郎君

三尾龜之助君

谷 吉 喜 代君

中島市次郎君

田島 三 好君

石 綿 一 君

武井與四郎君

三上 秀 雄君

北村 龜 治君

足立傳兵衛君

加藤芳太郎君

各支部書記

接待係

委員長 島 田 藤君

石井 權 藏君

安藤徳之助君

植村 克 巳君

錢高作太郎君

松村 雄 吉君

飛島 文 吉君

戸田利兵衛君

横山 信 毅君

中野喜三郎君

記者係

委員長 丹 藤 信 勝君

岩浪光二郎君

小田 末 吉君

吉田 勝 之君

湖松 茂 吉君

西川 幡 之助君

石井重三郎君

會場係

委員長 森 田 彦 隆君

- |         |        |        |        |
|---------|--------|--------|--------|
| 石井鶴次郎君  | 橋本政吉君  | 西松光治郎君 | 徳久次郎君  |
| 長義三郎君   | 勝村幾之介君 | 高橋謙一郎君 | 栗原源蔵君  |
| 藤田竹三君   | 鴻池忠三郎君 | 白井甚次郎君 | 今泉小源次君 |
| 吉原金太郎君  | 近藤彌太郎君 | 五十嵐惣一君 | 藤本清次郎君 |
| 山形末吉君   | 大野銓吉君  | 藤井清次郎君 | 石井佐四郎君 |
| 關一壽君    | 堤正道君   | 佐藤代三郎君 | 西尾亥三郎君 |
| 高安朝男君   | 田代正芳君  | 外山繁太郎君 | 秋葉秀三郎君 |
| 三木錠藏君   | 三神爲吉君  | 荻野久七君  | 下村久之助君 |
| 芝江初五郎君  | 窪寺惣太郎君 | 市川治作君  | 草間文七郎君 |
| 齋藤文藏君   | 花井敬三君  | 武林由助君  | 内藤正之助君 |
| 藤代徳治郎君  | 坂本弘君   | 桐谷芳郎君  | 鈴木治作君  |
| 鈴木隆平君   | 遠藤隆一君  | 加藤茂吉君  | 杉山清次郎君 |
| 大堀庫次君   | 高野角太郎君 | 石原快三君  | 竹下幾太郎君 |
| 三ツ木三五郎君 | 關白三君   | 宮本喜三郎君 |        |

【二三】同日、團體會員其他陳情書調印ニ關係シタル向ニ對シ左ノ通り大會案内狀ヲ發送セリ。

拜啓 殘暑の候愈々御清適之段奉慶賀候

陳者業界不況打開に關し政府に陳情書提出に就ては先般來種々御手数數相煩し厚く御禮申上候  
今般右陳情書の趣旨を徹底せしむる爲左記の通り不況打開同業者大會を開催し輿論を喚起す  
る事と相成申候に付貴組合よりも多數御出席の上御聲援を賜はり度此段御案内申上候

記

一、會 名 日本土木建築請負業者聯合會主催

不況 全國土木建築請負業者大會  
打開

一、日 時 來ル八月十九日午後一時(正午ヨリ入場)

一、場 所 東京市日比谷公會堂

以 上

昭和七年八月十五日

日本土木建築請負業者聯合會

【二三】同日、隣接府縣在住同業者中陳情書ニ調印シタルモノ約四、〇〇〇名ニ對シ左ノ通り  
大會案内狀ヲ發送セリ。

(案内状)

拜啓

業界の不況打開に關し先般御調印被下候趣旨を徹底せしむる爲め左記の通<sup>不況</sup>打開全國土木建築請負業者大會を開催候奮て御參會相成度候

一、會場 日比谷公會堂

一、日時 八月十九日午後一時開會(正午ヨリ入場)

東京市麴町區内幸町一ノ三大阪ビル六階

日本土木建築請負業者聯合會

【二四】八月十六日、東京組合ニ於テ組合員ニ印刷配布シタル入場券ノ様式左ノ通り。

(入場券)

券	場	入
組名	不況全國土木建築請負業者大會	昭和七年八月十九日 正午入場 午後一時開會 於日比谷公會堂

【二五】八月十七日、午後一時ヨリ本部會ヲ開キ大會準備ニ關シ諸事打合ヲ爲セリ。

【二六】八月十七日、午後六時ヨリ柳橋龜清ニ東京朝日新聞社外八社ノ社會部長及經濟部長ヲ招待シ豫定ノ如ク意見ヲ聽取スルト同時ニ輿論喚起方ニ就キ懇談セリ。(出席者九名)

【二七】八月十八日、都下有力新聞紙上ニ大會開催ノ廣告ヲ掲載シ、且ツ大會當日ノ招待狀ヲ發送セリ。

(面文告廣)

現下之不況打開は土木建築事業の振興に據るの外なし然れ共其實行方法を誤らば弊害百出す依て茲に業者の意見を提唱せんとす 奮つて御來會を乞ふ

不況全國土木建築請負業者大會

一、日時 本月十九日午後一時開會 (正午ヨリ入場)

一、會場 所 日比谷公會堂

主催 日本土木建築請負業者聯合會

(招待状)

拜啓益御清祥奉賀上候

陳者土木建築業界窮狀打開の爲當聯合會主催の下に左記の通り全國土木建築請負業者大會を開催仕り輿論を喚起する事と相成候間何卒御來會被下度此段御案内申上候 敬具

左記

一、日 時 八月十九日午後一時ヨリ開會 (正午ヨリ入場)

二、會 場 日比谷公會堂

三、大會名稱 不況全國土木建築請負業者大會

以 上

昭和七年八月十八日

東京市麴町區内幸町一ノ三

大阪ビルヂング六階

日本土木建築請負業者聯合會

【一八】同 日、午後一時ヨリ本部會ヲ開キ大會委員各係長ヲ召集シ開催ニ關スル諸般ノ打合ヲ爲セリ。

尙開會前ニ於ケル事項ニ就キ左ノ係ヲ設ケ夫々電話ヲ以テ本人ニ通知セリ。

- 一、地方上京者ノ接待係三名外ニ東京組合支部書記二名ヲ定ム
- 二、明治神宮參拜歸途自動車係四名ヲ定メ自動車ハ二五輛トシ本日中ニ手配
- 三、辨當係六名ヲ定メ食堂券ヲ用フルコト、セリ
- 四、明治神宮參拜係二名ヲ定ム

大

會

## 不況 打開 全國土木建築請負業者大會

大會當日、即チ昭和七年八月十九日ニハ午前九時正副會長ヲ始メ、實行委員及各地ヨリ上京セル有志等約一〇〇名ハ、明治神宮ニ參拜シ、幣帛ヲ供進シ「皇室ノ御繁榮、國運ノ隆昌」ヲ祈願シ、同一時三十分會場日比谷公會堂ニ引揚ク。

一方大會場ハ、會場係ニ於テ午前十一時諸般ノ準備ヲ終ルト同時ニ、地方ヨリ上京セル代表者其他ハ續々ト入場シ、午後〇時三十分ニハ既ニ約二、七〇〇名ノ多數ニ達シ、滿場立錫ノ餘地ナキ盛況ヲ呈セリ。會場正面演壇後部ニハ高ク決議文案及大會順序ヲ、其下ニ演說者ノ所屬氏名ヲ掲ケ、其ノ左右二十數旒ノ燦爛タル團體旗ヲ樹立シ、演壇正面ハ辯士席、右側ニ座長席、左右兩側ニハ斜ニ相對向シテ役員及各地上京代表者ノ席ヲ定メ、又聽衆席最前面ハ新聞記者及派遣警官席ニ充當スル等準備全クナリテ、緊張ノ氣堂宇ニ滿チ靜カニ定刻ヲ待ツ。

當日ハ晴曇何レトモ定メ難ク、驟雨氣配モ有リタルモ、東京ハ勿論、川崎、橫濱、橫須賀、名古屋、岐阜、京都、大阪、群馬、千葉、栃木、福島、仙臺、遠キハ北海道等ノ各地方ヨリ多數業者ノ參集ア

リ所轄警察署ハ百名内外ノ官私服ヲ派遣シ、入場者ニ就キ綿密ナル身體検査ヲ行ヒ、且ツ會場ノ内外ニ亘リテ警戒頗ル嚴重ヲ極ム。斯クテ定刻ニ近ヅクヤ會衆頻リニ拍手ヲ贈リテ開會ヲ促シ、緊張ノ氣ハ彌カ上ニ漲レリ。應ガテ定刻、竹中會長ノ開會ノ辭ニヨリテ、大會ノ幕ハ切ツテ落サレ左ノ順序ニヨリテ進行セリ。

- 一、開會ノ辭、日本土木建築請負業者聯合會々長 竹中藤右衛門君
- 二、座長選舉
- 三、演 說
- 四、決 議
- 五、大會實行委員ノ選舉
- 六、聖壽萬歲奉唱
- 七、閉會ノ辭

○五十嵐惣一君 御待タセ致シマシタ、是ヨリ開會致シマス。開會ノ辭、日本土木建築請負業者聯合會々長竹中藤右衛門君ヲ御紹介致シマス。

〔竹中藤右衛門君登壇〕

○竹中藤右衛門君 只今ヨリ開會ヲ致シマス。開會ニ先立チマシテ皆様ニ第一ニ御報告申上ゲマス。トハ、本日ノ大會委員並地方ノ代表者其他有志ノ者ハ今朝明治神宮ニ參拜ヲ致シマシテ、謹ンデ皇室ノ御繁榮ト國家ノ隆昌ヲ御祈リ申上ゲ臣子トシテノ至誠ヲ捧グ奉ツタト云フコトヲ先ヅ第一ニ御報告スルノ義務ガアルト信ズルデアリマス。(拍手)

今回私共ノ主催ト致シマシテ不況打開全國土木建築請負業者大會ヲ開キマシタル所、炎暑ノ折柄ニ拘ラズ、日本全國ノ殆ド各地方ヨリ多數ノ御參會ヲ得マシタコトハ洵ニ主催者ト致シマシテ深く欣幸トスル所デアリマス。殊ニ此問題ニ對シテ如何ニ諸君ガ眞劍デアリ且熱烈デアラレルカト云フコトヲ感ズル次第デアリマシテ、私ハ感激ヲ以チマシテ本大會ニ終始シタイト思フデアリマス。願ミマスレバ曩ニ濱口内閣ガ緊縮政策ヲ掲ゲマシテ先ヅ眞先ニ土木建築事業費ヲ減縮シタノデアリマス。ソレガ爲ニ我ガ業者ハ殊ニ萎靡不振ニ陥リマシテ、之ニ加フルニ世界的ノ不景氣ト申シマスルカ、一般的ノ不況ノ結果、所謂疲弊困憊ノ極ニ陥ツタノデアリマス。隨テ是ガ爲ニ我ガ業界ニ多年從事致シマスル所ノ百三十萬ノ勞働者ガ失職ヲ餘儀ナクセラレルト云フコトモ是亦免レザル趨勢デアリマス。而シテ之ニ對シマシテ政府ガ失業救濟事業ヲ起シタノデアリマスルケレドモ、吾々カラ申シマスレバ甚ダ其當ヲ得ナイ、所謂單ニ「ルンペン」ヲ救濟スルノミニ止リマシテ、多年吾々ノ股肱トシテ養成シ來タツタ所ノ此熟練勞働者ハ遂ニ救ハレルノ機會ハナカッタノデアリマス。

吾々ハ大ナル社會問題トシテ彼等ノ窮乏ト思想ノ惡化ヲ憂ヒマシテ、昭和五年六月ニ此聯合會ガ主催者トナリ關係業者五十七團體ノ失業防止聯合大會ヲ開催致シマシテ輿論ノ喚起ニ努メ爾來熱心ニ運動ヲ繼續シ來ツタノデアリマス。尙ホ吾々ハ此中止繰延事業ノ即行ヲ或ハ産業聯盟、或ハ商工會議所等ト俱ニ共ニ、其實行ノ速カナランコトヲ今日迄絶エズ運動ヲ致シテ來タノデアリマス。然ルニ過般政變ノ爲ニ新タニ齋藤協力内閣ガ成立シマシテコ、ニ幾多ノ時局匡救事業ガ起サレルコトヲ聞キ、吾々ハ國民ト致シマシテ寸時モ早ク此實現ヲ翹望シテ已マナカツタノデアリマス、然ルニ最近傳ヘラル、所ノ所謂時局匡救ノ計畫ヲ見マス、農村ニ偏重ト云フコトハ語弊ガアリマスケレドモ、農民ノ救済ニ口ヲ藉リテ此農村匡救事業ニハ業者ノ介在ヲ許サヌナドト云フ言葉ガ用ヒラレルノデアリマス。吾々ハ大旱ノ雲霓ヲ俟ツガ如ク此内容ヲ一日モ早ク知ランコトヲ冀ツテ居リマシタ所ガ、吾々ノ期待ニ反シテ中間搾取ヲ許サヌ、或ハ業者ノ介在ヲ許サヌト云フヤウナコトヲ見受ケルノデアリマス。是ハ今更私ガ業者ノ好成绩ヲ云爲スル譯デハアリマセヌケレドモ、數十年來日本ノ文化、産業ノ開發ノ先驅者トシテ努力致シマシタ所ノ此業者ヲミス／＼見棄テ、手近ナ例ヲ申スナラバ、此帝都ガ大震災ノ爲ニ廢墟トナルヤ、吾々業者ハ敢然トシテ此復舊事業ニ携リマシテ僅カノ年限ノ間ニ再ビ帝都ヲ復興シタト云フコトハ、是ハ諸外國ニ對シマシテモ可ナリ驚歎ヲ與ヘタノデアリマス。又近時滿蒙問題ノ起ルヤ、現地ニ在ル業者ノ先輩有志ハ鐵道ノ敷設其他ニ身命ヲ

賭シテ建設ニ努メテ居ルノデアリマス、斯様ナル國家ニ對シテ大ナル貢獻ヲ爲シツ、アル所ノ業者ガ今回ノ救済事業ニハ何等顧ラレナイト云フコトハ私ハ實ニ其認識不足ト申シマスルカ、其救済策ガ甚ダ當ヲ得ナイト云フコトヲ叫バザルヲ得ナイノデアリマス。(拍手) 私ハ此業者ノ手ヲ經ズシテ致シマス所ノ農村救済事業ガ、如何ニ國家ニ取ツテ不經濟的デアリ、惰民ノ養成デアリ、折角内閣ノ標榜スル所ノ自力更生ノ精神ニモ背馳スル結果ニナルコトヲ悲シムモノデアリマス。(拍手) 吾々ハ是等ノ謬論ニ對シマシテ、否暴論ニ對シマシテ、敢然トシテ抗議ヲ申出ルコトガ又國民トシテノ責任デナカラウカト私ハ考ヘルノデアリマス。(拍手)

尙ホ不況ノ對策ト致シマシテハ、土木建築事業ノ振興ヲ圖ルヨリ外ニ途ハナイト云フコトハ、古今ノ歴史ニ徴シ、又外國ノ例ニ徴シテモ然リデアリマス。吾々ハ此不況ノ打開ハ一ニ土木建築事業ノ振興ニアリト云フコトヲ斷言シテ憚ラナイノデアリマス。以上ノ見地ニ依リマシテ、急遽ト致シマシテ本大會ヲ開催シタ次第デアリマス。何卒諸君ハ國家ノ爲ニ、又吾々同業者數萬、之ニ從屬スル所ノ勞働者百二十萬、假ニ其家族ヲ申スナラバ六七百萬ノ生命ノ問題ト致シマシテ、慎重ニ御考慮アランコトヲ切望シテ已マナイノデアリマス。冀クハ諸君ノ一致團結協力ニ依リマシテ、此目的ノ貫徹センコトヲ熱望シテ已マナイ次第デアリマス。一言開會ノ趣旨ヲ申述ベマス。(拍手)

〔副會長小谷清君登壇〕



○小谷清君 只今主催側ト致シマシテ、聯合會々長カラ開會ノ御挨拶ヲ申上ゲマシタ次第アリマスガ、是カラ大會ヲ進メマスルニ付キマシテ、座長ヲ設クル必要ガゴザイマスガ、是ハ如何ニ取計ヒマセウカ、主催者側カラ皆サンニ御相談ヲスル次第アリマス。

○高橋謙一郎君 (東京) 日本土木建築請負業者聯合會々長竹中藤右衛門氏ニ御願ヒ申上ゲタイト思ヒマス。

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○小谷清君 只今聯合會々長竹中藤右衛門氏ヲ座長ニセヨト云フ勸議ガアリマシタガ、御賛成ガゴザイマセウカ。

〔異議ナシ〕賛成〕ト呼ブ者アリ

○小谷清君 ソレデハ皆サンノ御賛成ヲ得マシテ只今聯合會々長ニ御相談ヲ致シマセウ。

○竹中藤右衛門君 皆様ノ御推薦ヲ辱ウ致シマシテ、不肖私ガ座長ノ席ヲ汚シマス。

〔拍手起ル〕

〔竹中藤右衛門君座長席ニ著ク〕

○五十嵐惣一君 大阪代表、大阪土木建築業組合理事森下新造君ヲ御紹介致シマス。

〔森下新造君登壇〕

○森下新造君 私ハ大阪土木建築業組合ヲ代表致シマシテ、昨晚同業者數十名ト夜行デ當地ヘ到着シタモノデアリマス。本日ハ當聯合會ガ、不況打開ノ爲ニ此大會ヲ開クコトニナリマシテ、此處ニ掲ゲテアリマス決議文ヲ決議セントスルノデゴザイマスルガ故ニ、私ハ大阪ヲ代表致シマシテ、諸君ト共ニ此決議ニ大ニ賛成シテ滿場一致決議シタイト考ヘルノデゴザイマス。

諸君、今ヤ我國ハ内外共ニ時局多端デアリマシテ、一大難關ニ到達シテ居ルノデゴザイマス。ソレ故ニコソ一黨即チ單獨ノ内閣デハイケナイト云フガ爲ニ、舉國一致ヲ標榜シテ大看板ヲ掲ゲタ現内閣ガ出現シタノデゴザイマス。外交方面ニ於キマシテハ滿洲問題、國際聯盟問題、或ハ支那問題等々數ヘ來リマシタナラバ、幾多ノ難問題ガ横ハツテ居ルノデゴザイマス。更ニ内政方面ニ於キマシテハ失業問題、農山漁村窮迫打開ノ問題、或ハ中小商工業者ノ救済ト云フガ如ク、是亦澤山ノ難問題ガ横ハツテ居ルノデゴザイマス。併ナガラ外交方面ノ問題ハ、吾々ガ口ニスベキコトデアリマセヌガ爲ニ暫ク別ト致シマシテ、内政方面、即チ失業問題、農村問題、中小商工業ノ問題、是等總テハ何ガ故ニスノ如クナツタノデアルカト云フコトヲ考ヘマシタナラバ、申ス迄モナク、打續ク不景氣ノ爲ニスノ如キ窮狀ハ招來シテ居ルノデアリマス。故ニ政府ガ善政ヲ布イテ、此不況ヲ打開シタナラバ是等難問題ハ立所ニ解決スルモノデアルト私ハ信ズルノデゴザイマス。諸君、現内閣ガ生レマシタ當時ハ、即チ舉國一致ト云フ聲ニ依ツテ生レタノデゴザイマス。實ニ力強イモノデア

ル、二大政黨ノ支持ヲ受ケ、國民全體ノ後口楯ヲ以テ成立シタノデアリマスルガ故ニ、斯ノ如キ力強イ内閣ニ依ツテ善政ガ行ハレタナラバ、幾分デモ景氣ハ回復スルモノデアルト私等ハ信ジマシテ手ヲ拍ツテ大ニ喜ンダノデアリマス。成立日尙ホ淺イトハ申シマスルガ、其後少シモ景氣ハ回復シテ參リマセヌ、尙ホ段々ト不景氣ハ深刻ニナツテ參ルノデゴザイマス。他ノ業者ノ聲ヲ聞キマシテモ、何レモ不景氣デ困ル、實ニ不景氣デ困ルト云フコトヲ言ウテ居ラレマス。何レハドノ商賣人モ困ツテ居ラレルノデアリマセウ。併ナガラ其中デモ最モ甚シク窮狀ヲ呈シテ居ルノハ、我が土木建築請負業者デアルト私ハ斷言スルノデアリマス。(拍手) 我が土木建築請負業者ノ窮狀タルヤ實ニ言語ニ絶シタモノデアリマシテ、連モ吾々ノ如キ下手ナ口デハ言ヒ盡スコトガ出來ナイノデアリマス。大阪ニ於キマシテハ、二千三百有餘名ノ組合員ガアリマス、此組合員ノ内八割迄ハ仕事ガ無クテ遊ンデ居ルト云フヤウナ有様デゴザイマス。斯ノ如キ不況ヲ呈シテ居ルニ拘ラズ、政府ハ我等ヲ救済スルト云フ方法ヲ少シモ講ジテ居ラレナイノデゴザイマス。(拍手) 過般現内閣ハ地方官會議ヲ行ハレマシテ、其御訓辭ノ一部ニ、國民ニ對シテ自力更生ト云フコトヲ御指示ニナツテ居ルノデゴザイマス。即チ此不況ヲ打開スルニハ、政府モ相當ナ施設ヲスルガ、政府ノ力ノミヲ頼ラズシテ國民自體ノ力ニ依リ更生セヨト云フコトヲ御教示ニナツテ居ルノデゴザイマス。御尤ナコトデア

ル、甚ダ結構ナコトデアアル、私モ自分ノ事ハ自分ノ力デスルト云フコトニ付テハ賛成ヲスルノデゴザイマス。土木建築業者以外ノ他ノ業者ハ或ハ此御趣旨ヲ體シテ努力ヲシ奮勵ヲサレタナラバ、幾分デモ景氣ハ直ルヤウナコトガアルカモ知レマセヌガ、我が土木建築請負業ノミハ、自力更生ヲ以テハ到底駄目ナノデゴザイマス。(拍手) 何トナレバ幾ラ吾々が奮發ヲシ、或ハ努力ヲシヨウト思ヒマシテモ、ヤルベキ仕事ガ無クテハドウスルコトモ出來ナイノデアリマス。(拍手) 偶々政府ハ土木建築ノ事業ヲ起サレマスルガ、是等ハ皆失業救済ト云フ名ノ下ニ、先程會長ガ言ハレマシタ如ク、惰民ノ養成ニ國費ヲ浪費シテ居ルヤウナ有様ノデゴザイマス。殊ニ政府ノ豫算ノ中ノ土木事業ト云フモノハ仕事ヲ繰延サレテ居ル、偶々土木事業ガアレバ先程申上ゲマシタ如ク、失業救済ノ名ニ於テ請負人ノ手ニ委ネラレナイト云フコトニナツテ居ル、即チ吾々ノ仕事ハ總テ政府ノ手ニ依ツテ奪ハレテ居ルト言ウテ差支ナイト私ハ信ズルノデゴザイマス。斯ノ如キ業者ガドウシテ自力更生ガ出來マセウカ、洋ノ東西ヲ問ハズ、此不況ヲ打開スルニハ、土木事業ヲ起シテ大ニ労働者ノ懷ヲ肥ヤシテ、購買力ヲ盛ニスル外途ガナイト云フコトハ既ニ識者、爲政者トモニ論ジテ居ラレルノデゴザイマス。殊ニ歴史ガ證明シテ居リマス、故ニ政府ハ此點ニ鑑ミラレテ大ニ土木事業ヲ起シ之ヲ請負ニ附シテ不況打開ノ策ヲ講ゼラレンコトヲ冀フノデゴザイマス。

今回政府ガ時局匡救政策ノ一部デアアル農村救済土木事業ヲ起サレルコトニナツテ、來ルベキ臨時議會ニ豫算ヲ提出サレルサウデアリマス。其工事タルヤ過般ノ新聞ニ依リマスルト、總テヲ直營ニ

スルト云フコトガ書イテゴザイマス。何ガ故ニ直營ニスルカト云フ其議論ニハ、即チ請負人ノ手ニ此工事ヲ委ネタナラバ、請負人ガ中間ニ於テ搾取ヲスル故ニ、農民ノ懐ニハイル金ハ少クナルカラドウシテモ直營ニセナケレバナラヌト云フノデアリマス。誤レルモ甚シキモノデアルト私ハ考ヘル、中間搾取業者トハ何事デアルカ、實ニ言語道斷ナ暴言デアル、請負業者ヲ何ヲ以テ中間搾取ト云フノデアルカ、請負業者ハ常ニ相當ナ準備ヲシテ居リマス。一ツノ工事ヲ請負フニ付テモ架設材料モ要ル、下小屋モ要ル、事務所モ要ル、或ハ機械モ搬入シナケレバナラヌ、器具モ運搬セナケレバナラヌ、是等ハ常ニ請負人ガ備ヘ付ケテ居ルノデゴザイマス。故ニ一ツノ工事ヲ請負ヒマシテモ立所ニ是等ノ必要品ヲ搬入スルコトガ出來ル、サウシテ是ハ僅カナ損料ヲ加算スルノミデアリマス。其上ニ必要ナ技術者ノ人件費位ヲ加算致シマシテ一ツノ工事ヲ請負フノデアリマスルガ故ニ、遠キ三四十年昔ノコトハ率知ラズ、今日ノ請負業ノ利益ト云フモノハ實ニ小サナモノデアリマシテ、着實ナ眞劍ナモノデアアルノデゴザイマス。他ノ販賣業者ヨリモ遙カニ下位ノ利益ニ依ツテ働イテ居ル、此吾々ノ如キ眞劍ナ業者ヲ擱ヘテ中間搾取業者ナドトハ甚ダ言語道斷ナ言葉デアルト私ハ信ズルノデアリマス。(拍手) 冀クハ政府ニ於カレマシテモ、吾々が窮迫此上モナイガ故ニ此大會ヲ開キ、血ヲ吐クガ如キ思ヒヲ以テ呼ビ掛ケテ居ル此聲ニ聞カレマシテ、ドウカ吾々ノ意ノアル所ヲ體シ、此決議文ニアリマスルガ如ク、總テノ繰延事業ヲ一齊ニ起シ請負ニ附シ、直營工事ハ總テ廢シ

テ請負トサレ、尙ホ新規必要ナ事業ヲ起サレテ、大ニ請負ヲ盛ニサレ、所謂毎々申シマスル背越シノ錢ハ使ハナイト云フ勞働者ノ懐ヲ肥ヤサシテ、大ニ購買力ヲ盛ニサレタナラバ、此不景氣ハ立所ニ挽回スルモノデアルト私ハ信ズルノデアリマス。(拍手) 此目的ヲ貫徹スルニハドウシテモ諸君ト共ニ一致團結ノ力ニ依ツテ、爲政者ニ迫ルヨリ外ニ途ハナイト信ズルノデゴザイマス。願クハ諸君ニ於カセラレマシテモ大ニ奮勵努力、此目的貫徹ノ爲ニ御盡力アランコトヲ偏ニ冀フ次第デゴザイマス。(拍手)

○五十嵐惣一君 京都代表、京都土木建築請負業組合副組長上田辰三君ヲ御紹介致シマス。

〔上田辰三君登壇〕

○上田辰三君 私ハ只今御紹介ヲ受ケマシタ京都ノ上田デゴザイマス。先程ノ森下サント同ジク同業者十數名ト今朝當地ニ到着致シマシテ、本問題ニ付テ皆サンノ熱誠ナル御決議ヲ得テ其問題ニ猛進致シタイト思ツテ居ル一人デアリマス。

先月ノ十七八日頃ノ地方長官會議ニ於テ高橋藏相ハ、近來救濟ヲ求ムル聲頻リニ増加シテ居ル、而シテ常ニ政府ハ之ニ向ツテ國家全體ノ利益ヲ基準トシテ考ヘナケレバナラヌト言明致シテ居ルノデゴザイマス。然ルニ今回此經濟困難ノ折柄、失業ノ救濟ニ鑑ミテ計畫サレマシタ所ノ時局匡救土木事業ニ於キマシテハ、今朝モ汽車ノ内デ新聞ヲ拜見致シマシテ實ニ慨歎ニ堪ヘナイ次第デアリマ

ス。内務省ニ於ケル決議ニ於テハ既ニ此事業ハ全部直營ニスルコトヲ以テ原則トシテ居ルト云フコトヲ見マシテ、一箇月以前ノ高橋藏相ノ意見ト甚ダ矛盾シテ居ルコトヲ痛切ニ感ジマシタ次第デアリマス。其所以ノモノハ吾々業者ハ唯徒ラニ救済ヲ仰グ、救済ヲ求メル、此一念勿論無キニシモ非ズデアリマスガ、政府ハ吾々ヲ利用スルコトニ依ツテ如何ナル國家的經濟利益ヲ得ルドラウカト云フコトヲ考慮シテ貫ヒタイト思フノデアリマス。即チ吾々土木建築業者ニハ全國總計四、五萬人、之ニ直屬セル熟練職工百三十萬人ヲ算シテ居ルノデゴザイマシテ、其全國四、五萬ノ業者ハソレノ複雑ナル請負組織ヲ合理化シ、熟練セル職工ヲ抱キ、以テ多年土木建築界ニ活躍致シテ參リ、多大ノ經驗ト多大ノ熟練ヲ以テ將ニ如何ナル土木建築事業ニモ猛進セント構ヘテ居ル次第デゴザイマス。然ルニ此既ニ吾々ノ専門ノ事業タルニモ拘ラズ、政府ハ何ヲ苦ンデ之ヲ未熟ナル役人、又無統一ナル農民ニノミ事ヲ委ネテ漫然トセントスルノデアラウカ、コ、ヲ思フニ至ツテハ吾々國家經濟ヨリ考ヘテ、勿論業者トシテモ見ルニ堪ヘナイ國家的損失ヲ思フノデゴザイマス。斯ウ云ウ遣方ガドウシテ國家全體ノ利益ヲ考慮致シテ居ルト考ヘ得ラレマセウカ、尙ホ立場ヲ換ヘマシテ吾々土木建築業者ハ忠良ナル臣民トシテ納税否重税ヲ課セラレツ、アルノデアリマス。一方過般莫大ノ國費ヲ投ジ、貴重ナル人命ヲ犠牲トシ、彼ノ滿洲ノ地ニ於テ兵戈ヲ交ヘタ其眞意ハ果シテ何處ニアツタノデアラウカ、吾々日本ハ他國ノ領土ノ侵害ヲ試ミタノデアラウカ、絶對ニ然ラズ、我ガ日本ノ滿

洲ニ於ケル特殊權益擁護ト云フコトニアツタノデアリマセウ。其意味ニ於キマウテ、是ト同ジク吾々業者ガ生活問題ニ係ハル所ノ營業權ノ侵害ヲサレル今日ニ於テ、吾々請負業者ガ吾々ノ特權タル營業權ヲ擁護スルコトヲ政府ニ懇ヘ、何處ニ無理ガアリマセウカ、(拍手) 私ハ吾々業者ハ事業ニ似合ハナイ餘リニ温和シ過ギルト思フノデアリマス。(拍手) 其固リガ結局下積ミ々々々ニナツテ居ルモノト考ヘル次第デゴザイマシテ、茲ニ皆サンノ鞏固ナル團結ヲ得マシテ、本決議文ニ向ツテ吾々ハ政府ニ猛進致シタイト思ツテ居ル次第デゴザイマス。ドウカ其意味ヲ體セラレマシテ協力一致切ニ御願ヒスル次第デゴザイマス。(拍手)

○五十嵐惣一君 名古屋代表、名古屋土木建築業組合長井上初太郎君ヲ御紹介致シマス。

〔井上初太郎君登壇〕

○井上初太郎君 私ハ只今御紹介ヲ受ケマシタ井上初太郎デゴザイマス。愛知ノ土木建築業者組合一同ヲ代表致シマシテ一言申述べタイト存ジマス。現今ノ國家、特ニ國民經濟ノ多事多端ノ際、本日日本全國ヨリハ土木建築業ノ興亡浮沈ノ爲ニ御來會ニナリマシタ皆様ノ前ニ所感ヲ述べサシテ戴キマスコトハ私ノ最モ光榮トスル所デアリマス。

抑々我ガ帝國ノ産業、國民經濟ノ動キハ世界ノ大勢ニ對シテ千兩役者ヲ勤メルニ至ツテ居リマス。隨テ是ガ爲ニ國內ノ商工業ハ勿論、農村、漁村ニ至ル迄世界ノ大勢ニ左右セラル、ニ至リマシ

タ。從ヒマシテ商工業都市ハ勿論、郡部、農村ニ至ル迄諸種ノ設備及交通機關ハ日ニ月ニ發達致シマス。國民ハ其大小ノ設備ニ對シマシテ一日モ無關心タルコトガ出來ナクナリマシタ。是ハ皆様モ御承知デゴザイマセウ。斯ノ如キ事實ニ對シマシテ我ガ土木建築事業ハ、概ネ國家公共的若クハ准公共的施設ニ限ラル、有様デ、今日茲ニ重要ナル使命ヲ擔ツテ來マシタコトハ御互ヒ深ク之ヲ認識シテ居ル次第アリマス。私共業者ハ此國家公共的事業ヲ爲スノ使命ヲ自覺スルコトノ益々必要ニ迫ラレテ居ルノデアリマス。然ルニ當局始メ一般世間ニハ吾々ノ事業ニ對シマシテ、其國家的、公共的仕事デアルベキコトノ認識不足デハナイカト私ハ思フノデアリマス。モウ一言申シマス、斷然認識不足デアルト私ハ思フノデアリマス。(拍手) 其上吾々業者ヲ無視シテ、無經驗ナル素人ノ町村ニ對シマシテ、今回ノ農村救済ノ爲ニスル土木事業ノ工事ヲ之ニ委ネントスルコトハ、認識不足カラス様ナ立案ヲ爲スニ至ツタノデアリマセヌカ。(拍手) 是ハ既ニ皆サンモ御承知ト存ジマシマス。明治二十五年頃カラ明治三十四五年頃迄ニ國家的大弊害ト大失敗ヲ來シタノデアリマス。之ヲ詳シク申上ゲタイノデゴザイマスガ、是ハモウ皆サンモ御承知ダラウト思フ、或ハ町村ニ此事業ヲ下ゲマス、俺ノ家ハ鯉ヲ持ツテ來タ、俺ノ家ハ金五兩ヲ持ツテ來タ、遂ニハ後ロデツコニ引ツク、ラレテ、疑獄事件ト云フ名前ノ下ニ日本國中デ隨分舉ゲラレタノデゴザイマス。此事ヲ又毎年々々繰返ヘスト云フコトハ實ニ認識不足モ言語道斷デアリマス。諺ニ申ス如ク「前車ノ覆ヘル

ヲ見テ後者ノ戒メト爲セ」ト云フコトガアリマスガ、當局諸君ハ、此過去ノ御失敗ヲ再ビ繰返サント致シテ居ルノデアリマスカラ、吾々業者ハ斷然當局ノ猛省ヲ促サナクテハナリマセヌ。明治三十年頃ト思ヒマスガ、當局ハ結局、土木事業ヲ競争入札ニ附スルコト、致シマシタガ、現ニ今日迄此競争入札ハヤツテ居ルデアリマセヌカ、此點ヲ當局ニ力説シナケレバナラヌカラ、吾々業者ガ一致團結致シマシテ以テ大ニ奮起シナケレバ國家經濟ノ大損失ト大濫費ヲ來スノデアリマス。

第二ニハ失業救済ノコトデアリマスガ、此土木事業ヲ無經驗ナル町村當事者ニ委ネマシテ、ソレ等ニ失業労働者ノ救済ヲ爲サシムルト云フノデアリマスルガ、是ハ机上ノ空論モ甚シイモノデアリマシテ、(拍手) 是ガ爲ニ多大ノ國費ヲ濫費シタ上、工事ハ不完全ヲ極メマシテ労働者ノ利益ハ思フニ委セズ、遂ニ收拾スベカラザル混亂ニ陥ルコトハ火ヲ暗ルヨリ明カデアリマス。多年ノ經驗ヲ積ミマシタル吾々業者ガ、無經驗ナル労働者ヲ使ツテコソ初メテ其能率ヲ發揮スルコトガ出來ルコトハ、具眼ノ士ノ異議ノナイコトデアリマス。我等業者ガ奮起シテ時局匡救土木事業ヲ請負ニ附スベキコトヲ當局ニ迫ルコトハ、吾々業界ノ當然ノ責任デアリマス。

又第三ハ此公共的土木事業ニ對スル請負ノ責任ヲ果スニ足ルベキ資力ト信用トヲ有セザル者ガ徒ラニ無法ノ競争ヲ爲シマシテ業界ヲ攪亂シ、是ガ爲ニ或ハ工事其モノヲ等閑ニ付シタリ、無責任極マル行爲ニ出テ以テ注文者ニ多大ノ迷惑ト損害ヲ懸ケルニ至リ、或ハ善良ナル材料業者及労働者ヲ

不幸ニ陷レシムルガ如キモノガ少クナイノデアリマス。仍ツテ私共ハ愛知縣下業者ヲ一九ト致シマシテ、愛知縣當局ニ對シマシテ、此弊害ヲ除去シ、業界ノ健全ナル發達ト信用ヲ高ムル爲ニ、同業組合強制組織取締規則ノ制定ヲ請願準備中デアリマス。惟フニ現下工事激減シ業界益々不況ヲ加ヘ熟練労働者失業救済ノ緊急ナルニ加ヘ、時局匡救土木事業ヲ行フ時ニ當リマシテ、同業者ノ統制ガ愈々必要ニ迫ルニ至ツタノデアリマスルカラ、此際吾々業者ノ一致團結、ドウカ至公至平ノ猛運動ヲ願ツテ已マザル次第デアリマス。終リニ臨ミマシテ日本全國同業者諸君ノ御健康ト御繁榮ヲ祈リマシテ、此壇ヲ下ル次第デアリマス。(拍手)

○五十嵐惣一君 横濱代表、本間祐次郎君ヲ御紹介致シマス。

〔本間祐次郎君登壇〕

○本間祐次郎君 只今御紹介ニ預リマシタ本間祐次郎デアリマス。我ガ神奈川縣横濱支部ヲ代表致シマシテ、一言皆様ニ御挨拶ヲ申上ゲマスルコトハ、私ノ最モ光榮ト存ズル次第デアリマス。私共ハ聯合會ノ招集ニ應ジマシテ矢張横濱カラ明治神宮ニ祈願ヲ籠メマシテ此不況打開、吾々ノ目的貫徹ノ爲ニ必死ノ勢ヒヲ以テ此處ニ臨ンダ次第デアリマス。

先づ第一ニ吾々業者ノ最モ至難ト致サレテ居リマスル所ノ結合デアリマス。會長並委員、幹部諸公ノ今日此盛會ヲ見ルニ至ツタル所ノ御努力、御骨折ガ並大抵デナカッタデアラウト吾々ハ考ヘ

ル、此點ニ付キマシテ吾々横濱代表ハ滿腔ノ敬意、謝意ヲ表スルモノデアリマス。不況打開、今日吾々ガ時局重大ニ鑑ミテ常ニ口ニスル所デアリマス。而シテ今日吾々統制機關或ハ意思代表ヲサレル所ノ機關デアアル聯合會ガ、而モ今日此處ニ皆様ト共ニ多年宿望シテ已マザル所ノ直營工事ヲ廢シテ請負制度ニシタキ此一念ヲ皆サンノカト相俟ツテ之ヲ達成セラレンコトハ吾々業者ノ福音デナケレバナラスノデアリマス。御承知ノ如ク直營工事ノ不可ハ、歴史カラ見マシテモ甚ダ吾々業者トシテハ常ニ遺憾ノ意ヲ表シテ居ツタノデアリマス。直營不可論、今更申上ゲル迄モナク、皆様ガ私共ト同ジ稼業デアラセラレルガ故ニ、此處ニ喋々申ス必要ハナイノデアリマスガ、今日匡救事業ヲシテ、中央、地方共ニ之ヲ直營ニ爲サントスル所ニ吾々ハ當局ノ不認識、之ヲ唱ヘナケレバナラナイ。直營工事ハ御承知ノ如ク素人ヲ多數ニ使ツテサウシテ拵ヘタモノガ非常ニ拙イ、港灣ニセヨ、河川ニセヨ、道路ニセヨ、建築ニセヨ、其悉クガ洵ニ實ノナイモノガ出來テ居ルノデアリマス。而シテ豫算ノ點ニ於テドウデアアルカ、豫算ノ如キハ殆ド吾々業者ノ倍又ハ三倍ノ高價ニ達シテ居ルノデアリマス。此點ニ付テ吾々當局ニ向ツテ質シタイ、ソレハ何デアアルカ、多額ノ國帑ヲ費スコト常ニ中央政府ト地方トヲ問ハナイ、ソレデ吾々國民ニ何ヲ高唱シテ居ルカ、取モ直サズ吾々國民ノ負擔ノ輕減ヲ高唱致シテ居ルデアリマス。然ルニ直營工事ノ暴舉ハ吾々國民ノ負擔ヲ增加致シテ居ルコトハ明カデアリマス。(拍手) 此點ニ付テ吾々ハ直營工事絶對反對デアリマス。然ルニ此大會

ヲ開キマスル事前、昨日内務部長並土木部長ノ會議ノ結果ハドウデアツタカ。今朝等ハ逸早く新聞紙上ニ於テ吾々が見セ付ケラレタ會議ノ内容ハ、直營ヲ原則トス、誤ツタル所ノ直營ヲ直サントモセズ、今迄通り直營ニセント致シテ居ルデアリマセスカ、而シテ一土木部長カラ聞カレタ所ノ局長ノ説明ニ曰ク、時局匡救ノ爲メニヤルノデアルカラ何處々々迄モ如何ナル反對ガアツテモ、是ハ斷ジテ直營デ行フト言明シテ居ルデアリマス。吾々業者ニ向ツテ不都合ナル言葉ガ、今日聞カレルト云フコトハ、先ヅ吾々業者ガ此處ニ今日反對ノ聲ヲ擧ゲルト云フコトヲ知リナガラ、而モ先手ヲ打ツタ傾キガアルノデアリマス。吾々業者ハ事茲ニ至ツテハ、必死ノ覺悟ヲ以テ當局ニ當ラナケレバナラナイノデアリマス。(拍手) 然ラバ請負工事ハドウデアルカ、論ヲ俟タナイ、豫算ハ安ク上ル、精巧ナル所ノ熟練工、又二十年三十年トオ互ニ研究シタル所ノ技術、是等優秀ナル技術ニ依ツテ出來上ツタモノコソ立派ナモノガ出來ルコトハ明カデアル、サウシテ日限モ早く出來ル、是程自明ナル所ノ理ハナイト考ヘルノデアリマス。然ラバ吾々業者ノ主張スル所ノ決議ナルモノハ、吾々國民ノ負擔ヲ輕減スル上ニ於テ最モ適切デアラウト考ヘルノデアリマス。徒ラニ政府ハ吾々ノ負擔ノ輕減ヲ唱ヘナガラ、其實増額ヲスル、此點ニ付テ吾々業者ハ負擔ノ輕減ヲスルコトニ於テ、業者ニ非ズトモ國民トシテ是ハ許スコトガ出來得ナイ所ノ、重大問題デナケレバナラスノデアリマス。(拍手)

我が神奈川縣ノ如キニ至ツテハ、實ニ疲弊困憊其極ニ達シ、今日既ニ如何ニシテ過スヤト云フ状態デアルコトハ明カデアアル。過グル大震災災ニ見舞ハレ、外形ハ立派ニ出來上リマシタガ、其内容トシテハ殆ド言語ニ絶シテ居ル、他地方ニ於テハドウデアリマスカ知リマセヌガ、横濱市ノ如キハ道路又ハ建築ハ立派ニ出來上ツテ居ル、地方カラ多數入り來ンデ來ラレテサウシテ一時的ニ之ヲ加勢シタガ爲ニ立派ニ出來タガ、殘ルモノハ粕バカリデアリマス。其粕モ喰ヒ盡シテ今日ハ何モ殘ラナイ、廣イ横濱市否神奈川縣全般ニ向ツテ鑿、金槌ノ音サヘモ聞クコトガ出來ナイト云フ慘狀ニアルノデアリマス。ドウシテモ吾々業者ハ直營ヲ廢シテ請負制度ニ依ラナケレバ生キテ行クコトガ出來ナイノデアリマス。

尙ホ吾々業者トシテ次ニ決議サレントスル所ノ一項、即チ豫算ヲ以テ繰延、中止、打切サレタル所ノモノヲ繰上ゲテ事業ヲ出シテ貰ヒタイト云フヤウナ意見デゴザイマスガ、是逆モ當然デアリマス。政黨内閣ノ弊害ト言ヒマセウカ、常ニ目マグルシイ所ノ政變ヲ吾々ハ控ヘテ、或ル内閣ガ出現スレバ六億圓ノ巨費ヲ以テ吾々業者並産業開發獎勵ノ爲ニ事業ヲ起サントスルト云フ聲明ヲサレタニモ拘ラズ、業者モ、國民モ懽喜ビニ終ツタノデアリマス。然ルニ次ナル内閣ハドウデアアルカ、遂ニ之ヲ打切、中止、繰延ヲ致シテ斯様ニシテ遂ニ世界的不況ト相俟ツテ、此極端ナルドン底生活ニ今日至ツタノデアリマス。政府ハ徒ラニ匡救ニ名ヲ藉リテ、サウシテ素人ノミヲ救済セントスルト

云フ所ニ吾々ハ矛盾ヲ叫バナケレバナラヌデアリマス。ドウシテモ斯ウ云フ風ナ大問題ノ解決ニハ吾々トシマシテハ急速ニ之ヲ解決スルカ、又次善的ニ解決スルカノ二ツガアルデアリマス。今日ノ状態カラ見マスレバ、既ニ昨日新聞紙ヲ以テ發表サレテ居ル。然ラバ既ニ手遅レダト云フ感ジガアリマスルガ、徐々ニ之ヲ達成セントスルカ、吾々ハ今日喰フコトガ出来得ナイデアリマス。随テドウシテモサウ云フ悠長ナル所ノ手段ヲ擇ブコトガ出来ナイコトヲ殘念ニ思フデアリマス。此點ニ付キマシテ諸君ハ協力一致、斯様ナル所ノ大問題ニ對シテハ、一朝一夕デ以テ完成スルト思フコトハ出来得ナイデアリマス。故ニ先以テ現内閣ガ主張スル所ノ自力更生、前辯士諸君ニ依ツテ皆様ニ申上ゲラレテアリマスル所ノ自力更生ノ其實ハ、吾々業者ノ仕事ヲ取上ゲ直營工事ニセントスル所ノモノデアアル、併シ吾々ハ先ヅ仕事ヲ與ヘル所ノ自力更生ヲ叫ブモノデアアル。先ヅ仕事ヲ與ヘヨ、仕事ヲ與ヘルナラバ初メテ自力更生ノ實ハ上ルモノデアアルト私共ハ考ヘルデアリマス。此點ニ付テ政府ニ矛盾ガナイカ、ドウゾ諸君ハ此統制機關ヲ利用サレ、大會ヲ利用サレテ死力ヲ盡シテ協力一致、自分ヲ利スルガ爲ニ他人ヲ傷ケル、又ハ同土相食、斯ウシタ今迄ノ醜態ヲ曝スト云フコトハ止メテ、何處々々迄モ目的達成ノ爲メニ努力サレンコトヲ希望致シマシテ代表意見ニ代ヘル次第デアリマス。(拍手)

○五十嵐惣一君 東北代表、栗原源藏君ヲ御紹介致シマス。

〔栗原源藏君登壇〕

○栗原源藏君 只今御紹介ニ與リマシタ栗原源藏デゴザイマス。今日此大會ニ參リマシテ此威勢ノヨイ皆様ト茲ニ愚案ヲ申上ゲマス事ハ洵ニ私ノ光榮ニ存ジマス。私ハ此直營工事ニ大反對ノ一人デゴザイマス。其理由ハ官吏ノヤル仕事ト云フモノハ、決シテ私ハ官吏ダカラ下手ダトハ申シマセヌケレ共、我國ノ今ノ執リ方ニ於キマシテハ役人ニハ仕事ガ出来ナイ制度ニナツテ居リマス。若シ之ヲシタトシマシタナラバ、必ズ粗相ヲ出カスト云フ事ガ明カナデアリマス。(拍手) 現ニ私ハ今秋田デゴザイマスガ、私ノタツタ今見テ參リマシタ所デハ、モウ下水ノ直營工事デ二人是(免職)ニナリマシタ。其ハ何故デアルカ、マダ是カラ「セメント」ノ買入、鐵筋ノ買入デ必ズ是(免職)ガ始マルト思ヒマスガ、今現在縛ラレマシタ者ガ二人——市ノ役人ニ二人ゴザイマス。ソレハ何故デアルカト言フト、着手スル前ニ砂利ト「セメント」ヲ持ツテ行ツテ、家デ風呂場ヲ拵ヘタ。自分ノ這入ル風呂場ヲ拵ヘタ。ソレカラ一人ノ奴ハ、アノ人モヤツタカラ俺モヤツテモ宜カラウト云フ事デ洗面所ヲ拵ヘタ、是ハ小サナ事デアリマスケレ共、捨テ、置ケバ段々大キクナルデアリマス。私ノ考デハ今政府ガヤルト言ツテ居ルノハ本當ニヤルノデヤナカラウト思ツテ居リマス。又本當ニヤル事ハ出来ナイ。私ハ政治家デアリマセヌ。皆様ト同ジク本當ノ腕デ叩キトゲタ勞働者ト同ジデアリマス。今日皆様ト斯ウシテ話ヲ致シマスガ、此皆様ノ中ニハ今日ハ他ノ政治家ヤ何カノ集リノ様ニ、五



十錢が一圓ダト云フヤウナ謝禮ヲ集メタ者ハ一人モ居ラナイ、半人モ居ラナイ、小供モ居ラナイ、皆眞ニ叩キ上ゲタ實業ノ方バカリデアアルノデアリマス。定メシ注意ガアツタ位デアリマスカラ、此處ニドウ云フ人ガ這入ツタト云フコトハ當局ニモ能ク分ルダラウト思ヒマスガ、今日ノ會合ニハ本當ノ實業以外ノ人ハ一人モ居ラナイ、是クライ立派ナ大會ハ減多ニナイノデアリマス。吾々ガ今日之ニ反對ヲ致シマスノハ事ニ反對ダノデハナイノデアリマス。吾々ハ請負業者デアアルガ爲ニ泣クノデハナイ、國家デ出來ナイ事ヲ嘘ヲツイテ國民一般ヲ空喜バセニ喜バスコトヲ私ハ悲シムノデアリマス。(拍手) 現ニ農村救済デアラウト、中小商工業救済デアラウト、皆是ハ出來ナイ事ヲヤツテ居ルノダカラ是ダケガ出來ル筈ハナイ。ヤレバ今言フ通り直グニ是(免職)ニナルシ、是ガ今度請負業者ガ歩合ヲ取ルノガイケナイト云フナラバ、何事モ人間ノスル事ニ歩合ヲ取ラナイモノハ一ツモナイノデアリマス。若シ請負人ニ之ヲサセズニ、直接ニ其地方ノ人間ニヤラセルトシマシタナラバ是ハ無經驗ナ其地方ノ議員ト云フモノガ請負人ノ代リニナツテ知ラナイデ取ルノダカラ一層惡イ。吾々業者ナラバ大抵此仕事ナラバ幾ラ位ダト云フコトガ分ルガ、素人ダカラ構ハナイ、行キナリ天引ニヤツテシマフ。所ガ政府ノ豫算ハドウデアアルカト言フト、直營デアアルノニハ豫算ヲソツクリ一杯ニ取ツテシマフ、サウシテ使ヒ切レナイト云フト滿洲ヘデモ行カウトカ、歐羅巴ニデモ行カウトカ云フ、サウ云フ費用ニマデ使ツテ居ル。現ニ此東京ニハ尙更アルノデアリマス。矢張此東京ハ廣

イダケニ又人ノ數モ多イ代リニハサウ云フ粗相モ一番多イノデアリマス。斯ウ云フ素人ニ歩合ヲ取ラレルコトハ分ラナイデ、此大納稅ヲシテ居ル所ノ請負人ヲ歩合取リト考ヘルコトハ、私ハ以テノ外ノ間違デアルト思フ。吾々ハ御承和ノ通り納メテ居ル納稅ガ大ナルモノデアリマス。若シ之ヲ直營デシマシタナラバ、國家ノ納稅ヲ無視シテ行カナケレバナラナイ、之ヲ一々其農村デ業ヲ起シマシテ請負人ガ這入ツテ其地方デシマシタナラバ、其請負人ニツイテ行ツタ所ノ手代ノ所得稅マデガ皆調査ヲシテソレガ役場ニ收マルノデアリマス。ソレヲ直營デスルナラバ稅金ハ一文モ收マラナイ。サウシテ總テノモノガ出來ナクナル。他所ヘ出張デモスルナラバ、トウカアレヲ注文ヲ取ツテ貰ヒタイト頼マレテ注文デモ受ケテ行クト直グ是ガ取レル。皆サウ云フモノニ使ツテシマツテ實物ニハ這入ツテ居ラナイノデス。私ハ皆様ト話ヲスルノニハ空論ハ申シマセヌ。話ハ下手カモ知レマセヌガ、見テ來タ事ダケヲ申上ゲルノデ事實デアリマス。(拍手) 私ハ今年六十歳ニナリマスガ、十七歳ノ時カラ今日マデ請負業バカリヤツテ來マシテ何等外ノ事ハ知りマセヌガ、ドウモ小供ノ時カラ今ニ考ヘテ見マス、ドウモ幾分カ惡イ習慣、自分ノ心ニ引ケルヤウナ習慣ヲ持ツテ居ナイカト考ヘマス。請負人、是ハ餘程前ニハ土木請負人ダト云フコトハ幾ラカ下ゲタ時代モアリマシタガ、今日デハ皆此請負ノ方々ノ中ニハ鐵道ノ所長或ハ勅任官、相當官吏デ隨分長ラクノ間高位ヲ占メタ方ガ皆這入ツテ居ル今日ニナリマシテ、請負人ガ何ガ肩身ガ引ケルモノデセウカ、私ハ我が

業ハ第一流業者ノ中ノ又ソレヲ越シタ一流デアルト思フデアリマス。何故ナラバ人間ハ生レテ土木ニ關係ノナイモノハアリマセヌ。必ズ家ノ中デ生レテ居ル、土ヲ踏ンデ育ツ、如何ナル高位ノ方デモ家ノ中デ生レル。其請負業者ガ二流業者ミタイナ考ヲ持ツテ居ルト云フコトハ以テノ外ノ間違デアリマシテ、向フデハ幾分カ其言フ所ニツケ込ム點ガアルカモ知レマセヌガ、是ハ絶對ニ行ハレマセヌ。是ハ唯行ハレナイカラト云ツテ、ウツチヤツテ置クト却ツテ大キクナツテシマフ。腫物ニ膏藥ヲ貼ラズニ置クヤウナモノデ、段々大キクナルカラ早ク注意ヲスルヨリ外ナイ。必ズ心配ハアリマセヌ、心配ハナイカラ威勢ヨク一ツ當局ヘ向ツテ此事ヲ進ンデ行ク。私共モ皆様ト共ニ及バズナガラオ伴ヲ致シマスカラ、ドウカ此事バカリデナク、我ガ業界ノ頗ル強イト云フ此意思ヲ腹ニ入レマシテ、是ダケノ方々ガ皆本當ノ業者デアリマシテ、眞ノ實業一方ニ亘ル方々バカリノ此力ト云フモノハ他ノ集メタ人ノ百萬ノ力ヨリモ貴イ力ヲ皆持ツテ居ラレルデアリマス。(拍手) 今日御出デノ方ノ中ニハ幾ラ少クトモ十人ヤソコラノ部下ノナイ方ハ一人モ來テ居ラレナイ、中ニハ何百人ト云フ人ヲ使役シテ居ラレル所ノ方モ此中ニ居ラレルデアリマス。其中ニ私共ノヤウナ者ガ參リマシテ、サウシテ皆様ト共ニ斯ウ云フ意見ヲ申上ゲルコトハ洵ニ私ハ心強クナリマシタ。中々今日ハ皆様ガ頗ル緊張シテ居ラレテ如何ニモ私ハ頗ル心ガ勇ンデ參リマシタ。ドウカ此勇ンダ心ヲ以テマシテ、大人シク此目的ヲ貫徹スルコトヲ御願ヒ致シマス。ドウカ相願クハ皆様モ此心ハ家ヘ御歸リ

ニナツテモ部下ノ方ニ何處迄モ俺ノ業ハ尊イモノデアルゾ、土木建築請負業ニ依ラザルモノハ一軒モナイ、東京全市皆土木建築請負業ノ手ニ掛ツテ出來タモノデアリマス。故ニドウカ是カラハ自分ノ此業ノ力ハ何處マデモ尊イモノデアルト云フコトヲ十分御含ミヲ願ヒマシテ、ドウカ私共ノヤウナ者デモ御利用下サイマシテ、私ハ體ダケハ丈夫デスカラ何デモ皆様ガ此處ヘ行ツテ斯ウ言ツテ來イト言ヘバ何處ヘデモ使ヒヲ致シマスカラ、ドウカ皆様此趣意ニ御賛成下サイマシテ、ドウカ此事ノ實行ノ出來マスコトト又政府ニ過チノナイヤウニ御盡力シテヤツテ戴キタイト云フコトヲ御願ヒ致ス次第デアリマス。(拍手)

○座長竹中藤右衛門君 只今各方面カラ參リマシタ電報ヲ朗讀サセマス。暫時御清聴ヲ願ヒマス。

○五十嵐惣一君 各地カラノ電報ヲ朗讀致シマス。

- 不況打開大會ヲ祝シ目的遂行ヲ祈ル 三重支部
- 大會ノ目的貫徹ニ各位ノ御努力ヲ願フ 茨城請負業組合
- 盛會ヲ祝ス目的達成ヲ祈ル 土木建築時報社蒔田敏雄
- 大會ノ決議促進ヲ望ム 京都支部
- 事故ノ爲遺憾乍ラ缺席ス宜敷頼ム 神戸組合
- 大會ノ決議貫徹ヲ期ス 京都宮津支部

○五十嵐惣一君 東京代表、東京土木建築業組合長宮長平作君ヲ御紹介致シマス。

〔宮長平作君登壇〕

○宮長平作君 一昨年ノ六月私共ガ此場所ニ矢張今日ノ如ク立錫ノ餘地ナキマデノ澤山ノ人ガ集マリマシテ、失業防止ノ大會ヲ開イタコトガアリマス。爾來二ケ年今日又吾々ガ茲ニ日比谷公會堂ノ御厄介ニナラナケレバナラヌコトニナツタト云フコトヲ非常ニ悲シム者デアリマス。私ハ今日此壇上ヨリ天下ノ同業者五萬六千ノ人々ト共ニ、我ガ日本帝國ノ人々ニ呼ビ掛ケタイト思フノデアリマス。皆様モ御承知ノ通り今日ハ吾々ノ業界ハ非常ニ不況ニ直面シテ居ル時デアリマス。此不況ニ直面シテ居ル時ニ吾々業者ハ如何ナル事ヲ考ヘマスカ、吾々業者ハ吾々ノ輩下ニ居リマス所ノ百三十萬人ノ熟練工並ニ是ガ家族ヲ合セマシテ五百萬人ノ生命ノ事ヲ考ヘルノデアリマス。吾々ハ此五百萬人ノ天子ノ赤子ノ生命ヲ預ツテ居ル所ノ重要ナル責任ヲ持ツテ居ルノデアリマス。其五百萬人ノ生活ハ今ドウ云フ状態ニアリマスルカ、先程來各辯士ガ縷々申上セラレマシタカラ私ハ茲ニ再ビ之ヲ繰返シマセヌ、唯斯ノ如キ状態ニナツタコトハ何ニ因ルカト云フコトヲ茲ニ私共ハ少シク考ヘテ見タイノデアリマス。昭和四年民政黨内閣ガ出來マシテカラ、其内閣ノ執リマシタル方針、即チ極端ナル緊縮方針ノ爲ニ既定方針ノ豫算ガ土木建築費ニ於テ非常ナ削減又ハ中止繰延ヲ食ツタノデアリマス。其額ガ積リ積リ約十億ニナツテ居ルコトヲ吾々ハ非常ニ悲シムノデアリマス。十億ノ土

木建築費、是ノ約二割五分ト云フモノハ勞銀デアリマス、即チ二億五千萬圓ノ勞銀ト云フモノガ中止又ハ繰延ニナツテ居ルヤウナ次第デアリマス、二億五千萬圓ノ勞銀ハ之ヲ一日一圓ノ賃銀ト假定致シマス、サウシテ一ケ年ニ假ニ三百日働クコトガ出來ルト致シマシタラバ一ケ年八十萬人ノ勞賃銀デアリマス。斯ノ如キ巨額ノ勞銀ガ中止又ハ繰延ニナツタ爲ニ我ガ業界ハ今日ノ如キ非常ニ苦境ニ陥ツテ居ルヤウナ次第アルノデアリマス。然ルニ曩ノ民政黨内閣ニ於キマシテ所謂失業者ガ續出致シマシタガ之ガ救済ノ爲ニ失業救済事業ト云フ事ヲ計畫シタコトハ皆様御承知ノ通りデア。其失業救済事業ト云フモノガ先程來御話ガアリマシタ通り殆ド大部分ハ直營デヤツテ居ル、其直營ガ非常ニ國費ノ濫費ニナリ惰民ノ養成ニナリ非常ナ弊害ヲ伴ウテ居ルト云フコトハ、是モ茲ニ今更繰返ス必要ハナイ程明カナ事デゴザイマス。吾々ハ憲法ニ於テ保障サレテ居ル所ノ尊イ營業ヲ營ミ多額ノ税金ヲ納メテ國家ノ良民トシテ長イ間ノ生活ヲ續ケテ來タノデアリマス。ソレガ國ノ方針ノ爲ニ事業ハ削ラレ、時偶失業者ガ出來ルト云フ意味合カラ致シマシテ失業救済事業ト云フ土木建築ノ仕事ヲ出シマシテモ之ヲ直營デヤル、片方ニ於テ吾々ハ多年ノ營業ヲ失ツテ非常ニ其生活ニ困ツテ居ルニモ拘ラズ、其生活ニ困ツテ居ル者ノ事ヲ少シモ考ヘズシテ之ヲ直營デヤツタ、是即チ吾々ノ營業ヲ奪ツタモノデアアル、是ガ先年ノ民政黨内閣ニ於ケル所ノ失業救済事業ト云フモノ、大失態デアツタノデアリマス。今回農村ノ窮乏ト云フ事ガ非常ニ天下ノ問題トナリマシテ、農民ハ非常

ニ窮乏シテ居ル、何トカ之ヲ救ツテ貰ヒタイト云フコトカラ致シマシテ多數ノ人々ガ政府ニ押掛ケテ農村ノ救済ヲ叫ンダノデアリマス。一部ニハ厭ヤナ噂モ立チ、何處ノ縣ニハ百姓一揆ガ起リサウデアル、アノ縣ニモ百姓ノ騒動ガ起リサウデアルト云フヤナ「デマ」モ頻リニ飛ンダノデアリマス。其噂ニ脅ジタカドウカソレハ知リマセヌガ、兎ニ角モ政府ガ茲ニ農村救済ノ仕事ヲ計畫致シマシテ來ル二十二日カラ臨時議會ヲ開イテ之ヲ相談スルト云フコトヲナツテ居リマス。農村ノ窮乏、是ハ無論吾々モ固ヨリ同情シテ居ル所デアアル、農村ハ確ニ窮乏シテ居リマセウ、米モ安イ、藪モ安イ、一ヶ年日本ノ農村ニ於キマシテ約一億貫ノ藪ガ出ルサウデアリマス、是ガ二圓ノ値下リデアレバ正ニ二億圓ノ損失デアアル、米ハ六千萬石内外出マスガ、其中商品化サレルモノハ僅ニ三割、即チ二千萬石近クノモノガ商品化サレルノデアリマス。一億貫ノ藪ガ二割ノ値下リヲスルト云フコトハ之ヲ米ニ換算シテ見マスト一石十圓ノ値下リデアリマス。斯ノ如キ窮乏ニアルノデアリマス、デアリマスカラ農村ハ困ツテ居ルノハ之ニ對シテ吾々ハ非常ニ同情致シマス、併ナガラ其農村ヲ救済スル爲ニ土木工事ヲ起スト云フ時ニ當ツテ是ガ實行ノ方法ヲ誤ツタナラバソコニ弊害ハ百出スルノデアアル。農村ヲ救済スルノデアアルカラ農村ノ人々ニ只金ヲ呉レテヤルト云フ必要ハナイ、土木事業ヲ起シテ、仕事ガナイガ爲ニ金ガ這入ラナイ、ソレダカラ政府ハ之ニ對シテ仕事ヲ拵ヘテヤルト云フ風ニ考ヘテ居ル、ソレハ洵ニ結構デアアル、併ナガラ此折角計畫シタ所ノ仕事、其仕事カラ勞銀ヲ取ル

工夫ニ付テ考ヘテ呉レナカッタナラバ只徒ニ金ヲ遣ルト云フコトニナルノデアリマス。日本ノ國民ノ中農民ガ六割ヲ占メテ居リマス。全國民ノ六割ヲ占メテ居ル所ノ農民ノ救済ト云フモノハ非常ナ問題デアリマセウガ、先程來各辯士ガ言ハレタ通り、非常ニ國費ノ濫費ニナルヤウナ遣方ヲシテマデモ農村ヲ救済スル必要ハ何處ニアラウカ、即チ全國民ノ六割ノ人ヲ助ケルガ爲ニ全體ノ國民ニ無駄ヲ負擔ヲカケルト云フコトニナルノデアリマス。斯様ナ意味合カラ致シマシテ私共ハ此直營、即チ農村救済事業ノ直營ト云フ事ヲ絶對ニ反對ヲスルノデアリマス。更ニ河川港灣工事ハ内務省ガ從來直營デヤツテ居ラレマシタ、是モ同ジ理窟デアリマシテ非常ニ國費ノ濫費ニナツテ居ルト云フコトハ私ノ申上ゲルマデモナイ、是モ吾々ノ力ヲ以テ是非請負ニサレルヤウニ努力シナケレバナラヌノデアリマス。今日ハ御暑イノニ澤山同業者ノ方々ガ此處ニ集マリマシテ是カラ決議ヲ爲サレルノデアリマセウガ、吾々ガ此處デ聲ヲ喝シテ直營ノ撤廢ヲ叫ビ決議文ヲ可決致シマシテ當局ニ迫リマシテモ、此大會ノ氣分ガ今日一日ニシテ消エ去ルヤウナコトガアツタナラバ吾々ハ此大會ヲ開イタ意義ガ何處ニアルノデアリマセウカ、吾々ハ此大會ノ目的ヲ貫徹スルガ爲ニ茲ニ非常ナ決心ト努力ガ必要デアアルノデアリマシテ、吾々ノ此大會ノ本旨ガ成功スルト否トハ今日ヨリモ寧ロ今後ニアルト云フコトヲ皆様ト共ニ覺悟シナケレバナラナイノデアリマス。今日此炎天ノ際ニ此處へ集ツテ下サイマシテ非常ニ此大會ニ氣勢ヲ添ヘテ下サツタ所ノ其意氣、其元氣ヲ以テ今後此問題ノ貫徹ニ萬

全ノ策ヲ講ゼラレ、萬全ノ努力、滿腔ノ聲援ヲ賜ツテ我が業界ノ爲ニ奮然トシテ立タレンコトヲ私ハ終リニ臨ンデ特ニ皆様ニ希望シテ置ク次第デアリマス。(拍手)

○五十嵐惣一君 名古屋土木建築業組合理事成瀬竹次郎君ヲ御紹介致シマス。

〔成瀬竹次郎君登壇〕

○成瀬竹次郎君 只今御紹介ヲ受ケマシタ名古屋土木建築業組合理事成瀬竹次郎デアリマス。本日ハ吾々同業ノ興廢ニ關スル大會デアリマス。皆様緊張ノ上ニ眞劍味ヲ以テ御參會下サレタ諸君ノ前ニ於キマシテ、最早井上組合長ガ皆様ニ御挨拶ヲ致サレマシタカラ、私ハ重複ノ嫌ヒガアリマスガ、聊カ所感ヲ申上ゲテ皆様ノ御共鳴ヲ得タイト存ズル次第デアリマス。僅カ三分間デアリマスカラ御清聽ヲ煩シタウゴザイマス。

諸君、吾々ノ業界ハ全ク以テ今日ハ申シ様ノナイ疲弊困憊其極ニ達シテ居ルノデアリマス、朝ニハ東天ヲ拜シタニハ西空ヲ眺メテ嘆息ヲ致シマシテ如何ニシテ之ヲ打開センカト心ヲ碎クコトハ營業主ノミラズ、從業者ニ至ルマデ同様デアラウト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス。此秋ニ當リマシテ協力一致ヲ標榜致シマシタル所ノ齋藤内閣ハ、先以テ國家經濟生活ノ根元ヲ爲スノハ農村デアルト云フノデ、農村救済策ニアノ一大土木事業ヲ起サントシテ、而シテ其農村ヲ救済シヨウト云フ政策ヲ擧ゲラレタノデアリマス。私共滿腔ノ喜ビヲ以テ一日モ速カニソレヲ斷行セラレンコトヲ祈ツタ者

デアリマスガ、トコロデ腰ヲ抜カサズンバアルベカラザル事が出タノデアリマス。此工事ハ直營ヲ以テヤル、斷ジテ請負業者ニ請負ハシムベキモノデナイト云フ話デアル。是ハ甚ダ偏見デアル、實際ニ於テドウ云フ考デ左様ナ事ヲ申サレルカト私ハ思フ、私モ十八歳ノ其時ヨリ今年ハ五十九歳デアリマス、霜夜ニモ寒天ニモ「オーバ」ノ裾ニ水ガ喰付イテ後ロカラ人ガ棒デ持ツテカチャノヤルノカト思フヤウナ感ジヲ以テ此業ニ從事シテ來タノデアリマス。所ガ此頃ニ至リマシテ直營救済事業ト云フ事ガ盛ニ叫バレル、私ハアノ救済直營事業ノ經濟上カラノ損害、工事成功ノ上ノ巧拙ニ付テハ前ニ大家ガ説カレマシタカラ私ハ最早茲ニ喋々トハ申述ベヌノデアリマスガ、國家經濟ノ何レノ點ヨリ考ヘマシテモドウシテモ宜クアリマセヌガ、茲ニ私ハ實際自分ノヤツテ居ル實情カラ考ヘテ憂フル事ガアルノデアリマス。名古屋ノ救済事業ノ一日ノ賃銀ハ一圓三十錢デアリマス、私共一昨年ヨリ繼續致シマシテ埋立事業ヲヤツテ居リマスガ、段々單價ガ下ツテ參リマシテ今日デハ朝ノ五時カラ夕暮ノ七時マデ一生懸命ニ働キマシテ一番餘計ニ儲ケルノガ一圓十錢、先ヅ平均一圓五錢デアリマス。救済人夫ガ一圓三十錢儲ケテ居リマシテ、眞劍ニ働ク所ノ優良職工ガソレダケニナラナイ、家ノ店ノ者ガ歸ツテ來マシテ「隱居只今歸リマシタ」ト言フ時ニハ、私ハ眼底ニ涙ヲ浮ベテソレ等ノ顔ヲ眺メルノデアリマス。(拍手)ドウデアリマスカ、其苦シイ事業ヲヤル營業主モ、純情ナル其優良職工ノ方々ガ今日マデ自分共ヲ慕ヒ慕ツテ來タノデアルカラシテ物質的ニモ精神的ニモ同

情ヲ表シテヤラナケレバナラヌト云フ精神ヲ以テヤツテ來テ居ルノデアリマス。其心ヲ買入レテ、優良職工ノ方々モ失業救済デスラモ一圓三十錢デアル、妻子ノアル吾々ガ九十五錢デモ齒ヲ食ヒ縛ツテヤレバ何時シカ芽ガ吹クデアラウト云フ考ヲ以テヤツテ居ル。ソコデ今回ノ農村救済土木工事、此大キイノガ出タカラ、ヤレ旱天ニ雨ガ降ツタヤウナ心持デ居ルト、ソレヲ直營ニ擧ハレテシマウ、吾々請負業者ト云フモノハ、前ニモ誰カ仰シヤツタ通り、擧取ナント云フ事ハ少シモシナイ私ハ擧取ナント云フノハ狸ガ血ヲ吸フヤウナ事ヲ言フノデアツテ實際卑劣ノ言葉ヲ言ツタモノデアルト思フノデアリマス。憤慨セザルヲ得ナイノデアリマス。ケレドモ今日ノ時代ハドウシテモ私ハ合理的ニ穩健的ニ我が帝國ノ質實剛健ナル精神ヲ發揮シテ以テ當局ノ反省ヲ何處迄モ促サナケレバ、此儘吾々ノ業界ガ泣寝入りニシタナラバ思想ノ上ニ如何ナル重大ナル事ガ發生センカト云フコトハ思ヒ半バニ過ギルノデアリマスカラ、諸君ニ於キマシテハ此大會ノ決議ノ如ク益々有終ノ美ヲナスベク御聲援アランコトヲ切ニ御願ヒ致シマシテ私ノ御挨拶ニ代ヘル次第デアリマス。(拍手)

○座長竹中藤右衛門君 決議案ノ御決定ヲ願ヒタイト存ジマス。只今丹藤信勝君カラ朗讀シテ頂キマスカラ御清聴ヲ願ヒマス。

〔丹藤信勝君登壇〕

○丹藤信勝君 只今決議文ヲ朗讀致シマス。悲壯ナル此大會ニ於テ不肖私ガ決議文ノ朗讀ヲ爲スベク

光榮ヲ擔ウタコトハ洵ニ感謝ニ堪ヘナイ次第デアルノデアリマス。(拍手)此決議文ハ血ト涙ヲ以テ彩ラレタ所ノ吾々ノ決死ノ要求ノ案デアリマス。(拍手)併シ諸君之ヲ遂行スルノニハ容易ナル努力デナイト云フコトヲ今日茲ニ於テ御覺悟ヲ願ヒタイノデアリマス。生温ルイ事デハ駄目ダ、昨日内務省土木課長ノ會議ニ於テノ狀況ハ諸君モ新聞デ御承知デアリマセウ。生温ルイ努力デハ到底此目的ヲ貫徹スルコトハ出來マセス。諸君然ラバ如何ナル決心ヲ以テシタナラバ宜カラウカト云フノニ、是ハ我が業界傳統的精神ノ發揮ニアルト云フコトヲ我輩茲ニ斷言スル。(拍手)

### 決議文

- 一、目下政府ニ於テ計畫中ノ時局匡救土木事業ハ之ヲ請負ニ附セシムルコト
- 二、政府ニ於テ從來直營施行ニ係ル河川港灣及道路等ノ工事ハ之ヲ請負ニ附セシムルコト
- 三、現下ノ不況打開ノ爲政府及公共團體ニ於ケル中止、繰延中ノ土木建築工事ハ之ヲ繰上施行セシムルコト

右決議ス

昭和七年八月十九日

不況全國土木建築請負業者大會  
打開

○座長竹中藤右衛門君 御異議ハゴザイマセスカ。

〔異議ナシ〕ト呼ビ拍手起ル

○座長竹中藤右衛門君 滿場一致ト認メマス。(拍手) 此決議ノ實行ニ當リマシテ如何ニスベキヤ御意見ガアリマシタラバ御申出ヲ願ヒタイト思ヒマス。

○高橋謙一郎君(東京) ソレハ座長ニ一任シタイト思ヒマス。皆様ドウカ御同意ヲ願ヒマス。

〔拍手〕異議ナシ

○座長竹中藤右衛門君 只今座長一任ト云フコトニ御決議ガ決ツタヤウデアリマス。私ノ考ヘマス所デハ實行委員ヲ七十名或ハ七十五名ヲ作リマシテ、其方々ノ今後ノ御努力ニ俟チタイト思フノデアリマス。只今實行委員ヲ私カラ御指名御願ヒ申上ゲマス。(拍手) 朗讀致シマス。  
○五十嵐惣一君 實行委員ノ氏名ヲ朗讀致シマス。

東京

石井權藏君	西松光治郎君	戸田利兵衛君	飛島文吉君
横山信毅君	丹藤信勝君	高橋謙一郎君	小田末吉君
栗原源藏君	安藤徳之助君	島田藤君	森田彦隆君

大阪

西浦周三郎君	増田磯吉君	岩浪光二郎君	神馬千代吉君
吉田勝之君	西川幡之助君	上草直清君	湖松茂吉君
中野喜三郎君	長義三郎君	大屋傳作君	岡崎金次郎君
勝村幾之介君	上田佐助君	葛和安太郎君	藤田竹三君
近藤濱五郎君	今泉小源次君	池田光次君	石井鶴次郎君
馬場徳司君	戸澤八五郎君	徳久次郎君	青木孝太郎君
錢高作太郎君			

京都

池田勘藏君	橋本政吉君	曾我長三郎君	久保田種吉君
松村雄吉君	鴻池忠三郎君	有山福重郎君	森木千吉君
森下新造君	錢高久吉君	辻紋治郎君	前田仲右衛門君
外ニ二名未定			

増田伊三郎君 木村辰藏君 上田辰三君  
神戸 田中岩雄君 中島勘次郎君 小川惣之輔君

名古屋

井上初太郎君

長谷川兼吉君

田村觀助君

成瀬竹次郎君

岐阜

村瀬庄吉君

横濱

庄司保之助君

三木末吉君

仙臺

丸山慶治君

工藤延治郎君

北海道

新開新太郎君

竹内新太郎君

廣島

森田福市君

藤田一郎君

川崎

相澤万吉君

白尾卯三郎君

群馬

村井隆三君

佐藤榮太郎君

朝鮮

荒井初太郎君

○座長竹中藤右衛門君 以上ノ實行委員ノ方々ハ御迷惑デアリマスケレドモ今夕ヲ期シテ土木業協會ニ御集リヲ願ヒタイト存ジマス。今後ノ實行方法其他ニ付キマシテ尙ホ深ク御協議ヲ重ネタイト思フノデアリマス。次ニ今日ノ決議文ハ是カラ五班ニ分レマシテ親シク當該大臣ニ陳情致シタイト思フノデアリマス。(拍手)就キマシテハ此陳情委員モ共ニ御委セラ願ツタコト、解釋ヲ致シマシテ私カラ指名ヲ致シマスカラ、ドウカ今日直ニ各省大臣ヲ訪問スルコトニ願ヒタイト思フノデアリマス。尙ホ此陳情委員ニハ地方ヨリモ可ナリ御上京ニナツテ居リマスカラ其方々モ共ニ加ヘマシタ、尙ホ警視廳ノ注意ニ依リマシテ一省ヘハ十人シカ參レナイノデアリマスカラ、勝手乍ラ私ガ此委員ノ選定モ致シタ譯デアリマス、ドウカ此點モ御諒解願ヒタイト存ジマス。(拍手)

○五十嵐惣一君 陳情委員ノ氏名ヲ朗讀致シマス。

内閣總理大臣訪問委員

- |    |         |    |         |    |       |
|----|---------|----|---------|----|-------|
| 會長 | 竹中藤右衛門君 | 東京 | 鹿島精一君   | 同  | 石井權藏君 |
| 大阪 | 曾我長三郎君  | 同  | 中村儀右衛門君 | 京都 | 木村辰藏君 |



名古屋 長谷川兼吉君 横濱 庄司保之助君 東北 丸山慶治君  
 群馬 村井隆三君

内務大臣訪問委員

副會長 小谷 清君 東京 清水釘吉君 同 丹藤信勝君  
 大阪 朝永國治郎君 同 安藤幸八君 京都 増田伊三郎君  
 名古屋 井上初太郎君 横濱 小林福太郎君 東北 千田耕藏君  
 岐阜 村瀬庄吉君

大藏大臣訪問委員

副會長 宮長平作君 東京 飛鳥文吉君 同 戸田利兵衛君  
 東京 戸澤八五郎君 大阪 野上徳右衛門君 同 橋本政吉君  
 京都 上田辰三君 名古屋 澤田己一郎君 横濱 村上菊藏君  
 東北 江口忠一君

農林大臣訪問委員

東京 栗原源藏君 同 森田彦隆君 大阪 辻 紋治郎君  
 大阪 奥原兼三郎君 京都 唐木半七君 名古屋 田村觀助君  
 横濱 小原宗明君 東北 菊田保吉君 群馬 飯田伊太郎君

川崎 白尾卯三郎君

商工大臣訪問委員

大阪 大林義雄君 同 森下新造君 東京 島田 藤君  
 東京 高橋謙一郎君 同 長 義三郎君 京都 清水文太郎君  
 名古屋 成瀬竹次郎君 同 杉浦角次郎君 横濱 三木末吉君  
 川崎 坂根音吉君

○座長竹中藤右衛門君 以上五十名ノ陳情委員ノ方々ハ後程此委員控室へ御集リヲ願ヒタイト存ジマ  
 ス。尙ホ先刻申上ゲマシタ實行委員ノ方ハドウカタ刻マデニ土木業協會へ御集リヲ願ヒマシテ此陳  
 情委員ノ經過報告ヲ御聽キニナリマシテ今後ノ實行運動ニ付テ御協議ヲ願ヒタイトデアリマス。尙  
 ホ今後ノ實行方法ニ付キマシテハ聯合會へ御一任ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、御異議アリマセ  
 ヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○座長竹中藤右衛門君 満場一致ノ御賛成ト認メマス、有難ウゴザイマス。

次ニ 聖壽萬歳奉唱ヲ鹿島顧問ニ御願ヒ致シタイト存ジマス。

〔鹿島顧問ノ發聲ニヨリ 聖壽萬歳奉唱〕

○五十嵐惣一君 閉會ノ辭、日本土木建築請負業者聯合會副會長小谷清君ヲ御紹介致シマス。

〔小谷清君登壇〕

○小谷清君 本日不況打開ノ爲ニ大會ノ催シニ當リマシテ、長時間皆様ガ此炎暑ニモ拘ハリマセズ御清聽下サレマシテ、重大ナル三大決議ヲ無事茲ニ決議致シマシタコトハ、皆様ノ御心ト私共ノ心ト相一致シタコト、思ヒマシテ、滿腔ノ感謝ヲ申上ゲル次第デアリマス。各辯士カラ申上ゲマシタ通り、是カラ此運動ガ始マルノデアリマスカラ。ドウゾ十分ノ御援助ヲ賜リタイノデアリマス。散會ニ當リマシテ一應御禮ヲ申ス次第デアリマス、是デ散會致シマス。(拍手)

(午後三時十分散會)

## 大會後ノ運動經過

○五十嵐惣一君 閉會ノ辭、日本土木建築請負業者聯合會副會長小谷清君ヲ御紹介致シマス。

〔小谷清君登壇〕

○小谷清君 本日不況打開ノ爲ニ大會ノ催シニ當リマシテ、長時間皆様ガ此炎暑ニモ拘ハリマセズ御清聴下サレマシテ、重大ナル三大決議ヲ無事茲ニ決議致シマシタコトハ、皆様ノ御心ト私共ノ心ト相一致シタコト、思ヒマシテ、満腔ノ感謝ヲ申上ゲル次第デアリマス。各辯士カラ申上ゲマシタ通り、是カラ此運動ガ始マルノデアリマスカラ、ドウゾ十分ノ御援助ヲ賜リタイノデアリマス。散會ニ當リマシテ一應御禮ヲ申ス次第デアリマス、是デ散會致シマス。(拍手)

(午後三時十分散會)

## 大會後ノ運動經過

## 大會後ノ運動經過

總理大臣、內務、大藏、農林、商工、各大臣ニ陳情

大會座長ノ指名ニ依ル實行委員ハ大會解散後即刻陳情書ヲ提出實情ヲ開陳スベク午後四時十分各班ニ分レ內閣總理大臣、內務大臣、大藏大臣、農林大臣、商工大臣ヲ夫々訪問セリ。  
內閣總理大臣ニ對スル陳情書ハ連署者ノ調印セルモノ、內務、大藏、農林、商工、陸軍ノ五大臣ニ對シテハ其ノ寫ヲ添付シ、其他ニ對シテハ連署者數ヲ附記スルコト、セリ。

(陳情書)

土木建築業界 陳情書  
窮狀打開ノ件

吾カ土木建築請負業界ハ多年ノ財界不況ニ因リ今ヤ不振其ノ極ニ達シ全ク萎靡困憊ニ陥リ空

前ノ慘狀ヲ呈シ隨テ是等ニ從屬スル熟練労働者ノ失業モ亦業界ノ衰頹ト共ニ益其ノ數ヲ激増シ實ニ慘憺タル狀態ニ有之候

本聯合會ハ昭和四年以來本會ノ總會或ハ全國土木建築關係業者五十七團體聯合大會ノ決議等ヲ齎シ熟練労働者失業救済ノ件、失業救済事業ノ直營ヲ廢シ請負ニ附セラレ度件及河川港灣ノ直轄工事ヲ廢シ請負ニ附セラレ度件等ニ關シ再三再四陳情請願ヲ重ネタルモ毫モ顧ミラレヌシテ今日ニ及ヒ候ハ頗ル遺憾至極ニ存候依ツテ茲ニ窮狀打開ノ爲左記事項御實施相成度

一、時局匡救土木事業ハ之ヲ請負ニ附セラレ度事

直營工事ハ労働力ノ徒費、工程ノ遅延、工事費ノ増嵩等國家經濟上不利ナルハ從來ノ失業救済事業ニ徴シ明ナリ、然ルニ之ヲ請負ニ附スレハ業者ノ經驗ト長所トヲ發揮シ巧ニ熟練労働者ニ配スルニ農民労働者ヲ以テスルコトヲ得テ以上ノ弊害ヲ除去シ國帑ノ節約ト共ニ農村救済ノ目的ヲ達成シ得ヘシ

二、從來直營施行ニ係ル河川港灣及道路等ノ工事ハ之ヲ請負ニ附セラレ度事

前項理由ノ外現今請負業者ハ多年ノ經驗ト優秀ナル技術トヲ有シ且ツ進歩セル諸機械ヲ設備シ現ニ鐵道水力電氣其他ノ重要工事ヲ請負ヒ何等ノ支障ナキニ徴シ掲題ノ諸工事ヲ特ニ直營施行セラル、ノ必要ヲ認メス

三、中止、繰延中ノ土木建築工事ハ之ヲ繰上施行セラレ度事

昭和六年四月内務省失業防止委員會ニ於テ決議答申セラレタル理由ニ同シ  
右全國同業者決議ノ上連署ヲ以テ及請願候也  
昭和七年八月十九日

東京市麴町區内幸町一丁目三番地大阪ビルディング六階

日本土木建築請負業者聯合會

- 會長 竹中 藤右衛門
  - 副會長 小谷 清
  - 副會長 宮長 平作
- 外一五、四四一名

決 議

- 一、目下政府ニ於テ計畫中ノ時局匡救土木工事ハ之ヲ請負ニ附セシムルコト
- 二、政府ニ於テ從來直營施行ニ係ル河川港灣及道路等ノ工事ハ之ヲ請負ニ附セシムルコト
- 三、現下ノ不況打開ノ爲政府及公共團體ニ於ケル中止、繰延中ノ土木建築工事ハ之ヲ繰上施

行セシムルコト

右決議ス

昭和七年八月十九日

不況 全國土木建築請負業者大會

代表者

日本土木建築請負業者聯合會

會長 竹中藤右衛門

(連署用紙)

住	土木建築業界窮狀打開ノ件	陳情書連署者	氏名	印
所				

(附記)

土木建築業界窮狀打開ノ件陳情書連署者人員地方別調

(表中、※ノ附スルハ非會員組合ヲ示ス、又( )内算用數字ヲ附記シタルハ陳情書提出後到着セシモノヲ示ス)

地方	取扱別			計	摘	要
	組合別ノ扱ニ係ルモノ	組合以外ノ扱ニ係ルモノ	組合以外ノ扱ニ係ルモノ			
東京府	甲組合 名	乙組合 名	丙組合 名	(24) 二、四二	(76) 一、二五二	(100) 三、七四
北海道				四〇	(1) 三	(1) 四三
樺太				※(16) 一一三	二	二二
青森縣					二	二
岩手縣					二	二
秋田縣					三	三
山形縣				二四	三	三
大阪府				二、六〇	元	二、六九
宮城縣				元	〇	主
福島縣				一四	元	二〇
					元	二〇
					元	二〇

組合以外扱ノ内清水組扱三八〇名、竹中支店扱二六〇名、安藤組扱六〇名、中央土木扱八二名、支店扱五四名、戸田組扱四六名、大林扱四三名、大倉組扱三一一名、鹿島組扱三一一名、鴻池組扱二九名等

主 甲組合ハ鐵道請負協會  
乙組合ハ宮城縣組合

二〇 組合以外ノ扱中丸山慶治君ノ扱二二名







第三班 文部大臣、逓信大臣、立憲政友會本部

但シ委員ハ主トシテ本日大藏大臣ヲ訪問シタルモノ之ニ當リ補缺トシテ東京増田磯吉、神馬千代吉ノ兩君ヲ追加ス

第四班 社會局長官、立憲民政黨本部、國民同盟委員會

但シ委員ハ主トシテ本日農林大臣ヲ訪問シタルモノ之ニ當リ補缺トシテ葛和安太郎、藤田竹三、近藤濱五郎ノ三君ヲ追加ス

第五班 鐵道大臣、司法大臣

但シ委員ハ主トシテ本日商工大臣ヲ訪問シタルモノ之ニ當リ補缺トシテ西松光治郎、今泉小源次ノ兩君ヲ追加ス

班外 拓務大臣

但シ顧問大林義雄君ノ單獨訪問ニ一任ス

二、先年勞働者災害扶助法案阻止運動ノ例ニ準シ對議會策ヲ講スルト共ニ各政黨首領ノ了解ヲ求ムルニ努力ス而シテ政黨首領ノ了解ヲ求ムルハ左ノ三君ノ盡力ニ依頼ス

立憲政友會總裁ニ對シテハ 井上初太郎君

立憲民政黨總裁ニ對シテハ 栗原源藏君

國民同盟委員長ニ對シテハ 大林義雄君

實行委員第二次協議會 (八月二十日)

前日協定ノ八省大臣其ノ他訪問ノ五班委員ハ午前九時土木業協會ニ集合シ直チニ出發各擔當方面ヲ訪問陳情書ヲ提出シ概ネ正午前後ニ於テ歸會シ午後二時三十分ヨリ協議會ヲ開催セリ。

開會當初ニ於テ交々各訪問先ノ狀況ヲ報告シ且ツ昨今兩日訪問ノ成績ニ鑑ミ更ニ今後ノ實行方法ニ關シテ左ノ件ヲ協定シ午後六時解散セリ。

一、本日井上初太郎君(成瀬竹次郎君同伴)ガ鈴木政友會總裁ヲ訪問シタル際明朝本會最高幹部ヲ引見セラルベク承諾ヲ得タル爲メ正、副會長及井上、成瀬兩君ノ外左ノ諸君ハ明朝七時半ニ土木業協會ニ集合シ直チニ鈴木總裁ヲ訪問スルコト

森田彦隆君 丹藤信勝君 高橋謙一郎君

木村辰藏君 大岐榮君 上草直清君

二、對議會策トシテ細件ニ亘ル概要ヲ協定セルコト左ノ如シ

(イ) 同業出身兩院議員ヲ招待シ目的達成ニ關シテ指導ヲ仰クト共ニ盡力方ヲ懇請スルコト

(ロ) 會員ニシテ恹懇ノ議員アルモノハ目的達成ニ關シ特ニ依頼狀ヲ發送スルコト(依頼狀ハ本部ニ於テ之ヲ準備ス)

(ハ) 適當ノ代議士ヲ選ビ議會ニ於テ質問スベク依頼スルコト

(ニ) 議院構内ニ詰切り知合ノ議員ニ面會シ了解ヲ求ムルニ努ムルコト、爲之毎日二十名宛ノ詰切り日割ヲ作製シ且ツ之ヲ通知依頼スルコト

尙地方組合及同業者ニモ成ルベク多數上京シ協力方ヲ依頼スルコト

(同日本部會ニ於テ作製シタル議會開會中議院構内へ出席日割)

八月二十五日

石井權藏君	西松光治郎君	丹藤信勝君	小田末吉君
安藤德之助君	増田礪吉君	吉田勝之君	大屋傳作君
上田佐助君	近藤濱五郎君	石井鶴次郎君	徳久次郎君
竹中工務店	間組	大林組	清水組
鹿島組	大倉組	大阪委員	横濱委員
川崎委員			

同 二十六日

戸田利兵衛君	高橋謙一郎君	葛和安太郎君	森田彦隆君
--------	--------	--------	-------

島田 藤君	西浦周三郎君	神馬千代吉君	中野喜三郎君
長 義三郎君	岡崎金次郎君	勝村幾之介君	青木孝太郎君
竹中工務店	間組	大林組	清水組
鹿島組	大倉組	大阪委員	横濱委員
飛島組			

同 二十七日

藤田竹三君	今泉小源次君	池田光次君	馬場徳司君
戸澤八五郎君	石井權藏君	丹藤信勝君	小田末吉君
安藤德之助君	増田礪吉君	吉田勝之君	岩浪光二郎君
竹中工務店	間組	大林組	清水組
鹿島組	大倉組	大阪委員	横濱委員
錢高組			

同 二十八日

西松光治郎君	大屋傳作君	近藏濱五郎君	石井鶴次郎君
徳久次郎君	戸田利兵衛君	高橋謙一郎君	葛和安太郎君
森田彦隆君	上田佐助君	竹中工務店	間組

大 林 組  
清 水 組  
鹿 島 組  
大 倉 組  
大 阪 委 員  
橫 濱 委 員  
飛 島 組  
錢 高 組  
川 崎 委 員

同 二十九日

島 田 藤 君  
西 浦 周 三 郎 君  
岩 浪 光 二 郎 君  
神 馬 千 代 吉 君  
中 野 喜 三 郎 君  
長 義 三 郎 君  
岡 崎 金 次 郎 君  
戶 田 利 兵 衛 君  
丹 藤 信 勝 君  
高 橋 謙 一 郎 君  
勝 村 幾 之 介 君  
竹 中 工 務 店  
間 大 林 組  
清 水 組  
鹿 島 組  
大 倉 組  
大 阪 委 員  
橫 濱 委 員  
飛 島 組  
錢 高 組

同 三十日

藤 田 竹 三 君  
今 泉 小 源 次 君  
池 田 光 次 君  
馬 場 德 司 君  
戶 澤 八 五 郎 君  
青 木 孝 太 郎 君  
石 井 權 藏 君  
小 田 末 吉 君  
森 田 彦 隆 君  
島 田 藤 君  
西 松 光 治 郎 君  
竹 中 工 務 店  
間 大 林 組  
清 水 組  
鹿 島 組  
大 倉 組  
大 阪 委 員  
橫 濱 委 員  
飛 島 組

錢 高 組

備 考

- 一、場所 衆議院構内西南隅燕樂軒
- 二、時刻 毎日午前十時ヨリ
- 三、前記以外ノ組合及個人ハ可及的上京詰切ヲ爲シ當該地選出並ニ知合代議士ノ了解ヲ求メラル、コトニ別ニ手配セリ

(ホ) 陳情ノ要旨ヲ議會ニ請願スルコト

爲之左ノ五君ニ起草委員ヲ委囑シ請願書ヲ起草スルコト

起 草 委 員

吉 田 勝 之 君  
鷓 飼 賢 一 君  
森 田 彦 隆 君  
丹 藤 信 勝 君  
西 川 幡 之 助 君

三、陳情書ニ連署セルモノニ對シテ經過報告ヲ發送スルコト

鈴木政友會總裁訪問 (八月二十一日)

左ノ諸氏ハ午前七時三十分土木業協會ニ集合シ直チニ鈴木政友會總裁ヲ自邸ニ訪問シ、井上、成瀬

兩君ノ紹介ヲ以テ面會シ農村救濟土木事業ノ施工ニ關シ、請負ヲ排斥スルハ不當且ツ不利ナルコトニ就キ陳情シ先方ノ都合上約二十分ニシテ退出セリ。此ノ訪問ニ於テ同總裁ハ充分事情ヲ了解シタルモノ、如ク觀取セラレタリ。

訪 問 者

- |             |                       |             |
|-------------|-----------------------|-------------|
| 竹 中 會 長     | 宮 長 副 會 長             | 井 上 初 太 郎 君 |
| 成 瀬 竹 次 郎 君 | 木 村 辰 藏 君             | 大 岐 榮 君     |
| 森 田 彦 隆 君   | 高 橋 謙 一 郎 君           | 丹 藤 信 勝 君   |
| 上 草 直 清 君   | 外 大 阪 ヨ リ 上 京 ノ 有 志 者 |             |

大會實行委員ノ委囑並議院構内詰切依頼 (八月二十一日)

大會實行委員指名者及議院構内詰切者ニ對シ左ノ依頼狀ヲ發送セリ

(依 頼 狀)

拜啓 益御清昌奉賀上候

陳者去る十九日開催の<sup>不況</sup>打開全國土木建築請負業者大會に於ける決議貫徹の爲別紙第一の通り

之が實行委員御委囑候間何卒今後共御盡力相賜り度候

尙本目的貫徹の一方策として先年勞働者災害扶助法反對運動の例に倣ひ今臨時議會開會中議院構内へ詰切り運動致すこと、相成候間御繁用中御迷惑と存候得共何卒別紙第二日割の通り燕樂軒へ御參集被下度此段及御依頼候 敬具

(別紙第一ハ大會記事ニ掲載「六六頁」ノ通り)

(別紙第二ハ二十日記事「八四頁」ノ通り)

右ト同時ニ詰切日割表ニ充當セサル團體會員、個人會員並陳情書調印取扱ニ關係シタル非會員組合其他ニ對シ左ノ依頼狀ヲ發送セリ。

(依 頼 狀)

拜啓 益御清昌奉賀上候

陳者去る十九日開催の<sup>不況</sup>打開全國土木建築請負業者大會に於ける決議三項目貫徹の一方策として先年勞働者災害扶助法反對運動の例に倣ひ今第六十三帝國議會開會中議院構内へ詰切り運動致すこと、相成候間御繁用中御迷惑と存候得共右開期間中左記に依り奮て御參集の上代議士諸氏の了解を求めらる、様御盡力被成下度此段及御依頼候 敬具

一、詰切場所 衆議院構内西南隅 燕樂軒  
 二、日 時 八月二十五日—同三十日間毎日午前十時より

請願書起草委員會 (八月二十二日)

午後一時ヨリ左ノ諸氏ハ土木業協會ニ集合シ大會決議ニ依ル業界不況打開ノ件ニ關シ貴衆兩院議長  
 へ提出スベキ請願書案ニ就キ研究討議ヲ爲シ午後五時解散セリ。

副會長宮長平作君 吉田勝之君 鷗飼賢一君  
 丹藤信勝君 森田彦隆君 西川幡之助君

第二回請願書起草委員會 (八月二十三日)

前日出席ノ請願書起草委員ハ午後一時ヨリ土木業協會ニ集合シ請願書ヲ起草セリ。

各方面ニ對シ陳情書發送 (八月二十三日)

大會當日及其翌日陳情シタル以外ニ亘ル左ノ各方面ニ對シ陳情書ヲ發送セリ。  
 但シ經濟團體ニ對シテハ陳情書ニ願書ヲ添付セリ

提出先

各政務次官、各省次官、各參與官、內閣書記官長、法制局長官、  
 總督、廳長官、府縣知事、市長、滿鐵總裁、  
 貴衆兩院議員、失業防止對策委員會委員、  
 全國商工會議所會頭、日本經濟聯盟理事長、全國產業團體聯合會々長、

同業者出身兩院議員招待

八月二十四日午後六時ヨリ同業者出身兩院議員ヲ帝國ホテルニ招待セリ。當日出席ノ來賓左ノ如シ。  
 貴族院議員 松本勝太郎氏

衆議院議員	森田福市氏
同	山口忠五郎氏
同	勝又春一氏
同	榭谷寅吉氏

會員ヨリ恹懇議員へ依頼狀發送 (八月二十四日)

會員中恹懇ノ議員アル向ハ之レニ對シテ運動スル爲メ在京役員及團體會員等ニ左ノ依頼狀ヲ發送セリ。

(依頼狀)

拜啓 益御清昌奉賀上候

陳者今回の業界不況打開對策運動の一策として會員個人より恹懇の有力議員に對し極力運動せられ度依て兩院議員中に御恹懇の有力者御座候は、御手数恐入候得共業界の爲別紙書面に御記名の上御發送被成下度此段特に御依頼申上候 敬具

追て不取敢別紙印刷の書面……葉御送付申上候に付不足致候は、御申附被下度申添候

(恹懇ノ議員ニ發送スベキ書翰)

謹啓 殘暑難堪御座候處益々御清適奉賀上候愈非常時對策樹立の爲め臨時議會も開會せられ日夜御多端の御事と拜察申上候邦家の爲め折角御自重被下度願上候陳者小生加入致居候日本土木建築請負業者聯合會主催の下に去る十九日比谷公會堂に於て全國土木建築請負業者の大會を相開き現下の不況打開策として別紙の三大項目を決議仕候引續き右決議により壹萬五千有餘名の署名ある陳情書を相携へ總理大臣を始め各省大臣並に各政黨總裁を歴訪致し縷々陳情致置候處尙進んで帝國議會にも右請願の手續を採ると共に猛運動を開始する事に相成居候間御繁忙中恐縮の至りに存候へども從來の御別懇に甘へ右目的貫徹の爲め特に御盡力相仰ぎ度茲に以書中右御願迄如斯に御座候 敬具

昭和七年八月 日

陳情書連署者へ大會開催顛末報告 (八月二十四日)

土木建築業界陳情書ニ連署シタル全員ニ對シテ左ノ報告ヲ發送セリ。  
窮狀打開ノ件

(報告「端書」)

拜啓 殘著烈しく候折柄益々御清昌の段奉賀候 陳者先般は業界の不況打開に關する陳情書に御調印被下難有奉謝候今回右陳情の趣旨貫徹の爲め去る十九日比谷公會堂に於て不況全  
國土木建築請負業者大會を開催致し大々の氣勢を擧げ左の三大項を決議仕候

- 一、目下政府に於て計畫中の時局匡救土木事業は之を請負に附せしむること
- 一、政府に於て從來直營施行に係る河川港灣及道路等の工事は之を請負に附せしむること
- 一、現下の不況打開の爲め政府及公共團體に於ける中止繰延中の土木建築工事は之を繰上  
施行せしむること

閉會後即時右決議並に豫て御調印被成下候陳情書を携へて總理大臣を始め各省大臣を屢訪致し我等の主張を縷々開陳致置候 尙引續き臨時議會へも請願をなし目的貫徹の爲に猛運動を開始致すべく候間御諒承被成下此上とも御援助賜り度願上候  
右御禮旁御報告申上候 敬具

昭和七年八月廿四日

日本土木建築請負業者聯合會

東京市麹町區内幸町一ノ三 大阪ビル六階

### 對議會運動第一日 (八月二十五日)

八月二十日ニ於ケル大會實行委員會ノ協議ニ依リ午前十時ヨリ議院構内燕樂軒へ詰切ヲ開始セリ。  
本日ノ詰切出席者及面會ノ上願意ノ了解ヲ求メタル議員諸氏左ノ如シ。

出 席 者	增田 礪 吉君	橫 濱 庄司保之助君	安藤組 淺 沼 務君
大林組 市川 愛 一君	同 西野梅治郎君	西松組 大原 尙 恒君	
間 組 北岡 喜 治君	小田 末 吉君	丹藤組 丹藤 信 勝君	
會 長 竹中藤右衛門君	副會長 小 谷 清君	副會長 宮長 平 作君	
竹中工務店 石井重三郎君	大倉組 小松五郎衛君	星野合資 佐藤 一 二三君	
鐵道工業 吉田 勝 之君	清水組 西川 幡 之助君	近藤 濱 五郎君	
大倉土木 吉 武 一 雄君	千葉市 杉山 邦 三郎君	同 今 井 鷹 司君	
千葉縣北條町 秋野啓治郎君	千葉市 小川 四 郎君	鹿島組 末 永 民 藏君	
清水組 内山 熊 八郎君	相談役 田 中 讓君		

議 員

衆議院議員

中島彌團次氏	安藤正純氏	伊藤仁太郎氏	中村繼男氏
榊谷寅吉氏	松田竹千代氏	原惣兵衛氏	長島隆二氏
山口忠五郎氏	勝又春一氏	古屋慶隆氏	比佐昌平氏
高見之通氏	島田七郎右衛門氏	矢野晋也氏	森田福市氏
津崎尙武氏			

請 願 書 提 出

(八月二十五日)

請願紹介者タル貴族院議員松本勝太郎氏及衆議院議員森田福市氏ニ各議長宛左ノ請願書ヲ提出シ取次方ヲ依頼シ同時ニ貴衆兩院豫算委員各六十三名ニ對シ請願書寫ヲ添ヘ目的達成方ニ就キ依頼狀ヲ發送セリ。

(請 願 書)

紹 介 者

貴族院議員	松 本 勝 太 郎
衆議院議員	森 田 福 市

(各別)

請 願 書

請 願 要 旨

- 一、時局匡救土木事業ハ之ヲ請負ニ附セラレタシ
- 二、從來直營施行ニ係ル河川港灣及道路等ノ工事ハ之ヲ請負ニ附セラレタシ
- 三、中止、繰延中ノ土木建築工事ハ之ヲ繰上げ施行セラレタシ

理 由

(一) 土木建築請負業者ハ多年ノ財界不況ニ因リ今ヤ不振其極ニ達シ全ク萎靡困憊ニ陥リ空前ノ慘狀ヲ呈ス

全國ニ亘ル土木建築請負業者ハ約五萬六千名ニシテ是ニ從屬スル熟練労働者ハ約百參拾萬人ヲ算シ其家族ヲ加フレバ其數實ニ五百萬人ヲ下ラザルベシ是等ノ七割以上ハ失業ノ悲運ニ曝サレ今ヤ全ク餓死線上ニ彷徨スルノ窮狀ニ在リ之ガ救濟ハ一日モ忽ニスルヲ得ザルノ状態ナリ

現政府ガ農村救濟策トシテ土木事業ヲ計畫セラレ第六十三帝國議會ニ之ガ豫算案ヲ提出セラルルニ至リタルハ機宜ニ適シタル措置ト思惟スルモ之ガ實施方法トシテ請負業者ノ經驗ト長所トヲ無視シ府縣及市町村ノ直營ニ附セントセラルルハ誠ニ遺憾



ニ堪ヘザル所ニシテ由來直營工事ハ勞力ノ徒費、工程ノ遲延、工費ノ増加ヲ來シ易ク國家經濟上不利ナルハ勿論情民ヲ作ルノ弊アルハ從來ノ實蹟ニ徴シ明カナリ  
 工事ノ施工ハ之ヲ専門業者ニ委ヌルノ得策ナルハ今更論議ノ餘地ヲ存セザルノミナラズ其實施條件宜シキヲ得バ寧ロ經濟的結果ハ農村救濟ノ效果ヲ大ナラシメ併セテ請負業者並ニ其ノ從屬熟練勞働者救濟ノ實ヲ擧ゲ即チ一石二鳥ノ良果ヲ贏チ得ラルルモノナリト信ズ請負業者並ニ其ノ從屬熟練勞働者モ亦忠良ナル帝國臣民ニシテ均シク陛下ノ赤子ナルハ農山漁村乃至中小商工業者ト異ナル所ナキニ拘ラズ忍苦聲ヲ吞ムモノニ對シテハ何等願ミラザルハ遺憾限リナク剩サヘ中間搾取等ノ名ノ下ニ正業ノ權利將ニ危機ニ置カレントスルニ至リテハ業界ノ前途暗澹トシテ生活上ノ一大脅威ナリトス如此ニシテ推移センカ思想上ノ影響亦計ルベカラザルモノアラン邦家ノ爲メ深憂ニ堪ヘザル所ナリ

(二) 是レ時局匡救土木事業ヲ請負ニ附セラレン事ヲ請願スル所以ナリトス  
 直營工事ノ不經濟ニシテ勤勉ノ美風ヲ害フノ弊アルハ前項ニ説明セルガ如シ然ルニ政府ニ於テハ從來久シク河川港灣及道路等ノ工事ヲ直營施行セラルルモ現今請負業者ハ多年ノ經驗ト優秀ナル技倆トヲ有シ且ツ進歩セル諸機械ヲ設備セルヲ以テ如何

ナル工事ノ實施ニ當ルモ良果ヲ收ムルハ現ニ鐵道、水力電氣其他重要工事ガ悉ク請負業者ノ手ニ成レルニ徴シ明白ナリ工事激減シ請負業界不振ヲ極ムルニ際シ從來政府ノ直營施行ニ係ル河川港灣及道路等ノ工事ハ國家經濟上ノ見地ト業界救濟ノ目的トヲ以テ之ヲ請負ニ附セラレンコトヲ希フ所以ナリトス

(三) 從來政府ニ於テハ既定豫算中巨額ノ土木建築工事費ヲ繰延又ハ中止セラレ爲メニ財界不況ト相應ジテ請負業界ノ不振ヲ激成セルノ觀ヲ呈スルニ至レリ然ルニ右中止又ハ繰延工事ノ中ニハ財源ノ求メ易キモノ或ハ後拂等ノ方法ヲ採ルコトヲ得ルモノ亦少カラザルヲ以テ目下ノ業界救濟ノ爲メニ最モ有效適切ナル方法トシテ是等諸工事ノ繰上ゲ施行ヲ翹望シテ止マザルナリ

右請願要旨ハ本月十九日全國土木建築請負業者大會ニ於テ決議シ全國同業者一萬五千四百四十一名ノ連署ヲ以テ政府當局ニ陳情ニ及ビタルモノニ有之候得共尙全國同業者ノ爲願旨貫徹爲致度候ニ就テハ業界ノ慘狀御憐察ノ上特別ノ御審議相仰度謹デ及請願候也

昭和七年八月二十五日

東京市麴町區内幸町一丁目三番地大阪ビルヂング六階

日本土木建築請負業者聯合會

會長 竹中藤右衛門

明治十一年七月二十五日生

貴族院議長 宛(各別)  
衆議院議長

同日 第二日 (八月二十六日)

前日同様議院構内燕樂軒へ詰切リタル出席者及面會ノ上願意ノ了解ヲ求メタル議員諸氏左ノ如シ。

出席者

- |              |            |            |
|--------------|------------|------------|
| 間組 北岡喜治君     | 大林組 市川愛一君  | 橫濱 庄司保之助君  |
| 竹中工務店 石井重三郎君 | 高橋謙一郎君     | 副會長 小谷清君   |
| 飛鳥組 鶴飼賢一君    | 橋本工業 長万治君  | 鐵道工業 吉田勝之君 |
| 戶田組 戶田利兵衛君   | 清水組 西川幡之助君 | 會長 竹中藤右衛門君 |
| 鹿島組 末永民藏君    | 森田彦隆君      | 大倉組 吉武一雄君  |
| 中央土木 岡村信三郎君  | 戶田組 縫谷元治君  | 清水組 内山熊八郎君 |

相談役 田中讓君

議員

衆議院議員

- |        |        |       |       |
|--------|--------|-------|-------|
| 中野勇治郎氏 | 鷺野米太郎氏 | 廣瀬徳藏氏 | 勝田永吉氏 |
| 風見章氏   | 松村光三氏  | 田子一民氏 | 矢野晋也氏 |
| 田中貢氏   | 中野正剛氏  |       |       |

貴衆兩院豫算委員及請願委員ニ依頼狀發送 (八月二十六日)

左ノ貴衆兩院豫算委員及請願委員諸氏ニ對シ請願書寫ヲ添ヘ目的達成方ニ就キ依頼狀ヲ發送セリ。

貴族院

豫算委員

- |          |         |         |          |
|----------|---------|---------|----------|
| 公爵一條實孝氏  | 侯爵大隈信常氏 | 侯爵細川護立氏 | 侯爵中御門經恭氏 |
| 侯爵佐佐木行忠氏 | 侯爵松平康昌氏 | 伯爵柳澤保惠氏 | 伯爵樺山愛輔氏  |
| 伯爵酒井忠正氏  | 男爵大井成元氏 | 子爵大久保立氏 | 子爵前田利定氏  |
| 子爵野村益三氏  | 子爵秋月種英氏 | 子爵八條隆正氏 | 子爵岡部長景氏  |

子爵曾我 祐邦氏	子爵東園 基光氏	子爵秋元 春朝氏	子爵西尾 忠方氏
子爵妻松 友光氏	子爵秋田 重季氏	男爵坂本 俊篤氏	石塚 英藏氏
男爵紀 俊秀氏	有吉 忠一氏	小松 謙次郎氏	三井清一郎氏
上山 滿之進氏	山川 端夫氏	男爵千秋 季隆氏	男爵井田 磐楠氏
桑山 鐵男氏	男爵藤村 義朗氏	男爵小畑 大太郎氏	男爵松岡 均平氏
男爵井上 清純氏	男爵伊江 朝助氏	男爵中村 謙一氏	男爵渡邊 修二氏
藤澤 幾之輔氏	石渡 敏一氏	橋本 圭三郎氏	竹越 與三郎氏
倉知 鐵吉氏	菅原 通敬氏	田所 美治氏	赤池 濃氏
丸山 鶴吉氏	長岡 隆一郎氏	大橋 新太郎氏	森 平兵衛氏
尾崎 元次郎氏	林 平四郎氏	小鹽 八郎右衛門氏	平田 吉胤氏
藤原 銀次郎氏	濱口 儀兵衛氏	風間 八左衛門氏	絲原 武太郎氏
高廣 次平氏	大谷 尊由氏	八馬 兼介氏	
公爵德川 圀順氏	侯爵西郷 從德氏	侯爵德川 義親氏	侯爵德川 賴貞氏
伯爵酒井 忠克氏	子爵白川 資長氏	子爵清岡 長言氏	子爵今城 定政氏
子爵新庄 直知氏	子爵鍋島 直繩氏	子爵米倉 昌達氏	子爵梅 園篤彥氏

請願委員

岡 喜七郎氏	男爵今枝 直規氏	男爵北河原 公平氏	男爵福原 俊丸氏
男爵渡邊 汀氏	男爵近藤 滋彌氏	男爵北島 貴孝氏	男爵關 義壽氏
男爵三須 精一氏	男爵園田 武彥氏	大塚 惟精氏	服部 金太郎氏
內藤 久寬氏	佐々木志賀二氏	中村 圓一郎氏	石川 三郎氏
門野 幾之進氏	奧田 榮之進氏	江口 定條氏	橋本萬右衛門氏
磯村 豊太郎氏	金子 元三郎氏	山崎 龜吉氏	北村 宗四郎氏
吉田 羊治郎氏	根本 祐太郎氏	八木 春樹氏	佐藤 信古氏
澤田 喜彥氏	松本 勝太郎氏	佐々木八十八氏	小林 暢氏
鳴海 周次郎氏			

衆議院

第一部

豫算委員

津雲 國利氏	窪井 義道氏	金光 庸夫氏	加藤 久米四郎氏
仙波 久良氏	田子 一民氏	中島 彌團次氏	

請願委員

宮崎 一氏  
畑 桃 作氏  
平井信四郎氏  
紅 露 昭氏

第二部

豫算委員

松岡俊三氏  
喜多孝治氏  
宮川一貫氏  
花城永渡氏

請願委員

岡田伊太郎氏  
山田佐一氏  
保良淺之助氏  
永田善三郎氏

第三部

豫算委員

芦田均氏  
前田米藏氏  
大口喜六氏  
東 武氏

請願委員

白神邦二氏  
竹澤太一氏  
高倉 寬氏  
松尾四郎氏

第四部

豫算委員

楠 基 道氏  
長島隆二氏  
太田正孝氏  
大山斐瑳磨氏

請願委員

山本慎平氏  
田島勝太郎氏  
清瀬一郎氏  
立川太郎氏

第五部

豫算委員

津崎尙武氏  
岡田忠彦氏  
岡本一巳氏  
若宮貞夫氏

請願委員

安藤正純氏  
森 昇三郎氏  
平川松太郎氏  
若宮貞夫氏

第六部

豫算委員

渡邊幸太郎氏  
鈴木吉之助氏  
青田勝晴氏  
立川 平氏

門田新松氏  
山田又司氏  
高木正年氏  
坂東幸太郎氏  
由谷義治氏  
加藤鯛一氏  
松永東氏

請願委員

葉梨新五郎氏  
中村不二男氏  
金井正夫氏  
宮澤清作氏  
佐藤正太郎氏

第七部

豫算委員

木暮武太夫氏  
島田七郎右衛門氏  
山崎達之輔氏  
森恪氏  
島田俊雄氏  
八田宗吉氏  
工藤鐵男氏

請願委員

大島寅吉氏  
松田正一氏  
田中祐四郎氏  
風見章氏  
中川觀秀氏

第八部

豫算委員

依光好秋氏  
貝谷眞致氏  
守谷榮夫氏  
森肇氏  
池田敬八氏  
川崎克氏  
龜井貫一郎氏

請願委員

仁田大八郎氏  
田尻藤四郎氏  
横山泰造氏  
中山福藏氏  
百瀬渡氏

第九部

豫算委員

森田福市氏  
内田信也氏  
林儀作氏  
齋藤直橋氏  
池田秀雄氏  
濱野徹太郎氏  
中村繼男氏

請願委員

戸田虎雄氏  
後藤脩氏  
高見之通氏  
大神田軍治氏  
鷺澤與四二氏

面會議員ニ直營工事ニ對スル欠陥資料手交 (八月二十六日)

議員ノ了解ヲ便ナラシムル爲メ左ノ直營工事ニ對スル缺陷資料ヲ謄寫ニ附シ面會ノ議員ニ手交セリ。

直營工事の欠陥（失費問題）

- 一、工所用機械器具買入に要する費用は莫大を要す、之か爲め勞力費を減少するに至る惧なきや
- 一、工事監督者及従業人夫の不熟練又は不注意により起る改修並に手直しに要する失費の爲め夫たけ勞力費を減少する惧なきや
- 一、工事監督者及人夫頭を雇備し、然かも早出、居残等の過大なる増賃銀の爲めに其等に支拂ふ給料手當及賃銀かそれたけ勞力費を減少するに至らざるや
- 一、材料買入等につき情實關係の爲め餘分の失費を要し従て勞力費を減少することなきか
- 一、監督の爲めに新に技術員の採用を要するや必せり指定工事完了の曉に於ける此等採用者の跡始末に對する失費を加ふるときは更に勞力費を減少する結果とならざるか

直營工事の欠陥（責任問題）

- 一、豫算内に工事完成せざる時は其責任は誰が負ふか
- 一、工事監督者及使用人夫の不熟練又は不注意により起る工事の不結果並に竣工遅延の責任は誰が負ふか
- 一、農民の就業は農閑期のみ制限されるものなるを以て全部農民を使用する場合果して豫

定の工事量を消化する見込あるか

直營工事の欠陥（思想問題）

- 一、不正行爲を誘引し疑獄事件を頻發する惧なきか
- 一、請負工事に於ては出來高に相當する賃銀を支拂ふ事を原則とするに反し直營工事に於ては時間制により賃銀支拂法に依る弊害の爲め懶惰の弊風を起す惧なきや

同 第三日（八月二十七日）

前日同様議院構内燕樂軒へ詰切リタル出席者及面會ノ上願意ノ了解ヲ求メタル議員諸氏左ノ如シ。

出席者

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 東海工業 山口勇太郎君 | 錢高組 長谷川一郎君  | 大倉土木 古武一雄君  |
| 福島大島組千田耕藏君  | 會長 長竹中藤右衛門君 | 竹中工務店石井重三郎君 |
| 飛島組 鶴飼賢一君   | 鐵道工業 吉田勝之君  | 増田礒吉君       |
| 相談役 田中讓君    | 高橋謙一郎君      | 安藤組 淺沼務君    |
| 鹿島組 鹿島精一君   | 副會長 宮長平作君   | 戸澤八五郎君      |

- 鹿島組 末永 民藏君
- 錢高組 竹中 喜義君
- 群馬縣 佐藤榮太郎君
- 間組 小谷 清君
- 大林組 西野梅治郎君
- 丹藤 信勝君
- 大林組 市川 愛一君
- 藤田 竹三君
- 錢高組 金子 共助君
- 同 飯田伊八郎君
- 間組 中野 深君
- 大倉土木 小松五郎衛君
- 森田 彦隆君
- 大 阪 森下 新造君
- 群馬縣 村井 隆三君
- 清水組 西川 幡之助君
- 清水組 内山 熊八郎君
- 大倉土木 福田 虎助君
- 清水組 清水 揚之助君

議員

貴族院議員

森 平兵衛氏

西本健次郎氏

衆議院議員

- 牧野 賤男氏
- 山田 又司氏
- 木暮 武太夫氏
- 山口 忠五郎氏
- 宮川 一貫氏
- 榑谷 寅吉氏
- 中島 知久平氏
- 篠原 義政氏
- 勝又 春一氏
- 林 路一氏
- 青田 勝晴氏
- 飯塚 春太郎氏
- 木槍 三四郎氏
- 矢野 晋也氏
- 三井 德寶氏
- 小林 絹治氏
- 清水 留三郎氏
- 岡本 一巳氏
- 岡田 忠彦氏
- 尾崎 天風氏

木下成太郎氏

各地方ノ運動ヲ慫慂 (八月二十七日)

大會決議ノ目的達成ノ爲メ地方團體會員及未加入ノ組合其ノ他へ各地方的ニ夫々運動スルヲ必要ト認ムル旨左ノ通牒ヲ發送セリ。

(通牒)

不況全國土木建築請負業者大會の決議貫徹の爲各地方的に運動方の件

首題の目的貫徹の爲今回貴衆兩院議長に對し別紙の通り請願書を提出し實行委員多數は毎日議院構内に詰切り極力運動中に有之候處本運動は各地方に於ても地方的に夫々運動せらるゝを最も必要と被認候就ては貴……に於ても夫々當局に對し御運動被成下度此段緊急御通知旁得貴意候 敬具

同 第四日 (八月二十八日)

前日同様議院構内燕樂軒へ詰切リタル出席者及面會ノ上願意ノ了解ヲ求メタル議員諸氏左ノ如シ。

出席者

- |              |                |              |
|--------------|----------------|--------------|
| 西松組 石川 義人君   | 大 阪 辻 紋治郎君     | 横 濱 三木末吉君    |
| 鹿島組 坂 晴次君    | 大 阪 森下新造君      | 群馬縣 村井隆三君    |
| 群馬縣 佐藤榮太郎君   | 群馬縣 飯田伊八郎君     | 竹中工務店 石井重三郎君 |
| 川 崎 相澤 万吉君   | 川 崎 白尾卯三郎君     | 副會長 宮長平作君    |
| 錢高組 長谷川一郎君   | 丹 藤 信勝君        | 森 田 彦隆君      |
| 東京上田組 上田 佐助君 | 東京星野合資會社 德久次郎君 | 大倉土木 吉武一雄君   |
| 近藤濱五郎君       | 副會長 小谷清君       | 大林組 西野梅治郎君   |
| 會 長 竹中藤右衛門君  | 高橋謙一郎君         | 飛鳥組 鷗飼賢一君    |

議 員

衆議院議員

- |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 磯 部 尙氏 | 青木雷三郎氏 | 青木精一氏  | 多田滿長氏  |
| 本田貞次郎氏 | 宮古啓三郎氏 | 大野伴睦氏  | 小野寺 章氏 |
| 矢野晋也氏  | 森田福市氏  | 松山常次郎氏 | 岡田伊太郎氏 |

衆議院豫算委員會ニ於ケル委員ノ質問及

内務大臣ノ答辯 (八月二十八日)

本日衆議院豫算委員會ニ於テ委員長長島隆二氏ヨリ農村救済土木事業ノ直營施行ニ關シテノ質問及之ニ對スル内務大臣山本達雄氏ノ答辯左ノ通り

委員會速記録ノ抜萃)

○長島委員 尙ホ私ハ之ニ關聯シテモウ一ツ御尋致シマスガ、此頃新聞ヲ見マスト、今度ノ事業ハ農村ノ收入ノナイ人間ヲ助ケルノデアアルカラ、總テ直營ニスルト云フコトノヤウニ傳ヘラレテ居リマス、ソレガ其通りデアアルカドウカラ私ハ御尋スルノデアリマス、直營ト云ヘバモウ形ノ上ハ立派デアアル、何デモ直營ニシテ間ニ何人モ入ラナイノデアアル、直接働ク人間ニ賃銀ヲ與ヘルノデ大變良イヤウデアアルガ、是ハ空論デアツテ、實際事業ヲ進メル上ニ於テハイケナイ、又慣レタ人間デナケレバ經費ガ餘計掛カルト云フコトモアル、慣レナイ人間デハ能率モ擧ラナイト云フヤウナコトカラ、事業ヲ急イデ此年度内ニハ少クトモ此計畫シテ居ルダケノ仕事ハ遺憾ナクヤルト云フ爲ニハ、私ハ直營ハイケナイ、請負ト云フコトヲ茲ニ加ヘテ、慣レタ人間ヲ使フ、或ハ技術ノア



ル者ヲ働カシメル、或ハ能率ノ舉ツテ居ル人間ヲ加ヘテ、サウシテ地方ノ人間ト一緒ニシテ、地方ノ人間ノ能率ヲ舉ゲル必要ガアルト思フノデアリマス、一面カラ見レバ、請負事業者ハ打撃ヲ蒙ツテ居ル、全國ニ百三十萬人請負ニ關係シテ居リマスガ、是ハ今マデノ請負事業中止ノ爲ニ打撃ヲ受ケタ人デアリマス、農村ノ人モ大打撃ヲ受ケタノデアリマスガ、此百三十萬人間モ打撃ヲ受ケテ居ルノデアリマスカラ、斯ウ云フ方面ヲ救済スル必要ガアルノデアリマスカラ、私ハ事業ヲ急速ニ運ビ、安ク運ブト云フ關係カラ、慣レタ人間ニヤラス必要ガアルト思フノデアリマス。以上二點ニ付テ御伺致シマス。

○山本國務大臣 御質問ノ地方官ガ金融ニ關シ、又サウ云フ仕事ニ關係シテハ甚ダ拙イ仕事ヲスルト云フコトニナルノデアリマセウガ、ソレハ私モサウ思ヒマス、ドウモ役人ガ請負業者ト同ジヤウナ事ヲスルト云フコトハ隨分ソレハ困難デアラウト思ヒマス、現ニ今日國有デソレハ内務省邊リデヤツテ居ルコトデスラモ、請負業者カラ見ルトアレヲ吾々ニヤラシタナラバモウ少シ効力ノアルヤウニヤルト云フコトデ、ドウモ役人仕事ト云フモノハドウモ斯ウト云フ非難ノアルコトモ承知シテ居リマスガ、今日ハ又ソレト同時ニ請負業者ニ委セルト、ドウモ中ニ色々ノ運動者ガ起ツテ、サウシテ一種ノ權利ヲ握ツテ遂ニ請負業者ニ渡ス、請負業者ニ當ツテ仕事ヲスル間ニハ餘程無駄ナ金ガ費サレルト云フヤウナコトデ困ルト云フ噂モ隨分聞イテ居ルノデゴザイマ

スガ、要シマスルノ今度ノ仕事ハ主トシテ山村漁村ナドニ於テ困難シテ居ル人ニ成タケ仕事ヲサセテ、ソレデ其金ヲ其處ニ落ス、一ツハ失業者トナルベキ者ヲ助ケ、一ツハ非常ニ不便ナ金融ニナツテ居ルカラ助ケタイト云フコトデアリマシテ、色々考ヘマスト先ヅ國營ヨリモ縣營、縣營ヨリモ町村營ト云フ如キ所ニ持ツテ行ツテヤリタイト云フノガ主ニナツテ居リマス、又ソレト同時ニ其金ガ地方ニ落ちテ、或ハ勞働者ノ此處ハ賃銀ガ安イカラ、却テ安イ者ヲ使ツタ方ガ宜イト云フ經濟上ニナリマシテモ、管理ノ目的ヲ遂ゲナイト云フコトガ往々アリマスカラ、ソコデ縣ニ於テモ十分ニ責任ヲ以テ之ヲ監督シテヤラセルト云フ建前ノ方ガ本當デアル、其目的ヲ遂ゲマス上ニ付テ多少今申ス如ク金融ナドニ非常ニ役人ハ能率ガ上ガラヌト云フコトモアリマスガ、今度之ヲ十分ニ監督シテ地方官ニヤツテ貰ヒタイ、總テ全國一律ニヤルカラ、謂ハバ地方官ヤ其關係ノ人ノ腕ノ現ハシドコロダト云フ位ノ所デ進ンデヤツテ居ルヤウデアリマス、併シ幾ラサウ申シマシテモ是迄一向土木ニ關係ノナイ町村ノ人ガ自カラヤツテモ、却テ能率ハ上ガラズ、又勞働者ヲ使フ途モ素人ダト云フヤウナコトニナリマス、是ハ又餘程考ヘナケレバナラヌコトト思フノデアリマス、ソコデ建前ハ成タケ直接ニヤルヤウニシテ置イテ、地方ニ依ツテハ、コレヨリモ斯ウ云フ人ハ雇ウテ使ツタ方ガ能率モトガリ効力モアル、サウシテ目的ヲ遂ゲルニ付テハ此方ガ便利ダト云フヤウナコトガアリマシタラバ、必ラズ直轄シテヤラナケレバナラヌト斯フ決メテ居

ル譯デハナイ、唯建前ヲサウシテ行ツテ、其地方官ノ宜シキニ依ツテ効力ヲ上ゲ、目的ヲ遂ゲルヤウニ進メタイト云フ精神ヲ持ツテ居リマス、先達モ土木業者カラ吾々モ非常ニ困難シテ居ルニ、吾々ヲ除ケテヤルトハ非常ニ不幸平チヤナイカト云フヤウナコトモ大分聞キマシタ、ソコデソレ等ノ縣廳ニ向ツテ、建前ハ斯ウデアルガ、必ズシモソウデハナイ、而モ今度ノコトハ全國ニ亘ツテ仕事ガアルコトダカラ、假令ヤラヌトシテ見テモ、君達ノ仕事ハ相當アチラコチラ出來テ場合ニ依ルト云フト、忙シクテ堪ラヌト云フ如キコトニナルカモ知レナイ、デアルカラシテソレハサウ窮窟ニ考ヘル必要ハナイモノト答ヘテ居ツタ、唯政策ハサウシタイガ、處ニ依ツテ土木業者ヲ入タ方が有效デ、却テ目的ヲ遂ゲルト云フコトガアレバ、必ズシモ別ニヤラナケレバナラヌト云フ譯デハナイ、ソレト同時ニ素人ノコトデアルカラ、地方ニ向ツテ十分ニ當局者ノ方カラ監督ヲシテ見タイト思フノデアリマス。

○長島委員 今ノ御答辯ノ中ニ尙ホ不足シテ居ルト思フ點ガアリマス、ソレハ私が第一段ニ述ベマシタ地方役人ノ働キガ惡イト云フ點デアリマスガ、低利資金融通ヤ何カデスト、ドウシテモ地方ノ役人ガ大事ナ働ヲスル、今迄ハ實際金ハ出ス、出スト縣廳カラ言ツテ來テ、必要ナ書類ヲ出セト云フノデ、書類ノ提出ガスツカリ出來テモ金ハ中々來ナイト云フコトガ多イノデアリマス、露骨ニ申シマスト今マデ地方官應ト云フモノハ資金ノ融通トカ、或ハ經濟的ナ働キニ付テハ全く無

能力ダト言ウテモ宜シイ程ナノデアリマス、ソレデアルカラ從來低利資金ノ融通、色々口ガアリマシテ、アア云フコトトスル、斯ウ云フコト、スルヤウナコトハ決リマシタガ、實際ノ働キガ惡クテ金ノ出テ居ル程度ガ非常ニ少イト云フコトガアリマスカラ、其點ニ付キマシテドウゾ十分ナ御指導ヲ内務大臣ガナサレテ、今度ハ此決ツタ金ハ遺憾ナク出ルト云フ、働キヲ十分ニスルヤウニ、而モ早く、手續ナドハ餘リ煩瑣ニセズニ早くソレガ出來ルト云フコトニシタイト云フ希望ヲ申上ゲマス

### 激勵電報接受 (八月二十八日)

北九州請負人聯合會ヨリ左ノ激勵電報ニ接ス。

(電文)

今回ノ陳情運動ニ對シ諸彦ノ御奮闘ヲ謝ス本市聯合會ニ於テモ夫々地元代議士ニ依頼打電セリ成功ヲ祈ル

北九州請負人聯合會

對議會運動中止ト之ニ伴フ協議會 (八月二十八日)

衆議院議員請願委員會ニ於テハ八月二十五日竹中藤右衛門名義ヲ以テ提出シタル請願書ヲ採擇シタル旨紹介者森田福市氏ヨリ承知セルノミナラス各方面ヨリノ情報ニ依レバ陳情ノ意見ハ充分徹底シ衆議院内ノ空氣ハ有利ニシテ此以上積極的ノ運動ハ寧ロ不利ヲ招クノ虞ナシトセサルニ依リ燕樂軒詰切者一同ハ午後一時土木業協會ニ引揚グ同二時ヨリ協議會ヲ開キ左ノ件ヲ協定、午後四時解散セリ。

- 一、今後ハ單ニ議院内ノ經過ヲ注視スルニ止メ議院構内ヘノ詰切リ運動ハ本日ヲ以テ一時打切り此ノ旨關係方面ヘ急報スルコト
- 二、業界救済ニ關シテ業者ト同一意見ヲ有スル代議士ニ對シ建議案ノ提出方ニ付キ意見ヲ徵スルコト

對議會運動中止ノ通知發送 (八月二十八日)

本日ノ協定ニ基キ明二十九日ヨリ當分議院構内ヘ詰切ル事ハ中止スル旨各關係方面ヘ左ノ通牒ヲ發送セリ。

送セリ。

但至急ヲ要スル向ヘハ電報ヲ以テ急報セリ。

(通牒)

議院構内ヘ集合の件打切に關し通知

拜啓過日來業界不況打開問題に關し連日御迷惑相掛け候段奉深謝候

陳者豫て衆議院ヘ提出致置候請願は本日ノ請願委員會に於て森田福市代議士の斡旋に依り採擇に相成候間御承知置被下度尙「土木建築業界救済ニ關スル建議」が業界出身の衆議院議員より提出さるゝ事に相成居り候に就ては茲一兩日は議院構内ヘ詰切る必要も無之今二十八日を以て一時打切る事と致候に付御諒承相成度追て右建議進行の模様にて更に御參集相願ふ時は更めて御通知可申上候へは其際は何分の御盡力相仰度候  
右不取敢御通知迄如斯御座候 敬具

請願事項ニ對スル議會ノ情勢注視 (第一日)

八月二十九日、左ノ諸氏ハ議會ニ於ケル請願事項ニ對スル情況注視並ニ連絡ノ爲メ議院構内燕樂軒

へ出張セリ。

副會長 小谷 清君	同 宮長平 作君	顧問 鹿島精一君
飛鳥組 鶴飼賢一君	栗原組 増野伊太郎君	鐵道工業 吉田勝之君
大阪辻 紋治郎君	竹中工務店 石井重三郎君	

建議案提出 (八月二十九日)

「土木建築業界救済ニ關スル建議案」ハ本日森田、勝又、山口ノ三代議士ニヨリ提出セラル。

請願事項ニ對スル議會ノ情勢注視 (第二日)

八月三十日、左ノ諸氏ハ前日同様議會内ノ情況注視並ニ連絡ノ爲メ議院構内燕樂軒へ出張セリ。

會長 竹中藤右衛門君	副會長 小谷 清君	同 宮長平 作君
飛鳥組 鶴飼賢一君	竹中工務店 石井重三郎君	間組 北岡喜治君

建議案印刷物請願委員へ配布 (八月三十日)

前記建議案ハ本日左ノ通り印刷物ヲ以テ衆議院建議委員ニ配布セラル。

建議第五三號

土木建築業界救済ニ關スル建議案

右成規ニ據リ提出候也

昭和七年八月二十九日

提出者

森田 福市
勝又 春一
山口 忠五郎

賛成者

矢野 晋也	青木 雷三郎	長田 桃藏
木本 圭一郎	仙波 久良	世耕 弘一

堀川 美哉	服部 岩吉	山本 芳治
伊坂 秀五郎	上田 孝吉	青田 勝晴
岩崎 幸治郎	磯部 清吉	渡邊 伍
花城 永渡	田尻 生五	貝谷 真孜
吉田 頼明	清家 吉次郎	藏園 三四郎
白城 定一	大本 貞太郎	須之内 品吉
津崎 尙武	天辰 正守	蔭山 貞吉
八角 三郎	白神 邦二	西村 茂生
楠 基道	小笠原 三五郎	倉元 要一

土木建築業界救済ニ關スル建議

多年ニ亘ル土木建築業界不況ニ伴ヒ之レニ從事スル者失業甚シク今ヤ全ク糊口ニ窮スルノ慘狀ヲ呈シ思想上亦憂慮スヘキモノアリ政府ハ速カニ之レカ救済ニ關シ最モ有效適切ナル措置ヲ採ラレムコトヲ望ム

右建議ス

土木建築業界救済ニ關スル建議案理由書

土木建築請負業界ハ多年ノ財界不況ニ加フルニ政府ノ緊縮政策ニ因リ今ヤ不振其極ニ達シ全ク萎靡困憊ニ陥リ空前ノ慘狀ヲ呈セリ

全國ニ亘ル土木建築請負業者ハ約五萬六千、之レニ隸屬スル從業者約百三十萬人ヲ算シ其家族ヲ加フレハ其數實ニ五白萬人ヲ下ラサルヘク今ヤ其七割以上ハ失業ノ苦境ニ陥リ餓死線上ニ彷徨シ其窮狀寧ロ農山漁村ニ比シ劣ラサルモノアリ

土木建築從業者ハ多年斯業ニ從事シ訓練教養セラレ其技能經驗ハ到底俄ニ之レヲ他ニ求メ難ク且ツ彼等ハ概シテ一家ヲ成シ思想堅實ナル優良ノ臣民ナリ彼等ハ多年失業狀態ヲ續ケ忍苦今日ニ及ビタルモ今ヤ全ク糊口ニ窮シ其慘狀直視スルニ忍ヒサルモノアリ

政府ハ農村及中小商工業者ノ救済ニ急ニシテ獨リ土木建築從業者ニ限リ何等顧ミサルハ遺憾ニ堪ヘス今ニシテ之レヲ救済スルニ非サレハ彼等ハ窮餘其ノ堅實性ヲ失ヒ思想漸次惡化スルノ虞アリ誠ニ深憂ニ堪ヘサル所ナリ

依テ政府ハ此ノ際既定豫算中ノ中止繰延工事ノ繰リ上ケ施行其ノ他ノ方法ヲ以テ速ニ救済ノ實ヲ舉ケラレンコトヲ望ム

是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

## 直營ト請負トノ調和ニ關スル新聞記事

東京日日新聞所載 (八月三十日)

### 三分の一を請負に

#### 内務省の農村救済土木事業

九月から愈々事業を開始せんとする内務省の農村救済大土木事業(總工事費七千三百萬圓)は國府縣並に市町村の直營事業とし請負事業とすることを原則として排撃することに先き同省で決定したがこれを聞いた全國の請負業者は死活問題であるとして代表者を上京せしめ政府要路者に陳情し衆議院の豫算總會でも問題となつたので内務省土木局では直營と請負をどの程度に割振るかにつき審議の結果

- 一、技術上直營により難きもの
- 一、經濟上直營により難きもの
- 一、勞働力上直營により難き場合

にはこれを請負にすることに決定し九月五日緊急全國土木出張所長會議を招集し右直營と請負の調

和について指示することに決定したこの結果内務省所管農村救済大土木事業の總工事費約七千萬圓の三分の一に當る約二千萬圓が請負事業に出され約五千萬圓は國府縣ならびに市町村の直營事業として實施されることにならう。

大阪毎日新聞所載 (八月三十一日)

#### 大土木事業直營と調和して請負制度も採る

##### 約二千萬圓を振向ける内務省の方針決定す

九月からいよいよ事業を開始せんとする内務省の農村救済土木事業總工事費七千三百萬圓は困窮せる農民を飢餓から救ふため國府縣市町村の直營事業とし、やゝもすれば情實因縁に支配されるおそれある請負事業とすることを原則として排撃することにさきに同省で決定したが、これを聞いた全國の請負業者はこれこそ彼等仲間の死活問題であるとして請負業者の幹部は上京して政府要路者に陳情し衆議院豫算總會でも問題となつたので内務省土木局で直營と請負をどの程度に割振るかについて審議の結果

- 一、技術上直營により難いもの、すなはち技術の精巧を要し熟練勞働者を必要とするもの、たとへば港灣修築、橋梁事業のごとき主としてコンクリート作業は請負によること

一、經濟上直營により難いもの、すなはち請負に出せば非常に安價に事業を完成し得るのに國府縣または市町村が直營となし農氏たる素人の不熟練勞働者を使用することにより工事費が意想外に高價につく場合に請負に出すことを得ること

一、勞働力上直營により難い場合、すなはち市町村に對し過度に事業が振當られた場合には管下の農民勞働者のみでは事業の竣工が覺束ないから請負に出すこと

に決定し來月五日緊急全國土木出張所長會議を招集し唐澤土木局長から右直營と請負の調和について指示することに決定した、この結果内務省所管農村救済大土木事業の總工事費約七千萬圓の三分一に當る約二千萬圓が請負事業に出され約五千萬圓は國府縣ならびに市町村の直營事業として實施されることにならう、そして請負事業も農民の救済を基調として全國に事業を振りまいたのであるから大請負業者はあまり恩典を受けずして全國の中小土木請負業者が大いに潤ふことになる、しかし今回の救済大土木事業は悲惨な生活を續け餓死線上を彷徨する農民救出が第一義であるから機械力を用ひれば簡易にしてしかも安價に事業を完成し得るにしてもなるべく機械力の使用を回避せしめ多少高價についても勞働人力によつて事業を完成せしめるといふ産業合理化に背馳する方法によつて徹底的に農民の懷中を肥やすことに決定

衆議院建議委員會ニ於ケル建議案ノ議決 (九月一日)

衆議院建議委員會ニ於テハ森田福市、勝又春一、山口忠五郎ノ三代議士ヨリ提出セル「土木建築業界救済ニ關スル建議案」ヲ議決セリ。

衆議院ニ於ケル建議案可決 (九月二日)

衆議院ニ於テハ前日建議委員會ニ於テ議決セル「土木建築業界救済ニ關スル建議」ヲ可決セリ。

明治神宮へ御禮參拜及回禮 (九月三日)

正副會長ハ明治神宮ニ御禮參拜ヲ爲シ且ツ左ノ同業出身議員ノ宿所ヲ訪問シ議會開會中ノ盡力ヲ謝スル爲メ回禮セリ。

貴族院議員 松本勝太郎氏  
同 西本健次郎氏

衆議院議員	森田福市氏
同	勝又春一氏
同	山口忠五郎氏
同	榭谷寅吉氏

内務省土木局長訪問 (九月三日)

正副會長ハ神宮參拜、同業出身議員ニ回禮後内務省土木局長唐澤俊樹氏ヲ訪問農村救濟土木事業施工ニ關シテ其ノ方針ヲ訊シタルニ直營ヲ原則トスルモノナルモ工事ノ性質ニ依リテハ請負ニ附セサルヲ得サルモノアルベク其ノ決定ハ一ツニ地方長官ノ裁量ニ委託シ敢テ容喙スルモノニアラズ從テ工事ノ種類性質、工事費ノ關係、地方ノ事情等ニ依リ地方毎ニ區々トナルベク内務當局トシテハ全ク豫測シ難キ旨ノ要旨ヲ回示スル所アリタリ。

請願採擇、建議案可決等發表 (九月三日官報號外)

竹中藤右衛門氏ノ名義ヲ以テ提出シタル請願ノ件採擇、森田福市氏外二名提出ノ建議案ニ對スル建

議委員會ノ議決報告並本會議ニ於ケル之カ可決等ヲ左ノ通り官報號外ヲ以テ發表セララル。

(請願採擇)

請願特別報告第五八號

意見書

請願文書表第五一六號

時局匡救土木事業ニ關スル請願 東京市麴町區内幸町一丁目三番地大阪ビルヂング内

日本土木建築請負業者聯合會會長竹中藤右衛門提出 (紹介者議員森田福市君)

右請願ノ要旨ハ全國土木建築請負業關係者五百萬人ハ財界ノ不況ト既定豫算中巨額ノ工事費ノ繰延並中止ニ依リ極度ノ悲境ニ沈淪シツツアリ依テ時局匡救土木事業ノ直營施行ハ之ヲ請負ニ附セシメラレタク尙繰延並中止ノ諸事業ヲ繰上ケ施行セラレタシト謂フニ在リ衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スベキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

(議決報告)

報告書

一土木建築業界救濟ニ關スル建議案 (森田福市君外二名提出)



右ハ本院ニ於テ可決スベキモノト議決致候此段及報告候也

昭和七年九月一日

建議委員長 牧野 賤男

衆議院議長 秋田 清殿

(建議可決)

議事速記録抜萃

日程

第一 ……

第十三 土木建築業界救済ニ關スル建議案 (森田福市君外二名提出)

第十四 ……

○牧野賤男君 日程第十二號ヨリ第五十六ニ至ル建議案ニ對スル建議委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、建議委員會ハ慎重審議ノ結果、政府委員ノ意見ヲ聽キ、總テ之ヲ可決致シタノデアリマス、右報告申上ゲマス。(拍手)

○副議長(植原悦二郎君) 討論ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス……

○副議長(植原悦二郎君) 討論ハ終局致シマシタ、是ヨリ採決ニ入りマス、右建議案四十五

件中、日程第十六、林半馬君提出、……

建議案ト内容同一ノ議案ト認メマスカラ可決サレタト同様ノ意味ニ於テ議決ヲ要セサルモノト致シマス、其他ノ建議案四十四件ハ之ヲ一括シテ採決致シマス、各案ノ委員長報告ニ御異議アリマセスカ。

(「異議ナシト呼ブ者アリ」)

○副議長(植原悦二郎君) 異議ナシト認メマス、各案ハ何レモ委員長報告ノ通り可決サレマシタ。(拍手)

### 運動ノ一段落及各地方的運動ノ德憑(九月七日)

第六十三回帝國議會ハ九月四日ヲ以テ閉院トナリ中央部ニ對シテハ焦眉ノ懸案タル農村救済土木事業ノ直營施工問題ハ自然一段落トナリ本目的ノ貫徹ハ一ツニ各地方的ノ運動如何ニ係ルニ至リタルヲ以テ各地支部長及陳情書ニ連署方ヲ取扱タル非會員組合其他ニ對シテ左ノ通牒ヲ發送シ地方的運動ヲ德憑シ且ツ業者ノ反省ニ就テ注意ヲ喚起セリ。同時ニ役員ニ對シテハ通牒寫ヲ送付シ報告ニ代ヘタリ。

(通譯)

## 業界不況打開運動に關する件

拜啓 愈々御清適の段奉賀上候

陳は先般來の業界不況打開運動に關しては多大の御聲援を賜はり奉謝候大會の開催、大會決議の陳情、議會に對する請願、兩院議員への運動等に依り業界の主張もよく理解せらるる處となり衆議院に於ては業界出身代議士諸君より「土木建築業界救済に關する建議案」の提出を見るの情勢と相成申候差當りの問題たる「時局匡救土木事業を請負に附する件」に就いては政府當局に於ても業界の窮狀に鑑み充分の理解を以て事業の施行に當らる、筈に有之去る八月廿八日の衆議院豫算委員會に於ける山本内相の答辯（先日御送附申上候速記録参照）は政府當局の意志を充分に表現致居り候事と存候然るに去る八月三十日東京日日新聞及八月三十一日大阪毎日新聞紙上に「匡救土木工事は其三分の一を請負に附す」との標題にて約貳千萬圓の工事は請負に附する事に決定したる旨の記事有之東京日々新聞は其節御參考迄に御送り致置候處右貳千萬圓といふ金額につき内務當局に訊したる結果に依れば是は新聞社の誤解にして内務當局としては今回の匡救土木事業の内請負に附せらるゝものは果して何程の金額に上るかは全く判明致し居らず随つて新聞社に對して金額を明示したる事無之趣に有之候要

するに工事の性質、工事費の關係、地方の事情等に依り請負に附せらるゝものも相當可有之もその割振りは總て地方長官の裁量に一任しある由に候へば右新聞紙上に表はれたる金額は確かなるものに非ずと御承知願度爲念御通知申上候

斯様の事情に候へば今回の農村救済土木事業の直營施行と請負施行との割合は各地方に依りて差異可有之一に地方長官の裁量に俟つ事と相成居り候間貴支部に於かれては如才なく貴地當局に御運動被下諒解を求めらるゝ様致され度切望に不堪候

尙今回の土木事業を直營施行を可とする人々の中には從來の失業救済事業等にて地元民を役する條件にて請負に附したるものにも種々の事情はありしならんも實際に於て地元民の使役が完全に行はれざりし事或は請負工事獲得に際し第三者が介在して中間より利益を搾取する等の事實を擧げて請負の弊を強調する向も有之候に就いては今回の匡救事業の請負施行に際しては時局の重大性に鑑み地方農民を潤さんとする根本精神に悖らぬ様致し度特に同業者諸君の注意を喚起する方法につき御高配相煩はし度候

先は右御報告を兼ね御願迄如斯に御座候 拜具

追伸

一、衆議院に提出せし請願（別紙参照）は九月二日衆議院にて採擇（官報號外九月三日二二

二頁参照)

二、衆議院に提出せられし建議案(別紙参照)は九月二日衆議院にて可決(官報號外九月三日二四三頁、二五一頁、二五三頁参照)

三、今回の運動に就いての詳細なる報告は追て作製御送付可致候

四、御参考迄に建議委員長議決報告(官報二四三頁)及請願特別報告第五八號(官報二二二頁)拔萃添付致候

五、尙議員松本勝太郎氏の紹介に依り貴族院に呈出したる請願は會期短かく且重要請願多數の爲め遂に審議未了に終れり

(本通牒添付ノ別紙ハ前顯ニ付省略ス)

各地ニ於ケル活動

二頁参照)

二、衆議院に提出せられし建議案(別紙参照)は九月二日衆議院にて可決(官報號外九月三日二四三頁、二五一頁、二五三頁参照)

三、今回の運動に就いての詳細なる報告は追て作製御送付可致候

四、御参考迄に建議委員長議決報告(官報二四三頁)及請願特別報告第五八號(官報二二二頁) 披萃添付致候

五、尙議員松本勝太郎氏の紹介に依り貴族院に呈出したる請願は會期短かく且重要請願多數の爲め遂に審議未了に終れり

(本通牒添付ノ別紙ハ前顯ニ付省略ス)

各地ニ於ケル活動

## 各地ニ於ケル活動

### 岡山縣

岡山縣土木建築請負業組合ニ於テハ本聯合會ノ目下準備中ニ係ル「土木建築業界窮狀打開」運動ニ關連シ地方的ニモ大々的ニ運動ノ必要ヲ認メ別紙陳情書ヲ作成縣知事及臨時開會中ノ縣會ノ議長以下各役員ニ手交シ一面地方新聞紙ヲ通ジ積極的ノ運動ニ着手セリ。

(別紙)

#### 陳情書

吾ガ土木建築請負業界ハ多年ノ財界不況ニ因リ今ヤ不振其ノ極ニ達シ全ク萎靡困憊ニ陥リ空前ノ慘狀ヲ呈シ隨テ是等ニ從事スル熟練勞働者ノ失業モ亦業界ノ衰頹ト共ニ其數ヲ激増シ實ニ慘憺タル狀態直視スルニ忍ビザルニ依リ窮狀打開ノ方策ヲ發見セン爲メ過般關係最モ深キ

縣土木課首腦各位ト弊組合幹部ヨリ成ル座談會ヲ開催シ忌彈ナキ意見ノ交換ヲナスト共ニ吾等同業者ノ抱持セル希望ヲ開陳(町村請負ノ全廢ハ特ニ強調ス)シ之レカ認容ト實現トヲ期待セル折柄失業救済及農山村救済ノ爲メ一大土木事業ヲ起シ縣工事ト雖モ市町村請負ニ附シ請負ヲ本業トセル業者ヲ除外シテ工事ヲ遂行シ町村請負制ニ抵觸スル規則並ニ事項等ハ此際改廢ノ途ヲ講ゼラレントスル議アルヤニ仄聞ス果シテ然ラバ吾等同業者ニ取リ由々敷大事ニシテ當ニ熟練労働者ノ失業衰滅ニ止ル而已ナラズ請負ニ依リ衣食スル吾等業者ノ多數ハ遂ニ失業倒産ノ外ナキ火ヲ見ルヨリモ明カニシテ實ニ憂慮ニ堪ヘザルナキ惟フニ土木工事ヲ遂行スルニ當リ専門ノ教育ヲ受ケ加フルニ多年ノ經驗ト優秀ナル技倆トヲ有シ而モ進歩セル機械ヲ設備セル請負業者ヲ排除シ技倆ナク經驗ニ乏シキ市町村ヲシテ工事ヲ請負ハシムルトノ利害得失ハ議論ノ餘地ナキニ強テ之ヲ敢行セラレントスルハ畢竟農山村ノ危急ヲ救済セラル、意圖ニ外ナラザル可シト信ス若シ然レバ吾等業者克ク其意ヲ體シ設計書ニ割當ラレタル所要勞役者數ノ六割乃至七割ハ市町村長ノ證明スル地元農民ヲ使役シ所定ノ賃金ヲ支給スル條件付請負契約ヲ締結セバ農山村救済ノ目的ヲ達成シ得ルト共ニ吾等業者モ亦其ノ恩澤ニ浴スルノミナラズ茲ニ業者ノ經驗ト長所トガ隨シニ發揮シ之ニ熟練労働者ヲ配スル結果工費ハヨリ低廉ニ而モ技術者ノ監督ヲ要セズシテ工事ハ完全ニ竣工スベク一舉兩得ノ利益アルハ明カナレ

バ町村請負ノ議アル土木工事ハ勿論往々御施行ノ直營工事ハ舉ゲテ之ヲ請負ニ附セラレントトヲ國家經濟ノ大局ト吾等本業者死活ノ重大性ニ鑑ミ別紙事由書相添ヘ敢テ御清鑑ヲ煩シ度希クハ我等同業者ノ切ナル眞情ヲ諒セラレ速カニ御採納アランコトヲ謹ミテ奉懇願候 敬具

昭和七年八月一日

岡山市桶屋町九番地

岡山縣土木建築請負業組合

組合長 吉 行 澤 太 郎

### 事 由 書

一、請負業者ハ各町村ニ散在住居スルモノナルガ偶々縣土木工事ヲ町村請負トセル場合ハ更ニ町村ガ施主トナリ地方在住ノ請負業者ヲ集メ入札ヲ行ヒ夫ヨリ生ズル利益ノ一部ヲ組入レ置ク例尠ナカラザルガ其使途明確ヲ欠キ爲メニ町村會議ニ當リ紛擾ヲ招致セル等ノ事ヲ屢々耳ニスルコトアリ又施工ノ方法適切ナラザル爲多大ノ施工日數ヲ要シ而モ其ノ期間内ニ於テ竣工ノ見込ナキニ延期ノ出願ヲモナサズ剩ヘ出來形堅牢ヲ欠キ改修ヲ命ゼラル、モ容易ニ之レヲ完成スル能ハズシテ當局迷惑ノ内ニ終レル事モ耳ニセル事モアリ

其後赤字ノ始末ニハ之レガ對策トシテ其附近ノ工事設計ヲ出願シテ赤字補填ノ計畫的施  
工セル事モ耳ニスル等兎角町村請負ハ村治上最善ノ方法ニアラズト思料ス

- 一、農村ノ失業者ト稱スルハ農家ノ閑散時ニ副業トシテ勞働スル者ノ謂ニシテ年中勞働スル  
モノハ何レモ各町村ニ散在住居スル業者ニ專屬シ勞働ヲ繼續ノ志ニテ從來ノ實狀ニ鑑ミ  
ルニ實際農村ニハ土木建築工事ニ從事スルモノハ是迄業者ガ地方工事施工スルニ當リ失  
業者ト認メ使用スルモノハ極ク僅少ニシテ農業ノ閑散時ニ副業トシテ出役スル者多數ナ  
リ

- 一、町村請負工事トシテ施工スル場合ニ於ケル弊害ハ一般請負業者ガ施行スルト其ノ施工方  
法ガ異ナルノ感アリテ材料ノ撰擇出來形ノ軟弱等縣民一般ヨリ之レヲ見レバ縣費ヲ亂費  
スル感アリ

- 一、請負業者ガ施行スル工事ハ近時土木課ニ於テ實施サレツ、アル使役人夫何割以上地方失  
業者使役方法ヲ設計ニ指示アリ之レハ最モ時局匡救ニ當ヲ得タル者ニシテ實際町村ニ於  
テ勞働スルモノハ限アル人足ニシテ是迄町村長ニ出役方依頼スルモ仲々要求ノ數ニ滿タ  
ザル事ハ業者屢々體驗セル所ナリ

- 一、時ノ長官佐上信一閣下田中檢事正當時大正七八年縣下一大水害ニ見舞レ國庫補助ヲ受ケ

之レガ復舊工事後町村請負ニ關聯シ檢事局へ投書三十餘通ニ達シ之レガ對策トシテ町村  
請負ハ全廢トナリタルヤニ仄聞シ居レリ實際町村請負ハ町村自治體ヲシテ時トシテハ紛  
争ノ因ヲ作り信用組合ト相俟テ町村紊亂ノ慘狀ヲ見タル事ハ不祥事トシテ未ダ耳ニ在リ  
一、農山村並ニ失業者救濟事業遂行ニ當リ縣ハ技術者ヲ増員シ町村ヲシテ施行セシメントス  
ル議アルヤニ仄聞ス若シ然リトセバ工事完成後増員シタル技術者ノ處分ニ窮スル結果自  
然直營事業ガ頻發助長スルナキヤノ虞アリ

## 東京

### 東京商工會議所ヨリ三大臣へ建議 (八月三十日)

東京商工會議所ニ於テハ理事東京土木建築業組合副組合長、東京商工會議所議員森田彦隆君ノ盡力  
ト本會ノ陳情トニ依リ今回同所財界研究委員及役員聯合協議會ノ慎重審議ヲ經タル上左ノ通り内務、  
農林、商工ノ三大臣ニ對シ「時局匡救土木事業請負ニ關スル建議」ヲ爲シタル旨同所會頭ヨリ通知ニ  
接シタリ。

右ニ依リ建議書ヲ添へ各商工會議所會頭ニ對シ更ニ援助方依頼狀ヲ發送セリ。

時局匡救土木事業請負ニ關スル建議

政府カ今回農民救済ノ爲メ時局匡救土木事業ヲ起サルルハ洵ニ時宜ニ適セル措置ナリト謂フヘシ而シテ之カ施行ノ急速ヲ要スルハ勿論ナリト雖モ請負ヲ廢シ直營工事ヲ原則トセララルコトハ從來ノ實績ニ徴シ工程ノ遅延、工事費ノ増嵩、勞働力ノ徒費等ヲ來タシ徒ニ國帑ヲ費消スル虞尠カラス蓋シ土木工事ノ施工ハ之ヲ専門業者ニ委ヌルヲ最モ得策トスルハ贅言ヲ要セサル所ナリ故ニ之ヲ土木業者ノ請負ニ附シ適當ナル方法ヲ以テ多年ノ經驗ヲ有スル熟練勞働者ニ配スルニ農民勞働者ヲ以テスレハ如上ノ弊害ヲ除キ而モ其ノ工事ノ好結果ヲ收ムルト共ニ農民救済ノ實效ヲ舉クルヲ得ヘシ仍テ政府ハ右土木事業ノ直營ヲ廢シ農民勞働者ノ使用ヲ條件トシテ請負ニ附セラレムコトヲ切望ス

右本商工會議所ノ決議ニ依リ此段建議仕候也

昭和七年八月二十六日

東京商工會議所

會頭 男爵 郷 誠之助

内務大臣、農林大臣、商工大臣宛

大阪

失業救済ノ爲施行スル土木建築工事ヲ成ル可ク請負トスルコトノ陳情

財團法人大阪實業組合聯合會ニ於テ中小商工業者救済策ニ關シ研究ヲ遂ゲ實行運動中ノ處今回ノ不況打開運動ニ呼應シ大阪土木建築業組合ヨリ提出セル前掲外一件ト共ニ各方面ヘ左ノ陳情書ヲ提出セリ。

陳情書

土木建築業ニアリテハ財界不況ノ影響ヲ受ケ需要激減セルノミナラス資本ヲ固定スルコト多ク且ツ平常勞働者ヲ多數雇傭シ居ル關係上ソノ苦痛特ニ甚ダシキモノアリ殊ニ中小土木建築請負業者ニアリテハ疲弊困憊其ノ極ニ達シ速カニ適當ナル對策ヲ講スルニ非サレハ業界ハ終ニ救済ス可ラサル狀況ニ陥ルノミナラス従業員中ノ多數ヲ失職セシメ寒心ス可キ事態ヲ醸成スル虞アリ本會ニ於テ特ニ慎重審議ノ結果左記ノ方策ヲ立案シ茲ニ閣下ノ御清鑑ヲ仰クコト

、セリ冀クハ業界ノ實狀ヲ省察セラレ御採擇ヲ賜ランコトヲ

一、失業救済ノ爲メ各省並ニ府縣市町其他公共團體ニ於テ施工スル土木建築工事ヲ成ル可ク



請負トスルコト

理由 上叙各省並ニ公共團體等ニアリテハ失業救済ノ趣旨ヨリ専ラ直營ヲ以テ工事ヲ行ハレ居ルカ爲メニ土木建築請負業者ノ職業範圍ヲ著シク狭メラレ唯サヘ不況ニ陷レル業界ヲ一層困窮セシムルノミナラス請負業者ノ雇傭セル熟練労働者ヲシテ失職セシメツ、アルノ現狀ニアリ

素ヨリ自由労働者ノ救済モ亦忽諸ニ附シ難キ事項ナルヲ以テ工事従業員中ノ或部ニ必ス之等失業者ヲ雇傭スルコトヲ條件トシテ工事ヲ請負ニ依ラシムルコト、セハ斯業壓迫ヲ除去シ且ツ熟練労働者ヲ失職セシメス失業者就職ノ手段タラシムルコトヲ得ヘシト信ス

二、入札並ニ契約保證金ノ免除及ヒ工事拂渡金緩和ノ件

理由 土木建築工事ノ如キ巨額ノ資本金ヲ頻繁ニ運用ス可キ性質ノ事業ニ於テハ多額ノ資金ヲ固定セシムルハ事業資金ノ敏活圓滑ヲ缺キ特ニ金融逼迫ノ際ナルヲ以テ特ニ確實ナル保證人ヲ以テ保證金制度ニ代ユルト共ニ工事拂渡金ヲ成ル可ク多額トスルノ要アリト信ス

昭和七年八月二十五日

社団法人大阪實業組合聯合會

會長 森 平兵衛

陳情先

内務、大藏、商工、鐵道、司法、拓務、遞信、農林、各大臣

貴衆兩院議長、民政、政友、公正、研究、各政黨本部

大阪府知事、大阪市長

名古屋

名古屋土木建築業組合ニ於テハ八月二十七日總會ヲ開催シ不況全國土木建築請負業者大會ノ決議文ヲ提ケ、知事其他ヘ陳情スルコトヲ決議シ爾來實行運動中。

# 福岡縣

福岡縣土木請負業組合聯合會ニ於テハ本會ノ不況打開運動ニ呼應シ縣知事ヘ左ノ通り請願セリ。

## 農漁山村救濟事業ヲ請負御下命方請願

數年來ヨリ打續ク世界的財界ノ不況ハ更ニ轉換ノ曙光ヲ認メ得ス却テ其ノ度ヲ深甚ナラシメ一般事業緊縮ノ結果ハ失業者ノ激増ト生活苦ノ深刻ヲ加ヘ、都市ハ勿論農漁山村ニ於テ一大危機ニ迫リ今ヤ社會的重大問題トシテ重視セラルルニ到リ政府ハ今期議會ニ於テ農漁山村救濟事業ノ豫算計上ヲサレ愈ヨ近ク御施工ノ趣キ仄聞仕リ候右ハ最モ時宜ヲ得タル國家社會的有意義ナル御企圖ト拜察シ絶大ナル敬意ヲ表スルトコロニ御座候。然ルトコロ如上事業ヲ地元町村長カ町村請負ヲ以テ施工方ヲ請願運動セル模様ニ有之候モコレハ今ヨリ十年前ニ於テハ縣下一般地元町村請負トシテ可成旺盛ヲ極メタルモ町村請負ハ名稱或ハ理想トシテハ非常ニ良好ノ如クナルモ町村ハ何等ノ經驗或ハ技術上又ハ諸機械器具等設備モナク萬止ムヲ得ス結局請負業者ニ下請施工致セシモノニシテ却ツテ問題ヲ續發シ弊害多キ爲メ道路工事執行令カ施行サレルコトニ相成リシモノニ御座候今町村請負トサレルコトハ再ヒ十年前ノ問題ヲ繰返スコトノミニシテ何等益スルコトナク救濟事業ノ御趣旨ニモ反スルコトト存セラレ候

右救濟事業ハ専ラ地元失業人夫ヲ使用スルノ條件ノ下ニ吾等縣下同業者ニ請負御下命方ヲ切ニ希望仕リ候當福岡縣土木請負業組合聯合會員ハ各地方町村ニ永住者ノミヲ以テ組織シ、誠實信用ヲ第一トシ極力業務ノ刷新技術ノ練磨ニ傾注仕リ候事ハ既ニ御高察ヲ辱セルトコロニシテ右救濟工事御下命ニ接シタル以上ハ工事請負規定ニ基キ特ニ利益ヲ度外視シ奉仕のヲ以テ御指示ニ隨ヒ勿論工事ノ完全ヲ期シ申ス可候條右事情御賢察ノ上願意御採納ヲ賜リ度聯合會ヲ代表シ此段奉懇願候也

昭和七年八月

## 福岡縣土木請負業組合聯合會

會長	林 田 春 次 郎
副會長	藤 原 勝 太 郎
同	山 田 朋 太 郎
同	田 中 忠 藏
同	上 野 彦 太 郎

福岡縣知事小栗一雄殿

山口縣

本會團體會員タル土木業協會員山口市合資會社代表者笠原音五郎君ハ山口縣同業者ヲ叫合指導シ同縣知事、臨時縣會等ニ對シテ左ノ陳情書ヲ提出シ猛運動ヲ爲シタル結果從來ト異ナリ業者ノ存在ヲ充分認識セラル、ニ至リタルハ勿論臨時縣會ニ在リテハ相當ノ效果ヲ收メタル由ナリ。

(知事宛陳情書)

土木建築業界 陳情書  
窮狀打開ノ件

土木建築請負業界ハ多年ノ財界不況ニ因リ今ヤ不振其極ニ達シ全ク萎靡困憊ニ陥リ空前ノ慘狀ヲ呈シ隨ツテ是等ニ從屬スル熟練労働者ノ失業モ亦業界ノ衰頹ト共ニ益々其數ヲ激増シ實ニ慘憺タル狀態ニシテ就中吾カ山口縣業界ノ如キハ特ニ甚敷モノ有之候依ツテ茲ニ窮狀打開ノ爲左記事項御實施相成度格別ノ御詮議奉願上候  
一、時局匡救土木事業ハ之ヲ請負ニ附セラレ度事  
直營工事ハ労働力ノ徒費、工程ノ遲延、工事費ノ増嵩等國家經濟上不利ナルハ從來ノ失業救濟事業ニ徴シ明カナリ然ルニ之ヲ適切ナル實施條件ヲ以テ請負ニ附スレハ業者ノ經

驗ト長所トヲ發揮シ巧ニ熟練労働者ニ配スルニ農民労働者ヲ以テスルコトヲ得テ以上ノ弊害ヲ除去シ國帑ノ節約ト共ニ農村救濟ノ効果ヲ大ナラシメ併テ請負業者並ニ其從屬熟練労働者救濟ノ目的ヲ達シ得ベシ

右山口縣同業者決議ノ上連署ヲ以テ及陳情候也

昭和七年九月十三日

山口縣土木建築工事請負業者代表

笠原音五郎

山口縣知事岡田周造殿

連署者

山口市大字下金古會 奥平儀 作

以下一六一名(氏名略)

(縣會議長宛陳情書)

陳情書

陳情要旨

一、時局匡救土木事業ハ之ヲ請負ニ附セラレタシ

理由

一、土木建築請負業者ハ多年ノ財界不況ニ因リ今ヤ不振其極ニ達シ全ク萎靡困憊ニ陥リ空前ノ慘狀ヲ呈シ就中吾山口縣業界特ニ甚シ現政府ノ施政方針ニ基キ山口縣當局ニ於テモ農村救濟策トシテ土木事業ヲ計劃セラレ近ク臨時縣會ニ之カ豫算案ヲ提出セラルルニ至リタルハ機宜ニ適シタル措置ト思惟スルモ之カ實施方法トシテ請負業者ノ經驗ト長所トヲ無視シ縣及市町村ノ直營ニ附セントセラル、ハ誠ニ遺憾ニ堪ヘサル所ニシテ由來直營工事ハ勞力ノ徒費、工程ノ遲延、工費ノ増加ヲ來シ易ク國家經濟上不利ナルハ勿論惰民ヲ作ルノ弊アルハ從來ノ實蹟ニ徴シ明カナリ

工事ノ施工ハ之ヲ専門業者ニ委スルノ得策ナルハ今更論議ノ餘地ヲ存セサルノミナラス其ノ實施條件宜シキヲ得ハ寧ロ經濟的結果ヲ大ナラシメ併セテ請負業者並ニ其從屬熟練勞働者救濟ノ實ヲ擧ケ即チ一石二鳥ノ良策ヲ贏チ得ラルルモノナリト信ス請負業者並ニ其從屬熟練勞働者モ亦忠良ナル帝國臣民ニシテ均シク陛下ノ赤子ナレハ農山漁村乃至中小商工業者ト異ナル所ナキニ拘ラス忍苦聲ヲ吞ムモノニ對シテ何等顧ミラレサルハ遺憾限リナク剩サヘ中間搾取等ノ名ノ下ニ正業ノ權利將ニ危機ニ置カレントスルニ至リテハ業界ノ前途暗慘トシテ生活上ノ一大脅威ナリトス

如此ニシテ推移センカ思想上ノ影響又計ルヘカラサルモノアラシク邦家ノ爲メ深憂ニ堪ヘサル所ナリ

是レ時局匡救土木事業ヲ請負ニ附セラレン事ヲ陳情スル所以ナリトス

右陳情要旨ハ八月十九日全國土木建築請負業者大會ニ於テ決議シ全國同業者一萬五千四百四十一名ノ連署ヲ以テ政府當局並ニ第六十三帝國議會ニ陳情ニ及ヒタルモノニ有之候ヘトモ尙山口縣同業者ノ慘狀御憐察ノ上願旨貫徹セラレ候様特別ノ御審議相仰度山口縣土木建築工事請負業者連署ヲ以テ謹ンテ及陳情候也

昭和七年九月 日

山口縣土木建築工事請負業者代表

笠原音五郎

連署者

山口市大字下金古曾

奥

平

儀

作

以下一六一名(氏名略)

山口縣會議長土屋英雄殿

## 栃木縣

栃木縣土木建築請負業者ハ九月一日宇都宮市ニ於テ總會ヲ開催シ對策ヲ決シタル模様ナルモ其詳細ハ詳カナラス。

## 富山縣

富山縣同業者ハ本會個人會員佐藤助九郎君ノ指導ノ下ニ臨時縣會ニ際シ縣ニ於テ施行スベキ工事ハ總テ請負、町村ニ於テ施行スベキ工事ハ町村ノ事情ニ依リ直營又ハ請負ニ附スル様請願書ヲ知事及縣會議長へ提出シ一面各議員ニ陳情シタル結果縣會ニテ左ノ建議案ヲ全會一致ヲ以テ可決セリ。

### 建議

今回ノ時局匡救對策事業ハ普ク縣各市町村ニ涉リテ實施セラル、モノ、處之カ工事施行ハ原則トシテ地元ノ直營タシラムル事ニ縣ハ方針ヲ決定サレタルヤノ趣ナルモ地元ノ事情及工事ノ性質如何ニ依リテハ寧ロ經驗ヲ有シ堅實ナル請負業者ニ托シ之ニ請負ハシムルヲ得策トスル場合亦尠カラサルヲ以テ彼是相提携セシメ以テ圓滿ナル事業ノ完成ヲ期スルニ努メシムルコトヲ望ム

右本會ノ決議ニ依リ及建議候也

昭和七年十月十一日印刷  
昭和七年十月十四日發行

(非賣品)

編輯兼 澁谷 輝  
發行人 東京市麹町區内幸町一ノ三大阪ビルディング六階

印刷者 栗原 憲 治  
東京市下谷區谷中三崎町五十六番地

印刷所 栗原文 秀 堂  
東京市下谷區谷中三崎町五十六番地

發行所 日本土木建築請負業者聯合會  
東京市麹町區内幸町一ノ三大阪ビルディング六階

電話 銀座(57)四四三二番  
電報 略號(レ)ン  
振替口座東京二五〇七〇番

終